

令和4年度 上下水道事業年報

令和4年4月1日～令和5年3月31日



酒田市上下水道部

目 次

I 【共通編】

I-1	酒田市の概要	1
I-2	組 織	2
1	組織図及び職員数	2
2	事務分掌	3
3	職員配置状況	6
4	年齢別職員構成	7
5	勤続年数別職員構成	7
I-3	広報広聴	8
1	ホームページ	8
2	上下水道広報誌の発行	8
3	各種イベント等でのPR活動	9

II 【上水道編】

II-1	上水道事業の概要	10
1	沿 革	10
	(1) 酒田市水道事業	10
	(2) 飛島簡易水道事業	17
	(3) 八幡簡易水道事業	17
2	略年表	19
3	拡張事業の経緯	24
	(1) 酒田市上水道	24
	(2) 飛島簡易水道	24
	(3) 松山地区上水道	24
	(4) 柏谷沢地区小規模水道	24
	(5) 平田地区上水道	25
	(6) 小林簡易水道	25
	(7) 八幡簡易水道	25
II-2	施設の概要	26
1	現有施設	26
	(1) 酒田市上水道 小牧浄水場系	26
	(2) 酒田市上水道 新山受水場系	28
	(3) 飛島簡易水道	31
	(4) 松山地区上水道	33
	(5) 柏谷沢地区小規模水道	34
	(6) 平田地区上水道	35
	(7) 八幡簡易水道	37

2	配水管類口径別布設状況.....	38
	(1) 酒田地区.....	38
	(2) 松山地区.....	39
	(3) 平田地区.....	40
	(4) 八幡簡易水道地区.....	41
II-3	業務状況.....	42
1	主要指標.....	42
2	給水普及状況.....	43
3	配水量及び有収水量.....	44
4	1日最大・最小給水量.....	45
5	給水装置工事受付状況.....	46
6	給水栓数.....	46
7	徴収に関する状況.....	47
	(1) 口座加入状況.....	47
	(2) 口座振替状況.....	47
	(3) 督促状等発行状況.....	47
8	動力.....	48
	電力使用量及び電気料金.....	48
9	薬品.....	50
	薬品使用状況.....	50
10	水質.....	51
	水質基準に関する厚生省令に基づく基準51項目.....	51
II-4	資料.....	53
1	県内主要都市 家事用水道料金比較.....	53
2	県内都市 水道料金比較表.....	54
3	酒田市水道料金の推移.....	55
	(1) 酒田地区 (昭和56年6月分～昭和63年5月分).....	55
	(2) 酒田地区 (昭和63年6月分～平成2年5月分).....	55
	(3) 酒田地区 (平成2年6月分～平成5年5月分).....	56
	(4) 酒田地区 (平成5年6月分～平成8年5月分).....	56
	(5) 酒田地区 (平成8年6月分～平成20年5月分).....	57
	(6) 松山地区 (平成15年7月分～平成20年4月分).....	58
	(7) 平田地区 (平成6年10月分～平成20年4月分).....	58
	(8) 酒田地区 (平成20年6月分～現在)・	
	松山・平田地区 (平成20年5月分～現在).....	59
	(9) 参考／平田地区大口径 (メーター25mm以上) 利用者における経過措置.....	59

Ⅲ【下水道編】

Ⅲ－1	下水道事業の概要	61
1	沿革	61
	(1) 酒田地区	61
	(2) 八幡地区	62
	(3) 松山地区	63
	(4) 平田地区	63
	(5) 地方公営企業法適用及び組織統合について	64
	(6) 令和4年度事業	64
2	略年表	65
	(1) 酒田地区(合併前)	65
	(2) 八幡地区(合併前)	67
	(3) 松山地区(合併前)	68
	(4) 平田地区(合併前)	69
	(5) 1市3町合併後	70
3	事業状況	73
	(1) 普及率・水洗化率	73
	(2) 整備状況	74
4	下水道整備計画	75
	(1) 全体計画の概要	75
	(2) 事業計画の概要	77
	(3) 雨水計画の概要	79
	(4) 公共下水道事業の経緯	81
Ⅲ－2	業務状況	86
1	下水道整備状況	86
	(1) 事業費(公共下水道)	86
	(2) 普及・水洗化の推移	87
	(3) 酒田市クリーンセンター	89
	(4) 八幡浄化センター	91
	(5) 松山浄化センター	92
2	農業集落排水・簡易排水整備状況	93
	(1) 農業集落排水事業・簡易排水事業総括表	93
	(2) 農業集落排水施設機能強化対策事業	94
	(3) 普及・水洗化の推移	95
3	合併処理浄化槽整備状況	97
	合併処理浄化槽整備事業総括表	97
4	排水設備工事確認申請状況	98
	確認申請実績	98
5	融資あっせん及び利子補給制度	99
	(1) 融資あっせん及び利子補給制度の内容	99
	(2) 水洗化及び改造資金融資あっせん・利子補給状況	100

6	使用料.....	101
	(1) 下水道使用料.....	101
	(2) 農業集落排水(簡易排水)事業・合併処理浄化槽事業使用料.....	102
7	受益者負担金と分担金.....	103
	(1) 下水道受益者負担金(分担金).....	103
	(2) 農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業受益者分担金.....	103

I 【共通編】

I - 1 酒田市の概要

酒田市は、山形県の西北部、庄内地方の北部に位置し、北は、秀峰鳥海山を望み、東は、出羽丘陵を背に、南は、ほぼ庄内平野の中央に達し、西は、日本海に面しています。

鳥海山から発する日向川、山形県を縦貫する母なる川、最上川が、砂丘帯を貫き、日本海に注いでいます。また、酒田沖の北北西 39 k m には、離島飛島があり、鳥海山とあわせ鳥海国定公園に指定されています。冬の季節風は強いものの、対馬暖流の影響を受けた温暖湿潤な気候が、わが国有数の穀倉地帯を形成しています。



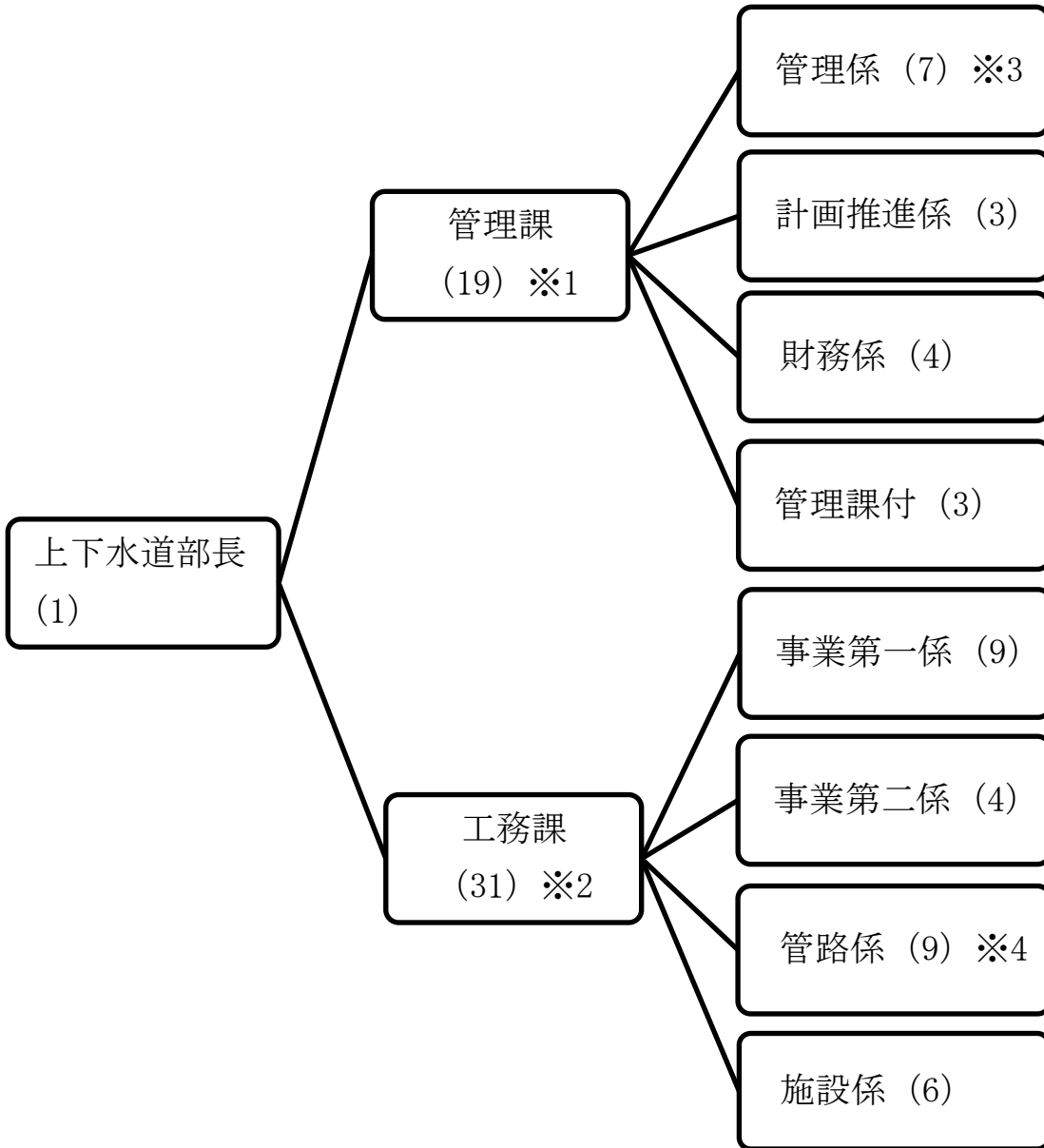
平成 17 年 11 月 1 日の 1 市 3 町（酒田市、八幡町、松山町、平田町）の合併により、東西約 34 k m、南北約 36 k m、面積 602.98 k m²、人口 96,777 人（R5.3 月末）で県内第 3 の都市となっています。

山形県唯一の重要港湾である酒田港、庄内空港や日本海東北自動車道などの高速交通網の整備も進み、国内外との交流拠点としての役割を担うとともに、豊かな自然の恵みを受けながら、湊町酒田の繁栄の歴史や地域に息づく文化など、特色を活かした人づくりとまちづくりを進め、発展を続けています。

I - 2 組 織

1 組織図及び職員数

令和5年4月1日時点 計51名（前年比▲1名）



※1 管理課の人数は、課長1名、課長補佐1名を含む。

※2 工務課の人数は、課長1名、課長補佐2名を含む。

※3 管理係の人数は、会計年度任用職員1名を含む。

※4 管路係の人数は、会計年度任用職員1名を含む。

2 事務分掌

令和5年4月1日現在

課	係	分掌事務
管理課	管理係	(1) 公印の管理に関する事。 (2) 文書の收受、発送及び管理並びに書庫の管理に関する事。 (3) 告示及び公表に関する事。 (4) 組織管理及び事務改善に関する事。 (5) 条例、規則、規程等に関する事。 (6) 職員の任免、職階、分限、懲戒、服務及び褒賞に関する事。 (7) 職員の給与、研修その他勤務条件に関する事。 (8) 旅費及び費用弁償に関する事。 (9) 職員の福利厚生及び衛生管理に関する事。 (10) 防災計画及び災害対策に関する事。 (11) 労働組合に関する事。 (12) 資産の取得、処分及び管理に関する事。 (13) 寄附採納に関する事。 (14) 工事等の競争入札参加者の資格審査及び指名審査委員会に関する事。 (15) 入札に関する事。 (16) 物品の購入及び出納保管に関する事。 (17) 車両及び無線設備の管理に関する事。 (18) 発注工事等の検査に関する事。 (19) 庁舎の維持管理に関する事。 (20) 庁内ネットワーク管理に関する事。 (21) 課の庶務に関する事。 (22) 広報広聴に関する事。 (23) 上下水道お客さまセンター包括的民間委託の受託者との調整及び監督に関する事。 (24) 上下水道使用者台帳の整理及び保管に関する事。 (25) 使用水量の計量及び認定に関する事。 (26) 水道料金及び下水道使用料に関する事。 (27) 給水停止の実施に関する事。 (28) 下水道事業等に係る受益者負担金及び分担金に関する事。 (29) メーターの購入出納及び保管に関する事。 (30) 給水装置工事及び排水設備工事に関する事。 (31) 給水装置工事及び排水設備工事の図面、台帳等の整備及び保管に関する事。 (32) 給水装置工事事業者の指定、指導及び監督に関する事。 (33) 排水設備責任技術者及び下水道工事店の指定、指導及び監督に関する事。

	<p>(34) 所管に係る条例違反の調査に関する事。</p> <p>(35) 指定給水装置工事業業者違反行為処分審査委員会の庶務に関する事。</p> <p>(36) 指定下水道工事店の処分審査委員会の庶務に関する事。</p> <p>(37) 給水装置工事施行基準に関する事。</p> <p>(38) 排水設備設計施工の手引きに関する事。</p> <p>(39) 貯水槽水道に対する指導・助言、勧告等に関する事。</p> <p>(40) 下水道への接続の普及促進に関する事。</p> <p>(41) 水洗便所等改造資金融資に関する事。</p> <p>(42) 除害施設に関する事。</p>
計画推進係	<p>(1) 経営の基本計画の策定及び総合調整に関する事。</p> <p>(2) 上下水道事業の施設の新設及び改良事業に係る調査及び計画の策定に関する事。</p> <p>(3) 水道事業の水源調査及び開発に関する事。</p> <p>(4) 重要施策の総合的な企画及び調整並びに進行管理に関する事。</p> <p>(5) 事業の許可及び認可の申請に関する事。</p> <p>(6) 広域水道に関する事。</p> <p>(7) 懇話会に関する事。</p>
財務係	<p>(1) 財政計画の策定に関する事。</p> <p>(2) 水道料金等審議会に関する事。</p> <p>(3) 予算の編成及び執行管理に関する事。</p> <p>(4) 決算に関する事。</p> <p>(5) 企業債に関する事。</p> <p>(6) 現金、預金及び有価証券の保管に関する事。</p> <p>(7) 資金計画に関する事。</p> <p>(8) 伝票及び証書類の整理保管に関する事。</p> <p>(9) 会計帳簿及び資産台帳の整理保管に関する事。</p> <p>(10) 金融機関に関する事。</p> <p>(11) 出納検査に関する事。</p> <p>(12) 統計に関する事。</p>

課	係	分掌事務
工務課	事業第一係	(1) 上下水道事業に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、上下水道事業に係る工事に関すること。 (3) 受託工事の調査計画、設計及び指導監督に関すること。 (4) 下水道の供用開始に関すること。
	事業第二係	(1) 上下水道事業に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、上下水道事業に係る工事に関すること。 (3) 受託工事の調査計画、設計及び指導監督に関すること。 (4) 下水道の供用開始に関すること。
	管路係	(1) 上下水道管路の維持管理及び修繕に関すること。 (2) 上下水道管路の老朽化調査及び計画に関すること。 (3) 上下水道管路の苦情処理に関すること。 (4) 消火栓に関すること。 (5) 所管に係る工事等の設計、施行及び監督に関すること。 (6) 上下水道管路の図面、台帳等の整備及び保管に関すること。 (7) 道路、河川等の継続占用許可申請に関すること。 (8) 事業資材の購入、処分及び出納保管に関すること。 (9) 所管に係る地下埋設物の確認に関すること。 (10) 下水道事業に係る雨水排水路等の維持管理に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。
	施設係	(1) 上下水道施設の工事の設計、施行及び監督に関すること。 (2) 水質の管理及び水量の調節に関すること。 (3) 上下水道施設及び設備機械台帳の整備及び保管に関すること。 (4) 上下水道施設の運営及び維持管理に関すること。 (5) 放流水の水質検査に関すること。 (6) 汚泥等の処理に関すること。 (7) 下水道事業に係る雨水排水ポンプ場等の維持管理に関すること。 (8) その他上下水道施設等の維持管理に関すること。

3 職員配置状況

令和5年4月1日現在

職名 役職・所属	部 長	課 長	課 長 補 佐	主 査	係 長	調 整 主 任	主 任	主 事	技 師	合 計	性 別	
											男	女
上下水道部	1									1	1	
管理課		1	1							2	2	
管理係				2	1	1	1	2		7	5	2
計画推進係				1	1				1	3	3	
財務係					1	3				4	1	3
管理課付				1		1			1	3	2	1
小計		1	1	4	3	5	1	2	2	19	13	6
工務課		1	2							3	3	
事業第一係				2	(1)		3		4	9	9	
事業第二係				2	(1)				2	4	4	
管路係				2	(1)	3	1	2	1	9	8	1
施設係				2	(1)	1	2		1	6	6	
小計		1	2	8		4	6	2	8	31	30	1
合計	1	2	3	12	3	9	7	4	10	51	44	7

※（ ）は兼務で内数。

※管理係、管路係の主事の人数は、それぞれ会計年度任用職員を各1名ずつ含む。

4 年齢別職員構成

令和5年4月1日現在

区分 年齢別	管理課		工務課		合計	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
～ 20歳未満			2	6.5	2	3.9
20歳以上 ～ 25歳未満			2	6.5	2	3.9
25歳以上 ～ 30歳未満	2	10.0	3	9.6	5	9.8
30歳以上 ～ 35歳未満	1	5.0	4	13.0	5	9.8
35歳以上 ～ 40歳未満	2	10.0	3	9.6	5	9.8
40歳以上 ～ 45歳未満	5	25.0	3	9.6	8	15.7
45歳以上 ～ 50歳未満	6	30.0	8	26.0	14	27.5
50歳以上 ～ 55歳未満	1	5.0	3	9.6	4	7.8
55歳以上 ～	3	15.0	3	9.6	6	11.8
計	20	100.0	31	100.0	51	100.0
平均年齢	44歳9カ月		40歳5カ月		42歳1カ月	

5 勤続年数別職員構成

令和5年4月1日現在

区分 年数別	管理課		工務課		合計	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
～ 1年未満	1	5.0	5	16.1	6	11.8
1年以上 ～ 5年未満	12	60.0	10	32.3	22	43.2
5年以上 ～ 10年未満	1	5.0	7	22.6	8	15.7
10年以上 ～ 15年未満	1	5.0	4	12.9	5	9.8
15年以上 ～ 20年未満	1	5.0	4	12.9	5	9.8
20年以上 ～ 25年未満	3	15.0	1	3.2	4	7.8
25年以上 ～	1	5.0			1	1.9
計	20	100.0	31	100.0	51	100.0
平均勤続年数	7年9カ月		7年0カ月		7年3カ月	

※ 部長は管理課としてカウント。会計年度任用職員含む。

構成比は、100%に調整している。

平均勤続年数は、上下水道部通算の勤続年数。

I - 3 広報広聴

1 ホームページ

平成13年6月から、お客さまや工事事業者の利便性向上のため、ホームページを開設している。

令和3年4月からは、市長部局のホームページに統合・移転し、運用を開始。



酒田市上下水道部ホームページURL

<http://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/jogesuido/index.html>

ホームページアクセス件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	235,908	143,135	80,261
月平均	19,659	11,928	6,689

※令和3年4月に市長部局のホームページへ統合したことにより、集計方法が変更になりました。

2 上下水道広報誌の発行

平成25年度から、広報誌「みんなの水さかた」の発行を開始（4月、7月、10月、12月の年4回発行、約4万5千部/回）。全てのお客さまに、検針票と一緒に配布している。

■令和4年度上下水道広報誌の主な内容

第37号 持続可能な水道事業の実現に向けて
～水道事業の広域化が目指すもの～

第38号 令和3年度
上下水道事業会計の決算をお知らせします

第39号 寒さは水道管の天敵です！
水道管を守りましょう！

第40号 お支払いQ&A、使用開始・中止の手続きはお早めに！



3 各種イベント等でのPR活動



大型客船寄港イベント

酒田まつり「ふるまい水」(5月)



おしんレース給水活動(6月)

親子水道教室(8月)



※ 上記イベント等でのPR活動を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等はすべて中止となりました。

Ⅱ 【上水道編】

酒田市水道事業給水区域図



※大台野飲雑用水供給施設は、八幡総合支所が運営しています。

Ⅱ－１ 上水道事業の概要

1 沿革

(1) 酒田市水道事業

ア 酒田地区（旧酒田市水道事業）

【創設時から太平洋戦争前後まで】

酒田町時代の明治 13 年、同町議会は水道の布設を決議し、当時水道の権威であった和田忠治工学博士に設計を依頼した。これが酒田地区上水道の始まりである。

和田博士は翌年から調査を開始し、苦心の末、昭和元年、最上川の伏流水を水源とする設計を立案した。昭和 3 年、町議会の議決を経て認可申請を行い、昭和 4 年 2 月 2 日付けで認可を受けた。同年 5 月起工式を行い、昭和 5 年 10 月には完成し、酒田上水道が創設された。

当時の規模は、計画給水人口 50,000 人、計画 1 日最大給水量 5,500 m³、送水管延長 4.8 km、配水管延長約 41 kmであったが、世情は昭和不況の真っ只中にあり、3分の2の施設でも給水能力には、なお余裕があった。

水道布設がきっかけとなり、昭和 8 年には待望の市制が施行され、酒田上水道から酒田市上水道となった。

市制施行後も景気は依然として低迷し、水道の普及は予定どおりには進まなかった。やがて、満州事変から太平洋戦争に突入し、軍需工場の進出等により水需要は次第に拡大していったが、戦争中のため、ひたすら一時しのぎの対応をするのがやっとで、辛うじて断水を免れるのが精一杯だった。

やがて終戦になり、本市の人口は、引揚者、復員軍人、その他転入者によって急速に増加した。加えて、企業、工場の需要の増加もあり、1日 5,500 m³の最大能力を發揮してもなお、連日のように断水を繰り返す状況であった。



昭和初期の工事風景（右は旧割烹小幡）

【拡張の時代へ】

このため、昭和 23 年 11 月から昭和 24 年 3 月にかけて集水渠、ろ過池きよの増設を図る第 1 次拡張工事を施工することになった。

しかし、第 1 次拡張工事は一時しのぎの応急措置であり、水需要に十分対応できるものではなかった。一部地域では断水が続き、苦情の電話や陳情が寄せられる有様だった。

こうした断水を解消するため、水源の湧水量減少対策として、深層の地下水を取水する第2次拡張工事を昭和26年4月から昭和28年3月にかけて施工した。

第1次・第2次の拡張工事については、断水の解消を主目的に行われた応急対策だったため、長期的な水需要の増大には到底応えることができず、再び断水へと追い込まれていった。

こうした慢性的な水不足の全面解消を目指し、昭和29年4月から水需要の長期的展望に立った第3次拡張工事に着手した。途中、伏流水取水の第2水源を表流水取水に切り替えるという画期的な変更を経て、昭和35年10月に完成した。これにより、給水能力は1日最大20,000 m³となり、はじめて市民に安定給水が可能な施設の拡充が図られた。

昭和35年4月、鳥海上水道組合（昭和29年2月、当時の6か村が共同で上水道事業を計画したことを沿革とする。）が管理する水道施設とその経営が、酒田市に全面移管された。

移管後、次第に加入者が増え、南遊佐地区へ配水管を延伸するために昭和36年7月から12月にかけて鳥海上水道第1次拡張事業を行った。

その後、2次、3次にわたる拡張事業を実施し、施設・設備の増強を図るとともに、東平田地区など給水区域を順次拡大していった。また、平成6年3月には、事業経営を一元化するため、酒田市上水道に統合された。

一方、酒田市上水道においては、昭和39年に中平田、西荒瀬の両簡易水道を酒田市上水道に統合するため、第4次拡張工事を行った。

4次にわたり拡張してきた酒田市上水道だったが、産業の発展、生活水準の向上が進むにつれ、1人当たりの使用水量が急増し、夏季には給水量の不足をきたすようになった。このため、水源施設を拡充するとともに、老朽施設の更新、未給水地域への給水、近代的な集中管理制御方式の採用を行った。

さらには、創設以来の伏流水を全廃し、水源を全量最上川の表流水に変更する第5次拡張工事が昭和47年3月に完成した。

市の長期的な水需要の増大を見越した大規模な第5次拡張工事だったが、その後の市勢の発展は目覚ましかった。酒田北港築港に伴う船舶給水と臨海工業地帯に対する新たな給水計画（後で船舶給水のみに変更）、出羽大橋の完成を契機とする川南住宅団地造成事業や高見台区画整理事業の相次ぐ着工にみられる、川南地区500年の歴史を一変させる急激な開発計画等が進められた。市水道事業としても、これに対応した拡張工事を早急に始めなければならなかった。

こうして第6次拡張工事は、竣工したばかりの第5次拡張に引き続き取水量の増強を図るため、第3次拡張工事以降大町溝土地改良区に帰属した水利権を市独自の水利権として許可を得、新たな取水施設設置を基本課題とした。また、出羽大橋架橋工事により、配水管を宮野浦、十里塚地区へ延長するとともに、新堀、広野、黒森の各簡易水道を上水道へ統合する課題と合わせて、昭和47年4月に着工した。

着工以来、順調に諸施設の整備拡充が進んだが、昭和49年の石油危機を契機とした狂乱物価により、工事費は認可された額をはるかに上回るようになった。また、茨野地内簡易水道水源が枯渇し、急遽上水道への統合が要請されたため、事業計画の変更を余儀なくされた。昭和51年に事業計画変更が認可され、事業費は7億円から14億円に跳ね上がったが、昭和53年3月に完成した。

第6次拡張工事により施設能力は1日最大給水量45,000 m³となったが、昭和59年度の実績において1日最大給水量が45,358 m³を記録し、公称施設能力を上回った。

【成熟の時代へ】

このような水需要の増大傾向は、これまでの市勢の推移及び給水状況から見て、将来にわたり引き続くものと予測されたことから、安定的に給水を確保するため、昭和59年度「酒田市水道事業基本計画」を策定した。

この基本計画は、長期的に不足する水道用水を県営広域水道用水供給事業から受水する計画であるが、供給開始が平成9年4月と見込まれていたため、それまでの需要水量に対しては第7次拡張事業として対処する計画を立てた。この拡張事業は平成7年度を目標年度として、昭和61年6月着工、平成7年3月に竣工した。

この第7次拡張事業では約98億円を投資し、計画1日最大給水量を59,000 m³に引き上げるものであった。これに対応するため、中央監視装置をはじめとする浄水場の施設整備や上水道全体の配水施設整備を行った。

引き続き第8次拡張事業については、平成6年度から平成24年度を目標年度、計画給水人口108,500人、計画1日最大給水量を74,180 m³とし、広域水道からの受水と鳥海上水道との施設統合を柱とする事業計画内容であった。平成6年3月認可を受け、同年4月に着工。平成12年度末、第1期事業を完了し、広域水道からの用水供給に対応する新山受水場等主要施設が完成した。

引き続き第2期事業に着手、平成13年10月20日、待望の広域水道からの受水が開始された。これにより、これまでの最上川表流水、鳥海浄水場の地下水に加え、庄内広域水道用水供給事業の3つの水源を効率的効果的に運用することが可能となり、将来にわたる安全安定給水が確保されたことと、災害に強い水道施設が構築され所期の整備目標が達成されたことから、補助事業が終了する平成16年度で総事業費約73億8千万円を投資した第8次拡張事業は終結することとなった。

また、石綿セメント管更新終了を受けて、平成9年度より実施してきた鉛管解消事業は、当初、平成20年度を解消目標年度としたものだったが、平成15年4月1日を期して、鉛に関する水質基準が強化されることとなったため、平成13年度において事業計画の見直しを行い、平成14年度末までに総事業費14億7,067万円、総解消件数16,124の内容をもって事業を完了した。翌15年度には、発注工事と利用者サービスの質的向上を目的とした、工事業者及び工事店表彰要綱を制定した。

【維持管理時代を見据えて】

平成 16 年度から、水道施設の運転監視業務、浄・配水施設の保守点検業務等（離島を除く）の民間委託を行った。委託の背景としては、①広域水道の受水に伴う新たな水運用管理システムが稼働し、設備機能に応じた技術力が求められるようになり、人事異動による 3 年から 5 年での配置換えでは、技術力の継承が難しくなってきたこと、



老朽管更新事業 Φ450 mm

②水需要の低迷が続く中で、水道事業の健全な経営を確保していくためには、経営の効率化が不可欠であること、③拡張拡大型の事業経営の時代から、維持管理の時代に入り、これまで以上の顧客サービスを実現していくためには、時代に見合った事業経営への転換が必要であること等があげられた。

委託の効果として、運転監視業務と保守点検業務を一括して管理、執行できる体制が整ったことにより、施設・設備のトラブルへの迅速な対応が可能になった。また、施設、水質等の監視体制が強化され、職員の緊急時における時間外勤務も激減した。

さらに、「水道水を通したサービスの提供」という意識を徹底するとともに、常に『顧客満足度』の向上をめざした施策を展開することにより、水道法でいうところの目的である「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与」するため、「お客さま係」、「経営企画係」、「工事相談係」等の新設を柱とする組織改編を行った。

イ 酒田・八幡地区（旧鳥海上水道事業）

鳥海上水道は、昭和 29 年 2 月、当時の上田、北平田、本楯、東平田、市条、観音寺の 6 か村が共同で上水道布設事業を計画し、一部事務組合設立の申請を行った。同年 3 月、知事の許可を得て鳥海上水道組合を設立、また、9 月には上水道事業の許可も得たが、この許可と前後して市町村合併問題が生じ、8 月には市条と観音寺が八幡町に、12 月には残り 4 村が酒田市と合併した。しかし、工事は予定どおり組合工事として昭和 30 年 5 月に水源井に着工、以来 3 年間で送水管延長 1.9km、配水池 1 池（900 m³）、配水管延長約 57.6km の施設を整備し、昭和 33 年 5 月、地域住民 15,000 人待望の鳥海上水道の竣工をみた。

このように多くの村落が一つの組合を作り、大規模な上水道を完成させたことは、全国的にみても数少ない例であった。それだけに問題も多く、経営悪化等の理由から 2 年後の昭和 35 年 4 月、水道施設とその経営が全面的に酒田市へ移管された。

移管後、次第に加入者が増え南遊佐地区へ配水管を延伸するため、昭和 36 年 7 月から 12 月にかけて第 1 次拡張事業を行った。

また、既存地域の使用量の増加に伴い、山根、新出地区へ配水池及びポンプをそれぞれ新設する第 2 次拡張事業を昭和 46 年 4 月から昭和 50 年 3 月にかけて行っている。

平成 3 年度からは、これまで計画給水区外となっていた東平田地区大平地域の生活環境の改善と消防体制確立の見地から、鳥海上水道からの送水によって無水源地域に給

水する大平無水源簡易水道建設事業（第3次拡張事業）に着手し、約2億2,700万円を投下して、平成5年3月に完成をみた。

平成6年3月、事業経営を一元化するため、酒田市上水道に統合された。

ウ 松山地区（旧松山町水道事業）

松山地区の水道の歴史は、昭和30年の旧松山町の合併以前から始まり、昭和29年に竹田を給水区域とした竹田簡易水道が最初であった。

松嶺地区町営水道は昭和29年10月に創設され、飲料水の質量ともに比較的恵まれない松嶺地区の本町、肴町、片町、上竹田の区域に水道を布設し、その後、各地へ拡張が行われ、山寺地区に給水されたのが昭和31年12月であった。昭和32年5月には内郷地区簡易水道が創設。1年後の昭和33年5月に給水を開始し、昭和35年に茗ヶ沢、相沢水道などを統合した。昭和48年10月に松嶺地区町営水道と内郷地区簡易水道を統合し、松嶺地区簡易水道となった。その後、配水池等の拡張工事などを行い、昭和51年2月に松嶺、山寺及び内郷を給水区域として給水を開始した。昭和53年1月からは水需要の増大と安定供給を図るために第2水源の着工に着手し、昭和55年2月から給水を行った。昭和56年には現在の眺海の森一帯を給水区域とすべく変更認可を受け、昭和58年4月から給水を開始した。

成興野地区簡易水道は、昭和33年9月に創設された荒興野地区簡易水道と、昭和34年1月に創設された成沢地区簡易水道の2つの簡易水道が、水需要の増大と取水量低下などにより、昭和54年7月に成興野地区簡易水道として統合新設を行ったものである。

なお、計画給水人口が200人未満で簡易水道等施設整備費国庫補助対象とならなかったために、農村総合整備モデル事業の営農飲雑用水施設として整備を行った。

上郷地区簡易水道は、昭和37年8月に創設、翌年1月に大川渡から大沼新田を給水区域として給水を開始した。

平成8年から上水道事業を進めるべく、平成8年3月に計画給水人口6,450人、1日最大給水量3,340 m^3 とする松山町水道事業の創設認可を受け、松嶺地区簡易水道、成興野地区簡易水道、上郷地区簡易水道を統合するための拡張工事を行った。平成13年10月20日より田沢川ダムを水源とした庄内広域水道用水供給事業から受水し、上水道としての給水を開始した。

柏谷沢地区では、湧水を利用した水道が以前から普及していたが、夏場の水量不足等から近代的な水道普及を要望してきた結果、柏谷沢地区と戸沢村柏沢を給水区域とした膜ろ過施設を整えた小規模水道として平成8年4月より給水を開始した。

エ 平田地区（旧平田町水道事業）

平田地区の水道事業は、昭和31年4月に事業経営の認可を得、同年6月に給水を開始した。その後、昭和35年4月に給水区域拡張の第1期拡張事業を行い、計画給水人口5,600人、1日最大給水量840 m^3 の規模で計画変更を行った。

さらに、昭和48年3月には給水量の増加、水源の増設、既存簡易水道事業（田沢、山元、大畑地区）の統廃合による給水区域拡張の第2期拡張事業に向けて、計画給水人口9,100人、1日最大給水量3,230 m^3 の規模で計画変更を行った。この段階で、当時の平田町の水道事業は、上水道事業1、簡易水道事業1の経営となった。

しかし、計画目標年度は経過したものの、人口動態の伸びが進まず、逆に減少しながらも経営を何とか維持してきたが、下水道の普及や諸産業の振興に伴って水需要が増大して需給のバランスが次第に逼迫をはじめ、経営の見直しが必要となってきた。

当時の状況では新たな水源開発が困難であったため、広域的水道整備構想にその解決策を委ねることとし、田沢川ダムに水源を求めた庄内北部広域的水道整備計画が昭和58年に策定された。

このような経過をふまえ、県営用水供給事業が具体化され、その受水施設を整備するために平成6年7月より第3期拡張事業を実施、平成12年12月に終了した。平成13年10月20日より、田沢川ダムを水源とした庄内広域水道用水供給事業から受水を開始し、より安定した給水が確保されることとなった。

【広域化時代の到来】

平成17年11月1日、旧酒田市、旧八幡町、旧松山町、旧平田町の1市3町による市町合併を行い、新「酒田市」が誕生。給水区域は3倍強に拡大し、併せて、担うべき各種水道施設や簡易水道が広い範囲に点在することとなった。将来とも質量両面にわたる地域間格差が生じることのないよう、それら施設をメンテナンスしながらサービスの維持に努める必要性が生じた。

また、平成18年2月には、「顧客の満足度が高くあり続け、顧客が喜んで支える水道」のスローガンのもと、今後10年間の当市水道事業の指針を示すことを目的に「酒田市水道ビジョン」を策定した。さらに、このビジョンに基づき、諸施策の実施計画と財政計画をまとめた「酒田市水道事業基本計画」を平成20年12月に策定。ビジョンの目標達成と、それに基づく基本計画の内容を着実に進め、お客さまの水道に対する信頼を深める努力を継続している。

平成19年12月、県営広域水道用水供給事業は、単価の引き下げ案を県議会へ上程し、同年12月19日に可決された。これを受け、合併協定で5年を目途に統一するとしていた、旧1市3町の水道料金の統一ならびに、料金水準の見直し作業を開始するとともに、暫定施行されていた各給水条例の統一作業を開始した。

水道料金の統一及び料金水準の見直し案については、平成20年1月から、15名の委員で構成された水道料金等審議会に諮問し、計6回にわたる審議の結果、妥当である旨の答申を受けた。これを受け、同年3月に市議会へ新しい酒田市水道事業給水条例案を上程、可決され、平成20年4月1日より給水条例が施行された。同年4月使用分より水道料金がそれぞれ統一（ただし、平田地区の大口径は3ヵ年の経過措置を経て統一）され、酒田市水道事業として新たなスタートを切った。

平成21年7月、酒田市街地中心部において、漏水発生リスクや濁水発生の原因となる老朽化した普通铸铁管の更新及び耐震化の向上を図るため、酒田地区老朽管更新事業を開始し、令和2年3月に更新延長約10.9km、総事業費約14億8,700万円をもって完了した。

平成22年3月、松山地区の上水道事業、平田地区の上水道事業及び小林簡易水道事業を統合するために、事業の全部譲り受けの届出をし、受理された。これにより、同年4月1日から、計画給水人口123,150人、計画1日最大給水量を81,555 m^3 とする酒田市水道事業がスタートした。

また、同時に実施した浄水場の運転・保守管理業務等の第三者委託に伴い、浄水課を工務課に整理統合するとともに、管理課内においても経営企画係と管理係を統合した「経営管理係」を新設し、組織のスリム化による経費削減を行った。

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生。地震による水道施設の被害は、配・給水管破損 4 箇所、空気弁の損傷 3 箇所、防火貯水槽用配管破損など比較的軽微なものに留まったが、断水世帯 514 世帯、濁水発生世帯 2,569 世帯延べ 6,434 人に影響があった。地震に伴う停電の影響、酒田共同火力への応急給水など地震発生後、市役所本庁の職員とともに、数日間に及ぶ緊迫した危機管理対応を行った。



南三陸町での応急給水

さらに、日本水道協会山形県支部からの要請に基づき、東日本大震災の影響が甚大であった宮城県南三陸町への応急給水支援を 3 月 22 日から 6 月 30 日までの間、100 日間にわたって実施した。また、平成 24 年 4 月から 1 年間、石巻地方広域水道企業団に事務系職員 1 名を派遣した。

平成 26 年 4 月から、水道お客さまセンターを設置し、料金収納や給水装置工事受付の窓口業務、閉開栓、検針等の業務を包括的に民間委託した。この委託に合わせて、「お客さま係」を廃止。工事相談係業務とお客さま係を統合し、酒田市水道お客さまセンターとの調整等業務と給水装置工事の審査等を担う「業務管理係」を新設した。

平成 28 年 3 月には、人口減少や施設の老朽化、災害対策など水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、「新・酒田市水道事業基本計画～新しい水道ビジョンと経営戦略～」を策定、将来の本市水道のあるべき姿を示している。

平成 29 年 4 月、上下水道事業の安定的な経営基盤の確立に向けて、水道局水道部と酒田市建設部下水道課との組織統合を行った。また、水道事業管理者は「上下水道事業管理者」に、名称を「上下水道部」に改称し、管理課と工務課の 2 課体制とした。さらに、管理課に広域連携の推進を図るため、「経営戦略推進主幹」を新たに置いた（翌年度、広域連携推進主幹へ改称）。

平成 31 年 4 月、庄内町との人事交流により職員を 1 名派遣した。

令和 5 年 3 月、酒田市、鶴岡市及び庄内町により、庄内広域水道事業統合準備協議会を設立した。令和 5 年 4 月からは、構成市町の職員（5 名）により、事務事業の協議を開始し、酒田市から 2 名の職員を派遣した。

(2) 飛島簡易水道事業

飛島は、酒田から北西約 39 km の地点にある周囲 10.2 km の小さな島である。昭和 25 年に酒田市に合併、昭和 30 年に離島振興法実施区域の指定を受け、港湾や道路などの整備が進み観光開発も行われるようになった。島の人口は、昭和 34 年の 1,546 人を最高に、減少傾向をたどり、平成 26 年 3 月末現在では 127 世帯 226 人（前年同月比 8 人減）となっている。近年では、夏季を中心に観光や生徒児童の体験学習の場としても賑わいをみせている。

飛島簡易水道は昭和 34 年に創設されたが、水道の布設にあたっては、まず、水源をどこに求めるかが最も重要な課題であった。伏流水や湧水に乏しく地形が平坦なため、雨が降っても溜めるところがない等、離島特有の地形的悪条件を考慮し、勝浦、中村地区に貯水池（ダム）を 4 ヶ所設けて水源とした。

また、法木地区は良質の地下水をそのまま水源とし、2 ヶ所を集水井、1 ヶ所を取水井とした。昭和 32 年の電気導入と共に、簡易水道の布設は、立ち遅れていた島の人々の生活環境改善や近代化に大きく寄与した。

しかし、年を追って増大する水需要と夏季の深刻な渇水の対策が必要となり、昭和 44 年 9 月から昭和 46 年 3 月にかけて四谷貯水池（4,500 m³）の建設を主とした第 1 次拡張事業を行い、これまでの 2 倍以上にあたる計画 1 日最大給水量 195 m³ の給水能力となった。

その後、島の人々の生活水準が向上するに伴い、水の需要は一層増大し、更なる拡張を余儀なくされた。幸い、県施工の砂防ダムが 6 つ目のダムとして建設されたことに伴い、水源の増強を図るとともに今後増大する水需要に応えるため、昭和 53 年 5 月から 12 月にかけて高速沈でん装置、急速ろ過装置の導入を主な内容とした近代的浄水施設の完備を目指し、第 2 次拡張事業を行った。

これにより、計画 1 日最大給水量 329 m³ の給水が可能になったが、最も深刻な夏季の渇水対策を完全に解消するまでには至らなかった。特に、昭和 63 年度は猛暑となり、42 回、12,600 m³ の水を本土から搬送しなければならなかった。また、原水の水質悪化も深刻な問題として現出した。

このため、平成 2 年度から 3 ヶ年計画で、離島簡易水道事業補助を受け、事業費約 2 億 8,500 万円をもって、勝浦浄水場薬品沈でん池、急速ろ過装置、滅菌装置等の施設設備を改良するとともに、四谷貯水池をかさ上げし貯水量の増大（7,300 m³ から 17,000 m³ へ）を図ることを柱とする増補改良事業を実施したが、なお水質面では抜本的改善までには至らなかった。

しかし、平成 9 年度に同じく補助（事業費約 2 億 500 万円）を受け、粒状活性炭による高度浄水処理施設と遠方監視設備を整備し、長年の課題であった渇水と水質の両問題を克服した。

(3) 八幡簡易水道事業

八幡簡易水道事業は、昭和 50 年 8 月事業認可を受け、3 ヶ年の継続事業として、給水戸数 640 戸、給水人口 3,000 人、1 日最大給水量 600 m³、計画給水量 1 人 1 日最大 200 l として計画し、整備したものである。

鳥海山を源とした日向川と、そこに連なる出羽丘陵に発した荒瀬川沿いに散在した、起伏の激しい山間部の集落が給水区域であったことから、総管路延長は 42 km に及び、

うち配水管延長が 38km となっている。平成 9 年から国庫補助対象事業として基幹改良事業に着手し、平成 16 年度まで老朽管の更新を進めた。

平成 23 年 4 月、地方公営企業法の全部適用を行うことで、市健康福祉部から水道局に移管された。

平成 25 年度には、升田水源池の浄水施設に紫外線処理を導入し、併せて、事業の計画給水人口等の変更認可申請を行い、給水人口 1,590 人、1 日最大給水量 436 m³となった。

平成 26 年度には日向配水池耐震補強工事を、27 年度には大沢高区配水池等の耐震補強工事を行い、平成 24 年度より行われた八幡簡易水道施設整備工事は、事業費約 5 億 1,700 万円をもって竣工した。

2 略年表

昭和4年	2月2日付けで水道事業認可を受ける。 5月12日 起工式
昭和5年	7月 水道料金決定（口径13ミリ:10m ³ まで1円20銭） 11月 竣工式（昭5.10完成、酒田上水道の創設）
昭和8年	4月1日 市制施行。酒田市上水道となる。
昭和16年	4月1日 酒田市が飽海郡西平田村を合併する。
昭和23年	11月 酒田市上水道第1次拡張工事 着工
昭和24年	3月 酒田市上水道第1次拡張工事 竣工
昭和25年	4月1日 酒田市が飽海郡飛島村を合併する。 10月 熊手島簡易水道 給水開始
昭和26年	4月 酒田市上水道第2次拡張工事 着工 8月 茨野新田、小牧新田簡易水道 給水開始
昭和28年	3月 酒田市上水道第2次拡張工事及び配水管延長工事 竣工
昭和29年	4月 酒田市上水道第3次拡張工事 着工 8月 酒田市が飽海郡西荒瀬村を合併する。 8月 南平田村、田沢村、北俣村が合併し、平田村となる。 10月 一条村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し、八幡町となる。 10月 松嶺地区町営水道 創設 12月 酒田市が近隣9村（飽海郡東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、東田川郡新堀村、広野村、西田川郡袖浦村）を合併。人口が93,719人となる。
昭和30年	1月1日 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し、松山町となる。 4月 鳥海上水道水源工事 着工 10月 平田村上水道創設工事 着工
昭和31年	5月 平田村上水道創設工事 竣工 8月 新堀簡易水道 竣工 12月 中平田簡易水道 竣工 12月 酒田市上水道が地方公営企業法の会計適用を受ける。
昭和33年	5月 内郷地区簡易水道 給水開始 6月 鳥海上水道 竣工 9月 荒興野地区簡易水道 創設 10月 飛島簡易水道 着工 10月 西荒瀬簡易水道 竣工
昭和34年	1月 成沢地区簡易水道 創設 3月 広野簡易水道 竣工 4月 飛島簡易水道 竣工
昭和35年	3月 平田村上水道第1次拡張工事 着工 3月 平田村上水道第1次拡張工事 竣工 4月 鳥海上水道事業を酒田市水道事業に繰り入れる。

	<p>7月 新堀、広野、西荒瀬簡易水道事業を酒田市水道事業に繰り入れる。</p> <p>10月 酒田市上水道第3次拡張工事 竣工</p> <p>10月 酒田市上水道創設30周年記念式典</p> <p>12月 黒森簡易水道 竣工</p>
昭和36年	<p>4月 飛島、黒森簡易水道事業を酒田市水道事業に繰り入れる。</p> <p>7月 鳥海上水道第1次拡張工事 着工</p> <p>12月 鳥海上水道第1次拡張工事 竣工</p>
昭和38年	<p>1月 上郷地区簡易水道 給水開始</p>
昭和39年	<p>3月 酒田市上水道第4次拡張工事（事業変更） 着工</p> <p>3月 西荒瀬、中平田簡易水道を廃止、酒田市上水道に統合</p> <p>4月 酒田市上水道第4次拡張工事 竣工（昭39. 3認可）</p> <p>6月16日 新潟地震発生（震度5）、上水道施設に多大の被害を受ける。</p> <p>8月1日 平田町町制施行</p>
昭和40年	<p>12月 新潟地震復旧工事完了。 復旧費 82,639千円</p>
昭和42年	<p>4月 酒田市上水道第5次拡張工事 着工</p> <p>6月 飛島渇水のため、巡視船「とね」による緊急の水輸送が行われる。</p>
昭和43年	<p>8月 小林簡易水道創設工事 着工</p> <p>12月 小林簡易水道創設工事 竣工</p>
昭和44年	<p>9月 飛島簡易水道第1次拡張工事 着工</p>
昭和46年	<p>3月 飛島簡易水道第1次拡張工事 竣工</p> <p>4月 鳥海上水道第2次拡張工事 着工</p>
昭和47年	<p>3月 酒田市上水道第5次拡張工事 竣工</p> <p>4月 出羽大橋 竣工</p> <p>4月 酒田市上水道第6次拡張工事 着工</p>
昭和48年	<p>4月 平田町上水道第2次拡張工事 着工</p> <p>10月 松嶺地区町営水道と内郷地区簡易水道を統合し、松嶺地区簡易水道とする。</p>
昭和50年	<p>3月 鳥海上水道第2次拡張工事 竣工</p> <p>8月 八幡簡易水道事業認可 豪雨により、日向川曙橋の配水管が流失。南遊佐全地区で断水</p> <p>10月 広野、黒森簡易水道を廃止、酒田市上水道に統合</p>
昭和51年	<p>10月 新堀簡易水道を廃止、酒田市上水道に統合</p> <p>10月29日 「酒田市大火」発生 （被害家屋1,017戸、上水道被害3億円余）</p> <p>11月 新両羽橋が開通する。</p>
昭和52年	<p>4月 火災復旧配水管整備事業が始まる。 飛島渇水のため、この年52回の水輸送が行われる。</p>

昭和 53 年	3 月 酒田市上水道第 6 次拡張工事 竣工 3 月 八幡簡易水道 竣工 8 月 気温摂氏 40.8 度を記録する（当時戦後全国最高）。 12 月 飛島簡易水道第 2 次拡張工事 竣工
昭和 54 年	5 月 酒田大火復興宣言 7 月 荒興野地区、成沢地区の各簡易水道を統合し、成興野地区簡易水道とする。 11 月 火災復旧配水管整備事業が完了
昭和 55 年	酒田市上水道創設 50 周年
昭和 56 年	6 月 水道料金改定（38.60%） 7 月 平田町上水道第 2 次拡張工事 竣工
昭和 57 年	4 月 田沢川ダムの建設促進等を目的に庄内北部水道推進協議会を発足
昭和 60 年	4 月 水道メーター一斉交換業務委託開始 7 月 水道事業管理センター 竣工
昭和 61 年	6 月 酒田市上水道第 7 次拡張事業 着工 12 月 庄内広域水道用水供給事業（北部地方）認可
昭和 63 年	4 月 石綿管更新事業 着工 検針業務委託開始 6 月 水道料金改定（24.68%）
平成元年	4 月 閉開栓業務委託開始
平成 2 年	6 月 水道料金改定（19.59%） 7 月 飛島簡易水道増補改良工事 着工
平成 3 年	7 月 鳥海上水道第 3 次拡張工事 着工
平成 4 年	1 月 酒田市上水道最上川暫定水利使用許可 7 月 田沢川多目的ダム建設工事 着工 8 月 寺内簡易水道組合、鳥海上水道に加入 12 月 鳥海上水道第 3 次拡張工事 竣工
平成 5 年	2 月 飛島簡易水道増補改良工事 竣工 3 月 鳥海上水道より大平地区給水開始 6 月 水道料金改定（21.87%）
平成 6 年	3 月 鳥海上水道事業経営の廃止を許可される。 3 月 鳥海上水道を廃止、酒田市上水道に統合 4 月 酒田市上水道第 8 次拡張事業 着工 7 月 平田町上水道第 3 次拡張工事 着工
平成 7 年	3 月 酒田市上水道第 7 次拡張事業 竣工 9 月 柏谷沢地区小規模水道 着工

平成 8 年	3 月 柏谷沢地区小規模水道 竣工 3 月 29 日 松嶺地区、成興屋地区、上郷地区の各簡易水道を統合する 松山町水道事業の創設認可を受ける。 4 月 松山町上水道事業創設工事 着工 6 月 水道料金改定 (19.78%)
平成 9 年	3 月 石綿管更新事業 完了 4 月 水道事業管理者を配置 飛島簡易水道増補改良工事 着工、鉛製給水管解消事業 着工
平成 10 年	3 月 飛島簡易水道増補改良工事 竣工
平成 12 年	10 月 水道料金改定の答申 (8.18%) 12 月 平田町上水道第 3 次拡張工事 竣工
平成 13 年	2 月 水道料金改定を見送る 4 月 庁舎警備業務委託開始 6 月 水道局ホームページ開設 9 月 田沢川多目的ダム建設工事 竣工 10 月 庄内広域水道用水供給事業からの受水開始
平成 14 年	3 月 松山町上水道事業創設工事 竣工
平成 15 年	3 月 鉛製給水管解消事業 完了
平成 16 年	4 月 浄水場の運転管理等を委託 4 月 水道局組織改編 (係を大幅に統合・再編)
平成 17 年	3 月 酒田市上水道第 8 次拡張事業 竣工 11 月 1 日 酒田市、八幡町、松山町、平田町の 1 市 3 町が合併
平成 18 年	2 月 酒田市水道ビジョン策定 4 月 携帯版ホームページ開始
平成 19 年	4 月 組織改編 (4 係を 2 係に統合、職員数 70 人→65 人)
平成 20 年	4 月 水道料金改定 (酒田地区△5.2%、松山地区△33.3%、平田地区△10.7%) 4 月 組織改編 (分室の廃止、職員数 65 人→61 人) 12 月 酒田市水道事業基本計画策定
平成 21 年	7 月 酒田地区老朽管更新事業 (普通铸铁管の更新事業) 着工
平成 22 年	4 月 酒田市水道事業と松山・平田各地区の上水道事業及び小林簡易水道 事業を統合 4 月 浄水場の第三者委託開始 4 月 組織改編 (浄水課を工務課に統合、職員数 60 人→57 人) 5 月 水道料金システム、公営企業会計システムを更新し、コンビニ エンスストア収納開始

平成 23 年	3 月 東日本大震災発生。南三陸町へ応援給水 4 月 八幡簡易水道事業に地方公営企業法を全面適用
平成 24 年	4 月 東日本大震災支援のため、職員 1 名を 1 年間石巻地方広域水道企業団へ派遣 8 月 鳥海浄水場廃止
平成 25 年	4 月 組織改編（計画推進室を新設） 5 月 八幡簡易水道事業認可の変更（給水人口、給水量、浄水方法（紫外線処理）を変更） 7 月 水道広報「みんなの水さかた」発行（以後、季刊発行） 福祉施策として水道メーター分解業務委託を開始 大畑水源取水休止
平成 26 年	3 月 小牧浄水場中央遠隔監視装置更新 4 月 水道お客さまセンターを設置し、料金収納や閉開栓等の窓口業務、給水装置工事の受付などを包括的に民間委託 組織改編（お客さま係と工事相談係を統合し、1 係減。 職員数 51 人→40 人）
平成 27 年	12 月 八幡簡易水道施設整備工事 竣工
平成 28 年	3 月 新・酒田市水道事業基本計画 策定
平成 29 年	4 月 水道局水道部と市建設部下水道課を組織統合し、上下水道部として発足。経営戦略推進主幹を置く（翌年度、広域連携推進主幹へ改称）。職員数 40 人→65 人
平成 30 年	7 月 取水塔まで塩水境界が遡上し、断続的に取水を停止。9 日間の給水制限に至る。
平成 31 年 令和元年	3 月 中の口配水場送水設備改良工事竣工（宮野浦及び松境配水場への送水方式をポンプ圧送から自然流下へ） 4 月 庄内町との人事交流により、職員 1 名を派遣 6 月 山形県沖地震発生 7 月 最上川の塩水遡上に備え仮設取水設備を設置 9 月 幸町一丁目地内において、CIP φ 450 配水管が破損し、最大 5,800 世帯に濁水の影響を与える。
令和 2 年	1 月 松山地区において、φ 150 配水管が破損し、松山地区のほぼ全域の 1,582 世帯に断水・濁水の影響を与える。
令和 3 年	3 月 酒田地区老朽管更新事業（普通鋳鉄管の更新事業）完了
令和 5 年	3 月 酒田市、鶴岡市、庄内町により、庄内広域水道事業統合準備協議会を設立 4 月 庄内広域水道事業統合準備協議会の構成市町の職員（5 名）により、事務事業の協議を開始 酒田市からは、2 名の職員を派遣

3 拡張事業の経緯

(1) 酒田市上水道

名称	認可年月	施工年月		事業費 (千円・税込)	計画給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
		着工	竣工			
創設	S 4. 2	S 4. 5	S 5. 10	751	50,000	5,500
第1次拡張工事	S23. 11	S23. 11	S24. 3	3,000	61,000	7,320
第2次拡張工事	S27. 5	S26. 4	S28. 3	32,100	50,000	14,000
第3次拡張工事	S29. 8	S29. 4	S35. 10	181,830	56,000	20,000
第4次拡張工事	S39. 3	S39. 3	S39. 4	5,577	66,000	22,500
第5次拡張工事	S41. 12	S42. 4	S47. 3	562,157	70,000	31,500
第6次拡張工事	S47. 3 S51. 3	S47. 4	S53. 3	1,346,925	100,000	45,000
第7次拡張事業	S61. 5	S61. 6	H7. 3	9,788,689	98,300	59,000
第8次拡張事業	H6. 3	H6. 4	H17. 3	7,382,964	108,500	74,180
松山・平田地区の上水道事業及び小林簡易水道事業を全部譲り受け統合届出	H22. 3				123,150	81,555

(2) 飛島簡易水道

名称	認可年月	施工年月		事業費 (千円・税込)	計画給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
		着工	竣工			
創設	S33. 9	S33. 10	S34. 3	12,059	1,750	87.5
第1次拡張工事	S44. 8	S44. 9	S46. 3	18,153	1,200	195
第2次拡張工事	S53. 5	S53. 5	S53. 12	48,654	940	329
増補改良工事	H2. 3	H2. 7	H5. 2	285,034	700	315
増補改良工事	H9. 3	H9. 4	H10. 3	205,460	700	315

(3) 松山地区上水道

名称	認可年月	施工年月		事業費 (千円・税込)	計画給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
		着工	竣工			
創設	H8. 3	H8. 4	H14. 3	1,568,818	6,450	3,340
酒田市上水道事業へ統合のため事業廃止	H22. 3					

(4) 柏谷沢地区小規模水道

名称	認可年月	施工年月		事業費 (千円・税込)	計画給水人口 (人)	計画1日 最大給水量 (m ³)
		着工	竣工			
創設	H7. 10	H7. 9	H8. 3	115,486	71	21

(5) 平田地区上水道

名称	認可年月	施工年月		事業費 (千円・税込)	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m ³)
		着工	竣工			
創設	S31. 4	S30.10	S31. 5	17,000	5,000	-
第1次拡張工事	S35. 4	S35. 3	S35. 3	5,446	5,600	840
第2次拡張工事	S48. 3	S48. 7	S56. 7	561,000	9,100	3,230
第3次拡張工事	H6. 4	H6. 7	H12.12	508,610	7,970	4,000
酒田市上水道事業へ統合のため事業廃止	H22. 3					

(6) 小林簡易水道

名称	認可年月	施工年月		事業費 (千円・税込)	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m ³)
		着工	竣工			
創設	S43. 7	S43. 8	S43.12	7,541	230	34.5
酒田市上水道事業へ統合のため事業廃止	H22. 3					

(7) 八幡簡易水道

名称	認可年月	施工年月		事業費 (千円・税込)	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m ³)
		着工	竣工			
創設	S50. 8	S50. 8	S53. 3	194,661	3,000	600
地方公営企業法全面適用により酒田市水道局へ移管	H23. 4					
第1回変更 (浄水方法の変更)	H25. 5	H25. 6	H27.12	517,304	1,590	436.0



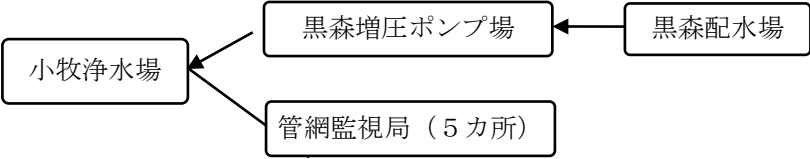
余目酒田道路 Φ800 mm

Ⅱ－２ 施設の概要

1 現有施設

(1) 酒田市上水道 小牧浄水場系

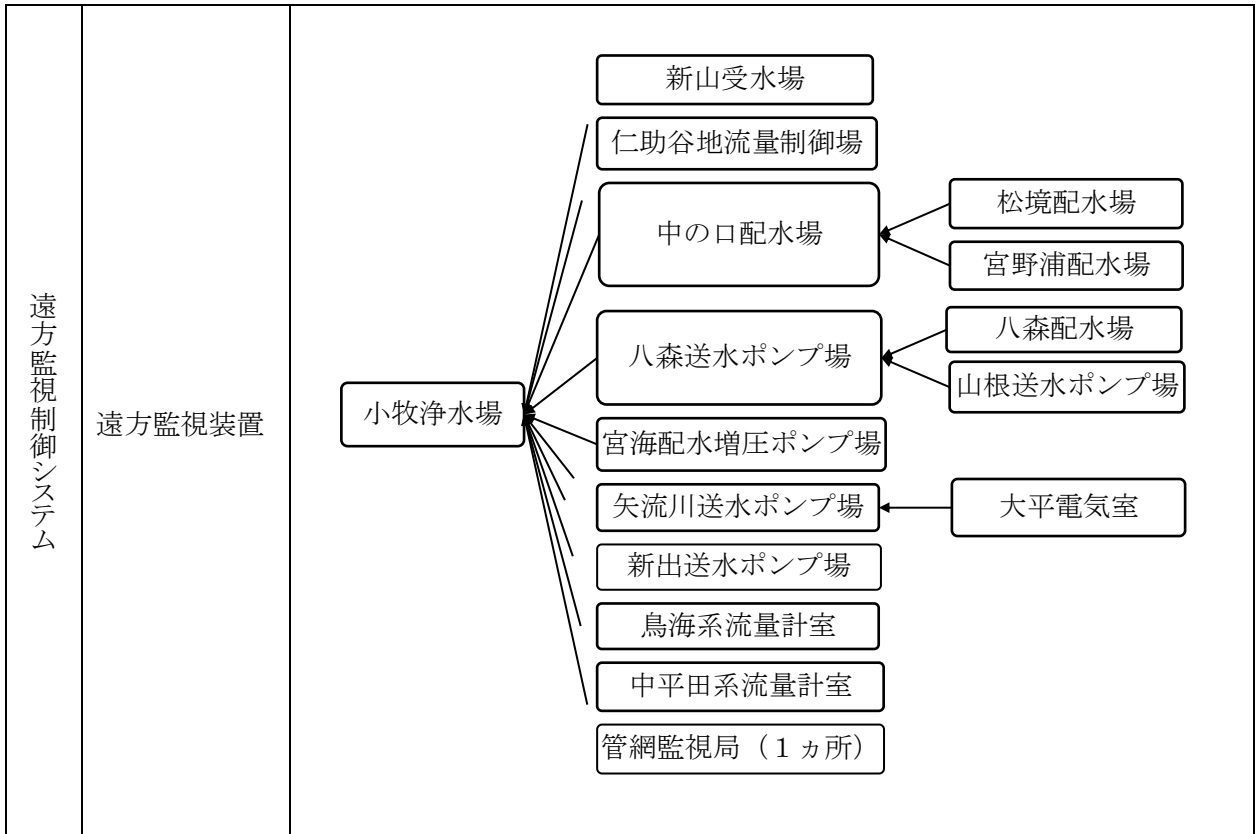
給水能力		46,500 m ³ /日
水 源		最上川表流水
取水施設	取水塔	取水地点 砂越字下川原 155 番地1地先 長径 20.2m×短径 5.2m×全高 20.45m RC造 取水ゲート:800mm×8 基
	取水ポンプ	φ 350mm×14m×12.71 m ³ /分×55kW×3台(回転数制御、内1台予備) φ 300mm×14m×9.3 m ³ /分×37kW×1台(固定速)
導水施設	導水管	SP φ 900mm:115m DIP φ 600mm:117m 計 232m
浄	沈砂池	5.5m×26.3m×有効深 3.0m 有効容量:434 m ³ RC造
	沈でん池	高速凝集沈でん池 RC造 2号池 径 23.0m×有効水深 6.0m 容量:1,644 m ³ 処理水量:20,000 m ³ /日 3号池 径 23.0m×有効水深 6.0m 容量:1,716 m ³ 処理水量:20,000 m ³ /日 4号池 径 23.0m×有効水深 6.0m 容量:1,716 m ³ 処理水量:20,000 m ³ /日
	集合井	外径 8.5m×内径 5.5m×全高 3.5m×有効深 2.3m×1池 ドーナツ型 有効容量:75 m ³ RC造
水	ろ過設備	急速ろ過池 4.1m×8.2m×12 池(内1池予備) ろ過面積:33.62 m ² /池 総ろ過面積:403.44 m ² ろ過速度:135.2m/日 表洗ポンプ φ 150mm×46m× 2.4 m ³ /分×30kW×2台(内1台予備) 逆洗ポンプ φ 400mm×18m×20.2 m ³ /分×90kW×2台(内1台予備)
施設	薬品注入設備	苛性ソーダ希釈槽 容量:18.0 m ³ ×1基 苛性ソーダ貯蔵槽 容量:18.0 m ³ ×4基 P A C 貯 蔵 槽 容量:15.0 m ³ ×3基 次 亜 塩 貯 蔵 槽 容量:10.5 m ³ ×2基 苛性ソーダ注入ポンプ(容量制御ポンプ) 前苛性 注入量:2.48 l/分×0.4kW×2台(内1台予備) 後苛性 注入量:0.45 l/分×0.4kW×2台(内1台予備) PAC注入ポンプ(容量制御ポンプ) 注入量:0.91 l/分×0.4kW×6台 苛性ソーダ移送ポンプ(ノンシールポンプ) 移送量:620 l/分×3.7kW×2台(内1台予備) PAC移送ポンプ(ノンシールポンプ) 移送量:10.0 l/分×1.5kW×1台 次亜塩注入ポンプ(容量制御ポンプ) 前中次亜塩 注入量:1.98 l/分×0.4kW×2台(内1台予備) 中後次亜塩 注入量:1.34 l/分×0.4kW×2台(内1台予備)

浄水施設	排水処理設備	<p>排水池 10.7m× 6.0m×有効深 3.0m×2池 有効容量:385.2 m³ RC造</p> <p>排泥池 10.7m×11.0m×有効深 3.0m×2池 有効容量:706.2 m³ RC造</p> <p>濃縮槽 14.0m×14.0m×有効深 4.0m×2池 有効容量:1,568 m³ RC造</p> <p>天日乾燥床 25.0m×20.5m×有効深:1.2m×16床 乾燥床面積:8,000 m² RC造</p> <p>天日乾燥床送泥ポンプ φ 250mm×13m×8.89 m³/分×37kW×1台</p> <p>沈砂池返送ポンプ φ 150mm×17m×3.19 m³/分×22kW×2台(内1台予備)</p> <p>排泥ポンプ φ 100mm×16m×1.46 m³/分×11kW×2台(内1台予備)</p> <p>天日乾燥床排水井ポンプ φ 65mm×14m×0.292 m³/分×2.2kW×4台(内2台予備)</p>
送水施設	送水ポンプ	<p>小牧浄水場 黒森系 φ 200mm×47m×4.43 m³/分×55kW×2台(内1台予備)</p>
	増圧ポンプ	<p>黒森増圧ポンプ場 φ 200mm×55m×4.43 m³/分×75kW×2台(内1台予備)</p>
	追塩設備	<p>黒森増圧ポンプ場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:0.5 m³×2基 次亜塩注入ポンプ(液中ポンプストローク制御) 注入量:2.16 l/時×2台</p>
配水施設	配水池	<p>小牧浄水場 1号池 25.0m×15.5m×有効深 4.0m×2池 有効容量:2,700 m³ RC造 2号池 25.0m×47.0m×有効深 4.0m×2池 有効容量:7,900 m³ RC造 総有効容量:10,600 m³</p> <p>黒森配水場 1号池 径 22.5m×有効深 6.0m 有効容量:2,300 m³ PC造</p>
	配水ポンプ	<p>小牧浄水場(回転数制御) φ 300mm×64m×9.2 m³/分×150kW×5台(内1台予備)</p>
遠方監視制御システム	遠方監視装置	 <pre> graph TD A[黒森配水場] --> B[黒森増圧ポンプ場] B --> C[小牧浄水場] D[管網監視局 (5カ所)] --> C </pre>

(2) 酒田市上水道 新山受水場系

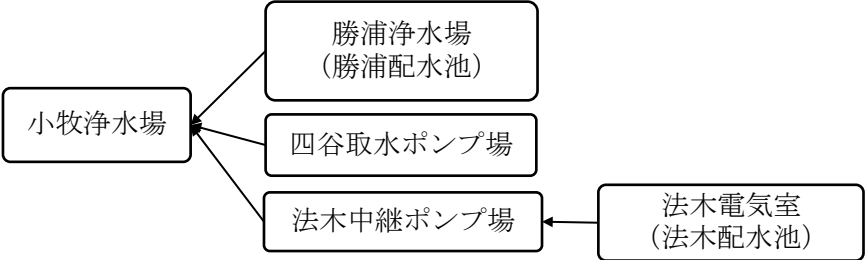
給水能力	21,473 m ³ /日	
水 源	田沢川ダム	
送 配 水 施 設	受水池	新山受水池 径 40.8m×有効深 5.0m×2池 有効容量:13,000 m ³ PC造
	流量調整弁	仁助谷地流量制御場 プランジャーバルブ: φ 400mm 中の口配水場 電動式バタフライバルブ: φ 200mm
	送水ポンプ	八森送水ポンプ場 八森系 φ 125mm×30m×2.6 m ³ /分×22kW×2台(内1台予備) 山根系 φ 125mm×44m×2.0 m ³ /分×22kW×2台(内1台予備) 山根送水ポンプ場 φ 32mm×35m×0.093 m ³ /分×2.2kW×2台(内1台予備) 新出送水ポンプ場 φ 40mm×70m×0.042 m ³ /分×7.5kW×2台(内1台予備) 矢流川送水ポンプ場 φ 40mm×110m×0.04 m ³ /分×5.5kW×2台(内1台予備)
	高架タンク 揚水ポンプ	松境配水場 φ 125mm×24m×1.94 m ³ /分×15kW×2台(内1台予備)
	追塩設備	新山受水場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:2m ³ ×2基 薬品注入ポンプ(液中ポンプストローク制御) 注入量:2.88 ℓ/時×3台 中の口配水場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:1m ³ ×2基 松境系次亜塩注入ポンプ(液中ポンプストローク制御) 注入量:2.61 ℓ/時×2台(内1台予備) 宮野浦系次亜塩注入ポンプ(液中ポンプストローク制御) 注入量:2.61 ℓ/時×2台(内1台予備) 八森送水ポンプ場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:1m ³ ×2基 八森系次亜塩注入ポンプ(液中ポンプインターバル制御) 注入量:0.9 ℓ/時×2台 山根系次亜塩注入ポンプ(液中ポンプインターバル制御) 注入量:0.9 ℓ/時×2台 矢流川送水ポンプ場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:50 ℓ×1基 次亜塩注入ポンプ(電磁ポンプ制御式) 注入量:1.1 ℓ/時×2台(内1台予備)

配水池	<p>松境配水場</p> <p>1号池 径 12.0m×有効深 6.7m 有効容量: 757 m³ RC造</p> <p>2号池 径 15.8m×有効深 6.7m 有効容量: 1,313 m³ PC造</p> <p style="text-align: right;">総有効容量:2,070 m³</p> <p>高架タンク(ドーナツ型)</p> <p>外径 6.1m×内径 3.0m×有効深 3.0m 有効容量:66 m³ PC造</p> <p>宮野浦配水場</p> <p>1号池 径 19.0m×有効深 6.0m 有効容量:1,700 m³ PC造</p> <p>出羽台配水ポンプ場 (受水槽)</p> <p>3.0m×1.5m×有効深 2.24m×2槽 有効容量:20 m³ FRP製</p> <p>八森配水場</p> <p>15.0m×21.8m×有効深 3.0m 有効容量:900 m³ RC造</p> <p>8.0m×14.0m×有効深 3.0m×2池 有効容量:672 m³ RC造</p> <p style="text-align: right;">総有効容量:1,572 m³</p> <p>山根低区配水池</p> <p>4.0m×19.0m×有効深 3.0m×2池 有効容量: 456 m³ RC造</p> <p>山根高区配水池</p> <p>3.0m× 5.7m×有効深 2.5m×2池 有効容量: 85 m³ RC造</p> <p>新出配水池</p> <p>3.0m× 5.0m×有効深 2.5m×2池 有効容量: 75 m³ RC造</p> <p>大平配水池</p> <p>3.0m× 4.0m×有効深 3.0m×2池 有効容量: 72 m³ RC造</p>
増圧ポンプ	<p>宮海配水増圧ポンプ場</p> <p>φ 125mm×41m×1.3 m³/分×15kW×2台(内1台予備)</p> <p>出羽台配水ポンプ場(インバータ制御)</p> <p>φ 65mm×40m×0.6 m³/分×3.7kW×2台</p> <p>緑ヶ丘増圧ポンプ場(インバータ制御)</p> <p>φ 80mm×20m×0.4 m³/分×3.7kW×2台</p> <p>大森山増圧ポンプ(インバータ制御)</p> <p>No.1 φ 40mm×75m×190ℓ/分×3.7kW×2台(内1台予備)</p> <p>No.2 φ 40mm×75m×190ℓ/分×3.7kW×2台(内1台予備)</p> <p>No.3 φ 40mm×75m×190ℓ/分×3.7kW×2台(内1台予備)</p>

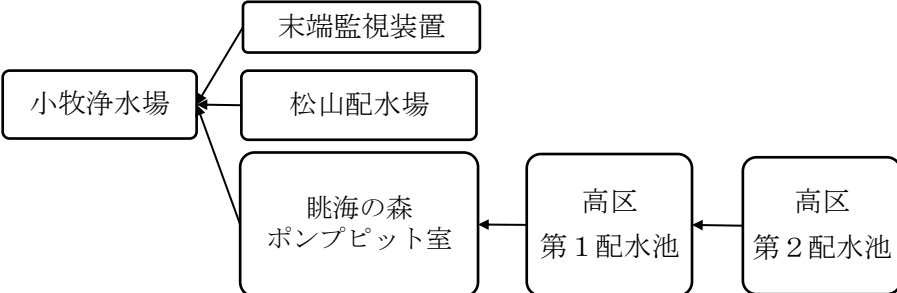


(3) 飛島簡易水道

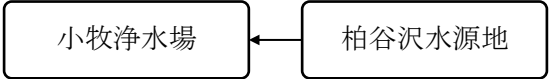
給水能力		315 m ³ /日
水 源		ダム表流水
貯 水 施 設	貯水池	1号貯水池 有効容量: 240 m ³ 四谷貯水池 有効容量: 17,000 m ³ 船見沢砂防ダム 有効容量: 3,200 m ³ 高森沢砂防ダム 有効容量: 2,100 m ³ 剣ヶ峰沢砂防ダム 有効容量: 6,000 m ³ 宮谷沢治山ダム 有効容量: 1,860 m ³ 中村沢砂防ダム 有効容量: 3,700 m ³ 白瀬沢砂防ダム 有効容量: 4,400 m ³ 船見沢第2砂防ダム 有効容量: 6,500 m ³ 総有効容量: 45,000 m ³
		取水ポンプ
導 水 施 設	導水管	DIP (φ 75~200mm) 240m VP (φ 50~150mm) 3,472m PP (φ 40・50mm) 1,068m 計 4,780m
浄 水 施 設	着水井	1.5m×1.5m×有効深 2.0m 容量:4.5 m ³ RC造
	沈でん池	1系沈でん池 横流式薬品沈でん池(傾斜板式) 処理水量:163 m ³ /日 RC造 2系沈でん池 横流式薬品沈でん池(傾斜板式) 処理水量:169 m ³ /日 SUS製
	ろ過装置	圧力式急速ろ過機 φ 1.3m×2基 SUS製 ろ過面積:1.3 m ² ろ過速度:120m/日 洗浄ポンプ井 1.9m×2.5m×有効深 2.4m×2池 有効容量:22.8 m ³ RC造
	高度浄水 処理設備	活性炭吸着機 φ 1.2m×高さ 3.8m(直胴部)×2基(活性炭層厚 2.0m) SUS製 ろ過面積:1.13 m ² ろ過速度:139m/日 活性炭吸着ポンプ井 3.6m×3.175m×有効深 1.25m 有効容量:14.3 m ³ RC造 洗浄ポンプ井 3.6m×3.4m×有効深 1.8m 有効容量:22.0 m ³ RC造 浄水池 3.6m×3.425m×有効深 1.6m 有効容量:19.7 m ³ RC造

浄水施設	薬品注入設備	PAC貯蔵槽 容量:300L×1基 次亜塩貯蔵槽 容量:200L×2基 PAC注入ポンプ (浸漬式バルブレスポンプ) 注入量:1.1 ℓ/時×3台 (内1台予備) 次亜塩注入ポンプ (浸漬式バルブレスポンプ) 前中次亜塩 注入量:1.1 ℓ/時×3台 (内1台予備) 後次亜塩 注入量:1.1 ℓ/時×2台 (内1台予備)
送水施設	ポンプ井	勝浦送水ポンプ井 2.3m×3.5m×有効深 0.7m 有効容量:5.6 m ³ RC造
	送水ポンプ	勝浦送水ポンプ φ50mm×40m×0.30 m ³ /分×5.5kW×2台 (内1台予備) 法木中継ポンプ φ40mm×40m×0.07 m ³ /分×2.2kW×2台 (内1台予備)
配水施設	配水池	勝浦配水池 3.0m×6.7m×有効深 2.6m 有効容量:52.2 m ³ RC造 4.0m×8.0m×有効深 2.7m 有効容量:86.4 m ³ FRP製 総有効容量:138.6 m ³ 法木配水池 2.0m×4.0m×有効深 2.1m 有効容量:16.8 m ³ SUS製 総有効容量: 16.8 m ³
遠方監視制御システム	遠方監視装置	 <pre> graph LR KM[小牧浄水場] --- SP[勝浦浄水場 (勝浦配水池)] KM --- SJ[四谷取水ポンプ場] KM --- FM[法木中継ポンプ場] FM --- FE[法木電気室 (法木配水池)] </pre>

(4) 松山地区上水道

給水能力		2,789 m ³ /日
水 源		田沢川ダム
送 配 水 施 設	受水池	松山配水場 径 27.9m×有効深 3.0m 有効容量:1,780 m ³ PC造
	追塩設備	松山配水場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:200 ℓ×2槽 次亜塩注入ポンプ(液中バルブレスポンプ) 注入量:0.12~1.20 ℓ/時×2台(内1台予備)
	送水ポンプ	眺海の森ポンプピット室 φ 40mm×179m×0.15 m ³ /分×11kW×2台(内1台予備) 高区第1配水池 φ 32mm×100m×0.10 m ³ /分×5.5kW×2台(内1台予備) 辰ヶ湯送水ポンプ φ 40mm×40m×0.15 m ³ /分×2.2kW×2台(内1台予備)
	配水池	高区第1配水池 1.5m×3.0m×有効深 2.22m×2池 有効容量:20.0 m ³ RC造 高区第2配水池 1.5m×3.0m×有効深 2.22m×2池 有効容量:20.0 m ³ RC造 辰ヶ湯温泉受水池 1.5m×1.8m×有効深 1.90m×1池 有効容量:5.13 m ³ RC造
	増圧ポンプ	和光園増圧ポンプ φ 40mm×32m×0.29 m ³ /分×1.5kW×2台
遠方監視制御システム	遠方監視装置	 <pre> graph LR KM[小牧浄水場] --> MM[末端監視装置] KM --> SM[松山配水場] KM --> TM[眺海の森ポンプピット室] TM --> K1[高区第1配水池] K1 --> K2[高区第2配水池] </pre>

(5) 柏谷沢地区小規模水道

給水能力		21 m ³ /日
水 源		地下水(柏谷沢水源:深井戸)
取水施設	取水ポンプ	柏谷沢水源地 取水地点 柏谷沢字水上沢 31-5 番地 φ 25mm×19m×0.02 m ³ /分×0.37kW×1台
	導水管	SGP-VB φ 25mm 16.0m
浄水施設	膜処理設備	膜ろ過方式 内圧型クロスフロー限外ろ過 接触槽 φ 1.065m×高さ 1.225m 容量:1.0 m ³ 循環水槽 φ 0.655m×高さ 0.755m 容量:200 ℓ ろ過膜モジュール(UF膜) 3本 φ 5 インチ×長さ 1.0m 36.9 m ² ろ過流速:0.62m/日 安全モジュール(MF膜) 1本 φ 5 インチ×長さ 1.0m 36.9 m ²
	薬品注入設備	薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:100 ℓ×1基 次亜塩注入ポンプ(電磁ポンプ制御式) 注入量:0.04~1.10 ℓ/時×2台
配水施設	配水池	2.5m×5.1m×有効深 2.0m×2池 有効容量:51.0 m ³ RC造
	配水ポンプ	φ 50mm×58.5m×0.31 m ³ /分×5.5kW×2台(内1台予備)
遠方監視制御システム	遠方監視装置	 <pre> graph LR A[柏谷沢水源地] --> B[小牧浄水場] </pre>

(6) 平田地区上水道

給水能力		2,178 m ³ /日
水 源		地下水(大畑水源:湧水)、田沢川ダム
取水施設	取水枡	大畑水源 1.0m×1.0m×深さ 1.8m
導水施設	導水管	大畑水源 DIP φ150mm 1,038.9m
浄水施設	混和池	大畑送水ポンプ場 3.2m×3.3m×深さ 2.0m 容量:21 m ³ RC造
	消毒設備	大畑送水ポンプ場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:50 ℓ×1基 次亜塩注入ポンプ(液中ピストンポンプ) 注入量:0.25~7.5 ml/分×1台
送配水施設	受水池	平田第1受水池 φ17.1m×有効深 3.0m 有効容量:630 m ³ PC造 平田第2受水池 9.0m×10.0m×有効深 3.5m×2池 有効容量:630 m ³ SUS製 (檜橋配水池) 10.1m×13.5m×有効深 3.45m×2池 有効容量:940 m ³ RC造
	追塩設備	田沢高区送水ポンプ場 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:50 ℓ×1基 次亜塩注入ポンプ(液中ピストンポンプ) 注入量:0.25~7.5 ml/分×1台
	ポンプ井	田沢高区送水ポンプ場 3.0m×3.0m×深さ 2.0m 容量:18 m ³
	送水ポンプ場	大畑送水ポンプ場 φ80mm×55m×0.50 m ³ /分×11kW×2台(内1台予備) 丸山加圧ポンプ場 φ50mm×60m×0.26 m ³ /分×11kW×2台(内1台予備) 田沢高区送水ポンプ場 φ40mm×79m×0.20 m ³ /分×5.5kW×2台
	配水池	大畑配水池 6.0m×8.25m×有効深 2.8m 有効容量:138 m ³ RC造 海ヶ沢調整池 4.8m×4.8m×有効深 2.6m 有効容量:60.0 m ³ RC造 田沢高区配水池 5.9m×5.9m×有効深 3.0m×2池 有効容量:208 m ³ RC造

送配水施設	増圧ポンプ	楯山加圧ポンプ場 $\phi 50\text{mm} \times 25\text{m} \times 0.167 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5 \text{ kW} \times 2 \text{ 台}$ (内 1 台予備) 小林増圧ポンプ場 (直結給水ブースターポンプ) $\phi 40\text{mm} \times 37\text{m} \times 0.17 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5 \text{ kW} \times 2 \text{ 台}$ (内 1 台予備)
遠方監視制御システム	遠方監視装置	

(7) 八幡簡易水道

給水能力		436 m ³ /日
水 源		伏流水(升田水源)
取水施設	取水井	井筒式φ3.0m × 8.5m
	取水及び送水ポンプ	取水地点 升田字谷地返シ2-2 φ50mm×72m×0.30 m ³ /分×7.5kW×2台(内1台予備)
浄水施設	薬品注入設備	升田紫外線処理施設滅菌室 薬品タンク(次亜塩素酸ソーダ) 容量:50 ℓ×1基 次亜塩注入ポンプ(液中ピストンポンプ) 注入量:0.1~12 ml/分×2台(うち1台予備)
	紫外線照射装置	升田紫外線照射装置室 内照式管路密閉型ヨコ流方式 処理能力 430 m ³ /日×2台(うち1台予備) 照射量 10mJ/cm ² 以上
配水施設	配水池	日向配水池 5.4m×5.4m×有効深 2.95m×2池 有効容量:172 m ³ RC造 大沢高区配水池 4.2m×4.2m×有効深 3.1m×2池 有効容量:109.4 m ³ RC造 大沢低区配水池 3.8m×3.8m×有効深 2.8m×2池 有効容量:80.9 m ³ RC造
	減圧槽	日向減圧井 1.5m×2.0m×有効深 2.5m×2池 有効容量:15 m ³ SUS造 大沢減圧槽 1.5m×2.0m×有効深 2.8m×2池 有効容量:16.8 m ³ SUS造
遠方監視制御システム	遠方監視装置	<pre> graph TD A[紫外線処理施設 (升田水源)] --> B[小牧浄水場] C[日向配水池] --> B D[大沢低区配水池] --> B </pre>

2 配水管類口径別布設状況

(1) 酒田地区

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2		R3		R4	
		酒田地区 上水道	飛島 簡易水道	酒田地区 上水道	飛島 簡易水道	酒田地区 上水道	飛島 簡易水道
導水管	50以下		2,116		2,116		2,116
	75		916		916		916
	100		407		407		407
	150		1,332		1,332		1,332
	200	1,477	9	1,477	9	1,477	9
	250						
600以上		232		232		232	
導水管計		1,709	4,780	1,709	4,780	1,709	4,780
酒田地区計			6,489		6,489		6,489

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2		R3		R4	
		酒田地区 上水道	飛島 簡易水道	酒田地区 上水道	飛島 簡易水道	酒田地区 上水道	飛島 簡易水道
送水管	50以下		1,516		1,516		1,516
	75	2,171	1,536	2,171	1,536	2,171	1,536
	150						
	200	1,404		1,404		1,404	
	250	6,139		6,139		6,139	
	300	11,019		11,019		11,019	
	350	9,451		9,451		9,451	
	400	5,201		5,201		5,201	
	450	56		56		56	
	500	3		3		3	
	600	2,127		2,127		2,127	
700以上	3,353		3,353		3,353		
送水管計		40,924	3,052	40,924	3,052	40,924	3,052
酒田地区計			43,976		43,976		43,976

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2		R3		R4	
		酒田地区 上水道	飛島 簡易水道	酒田地区 上水道	飛島 簡易水道	酒田地区 上水道	飛島 簡易水道
配水管	50以下	62,565	1,458	61,849	1,458	61,861	1,458
	75	263,773	133	265,897	133	266,394	133
	100	219,003	1,787	216,581	1,787	216,059	1,787
	125	0		0		0	
	150	115,310		115,299		115,309	
	200	58,016		58,016		58,019	
	250	23,324		23,664		23,664	
	300	15,361		15,049		15,049	
	350	5,127		5,127		5,127	
	400	12,435		12,435		12,435	
	450	2,037		2,037		2,037	
	500	2,915		2,915		2,915	
	600	708		708		708	
	700	6,107		6,107		6,107	
	800	9,275		9,275		9,275	
口径不明	0		0		0		
配水管計		795,956	3,378	794,959	3,378	794,959	3,378
酒田地区計			799,334		798,337		798,337

(2) 松山地区

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2		R3		R4	
		松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道	松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道	松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道
導水管	50以下						
	75						
	100						
	150						
	200						
	250						
600以上							
導水管計		0	0	0	0	0	0
松山地区計			0		0		0

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2		R3		R4	
		松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道	松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道	松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道
送水管	50以下						
	75						
	150						
	200						
	250						
	300						
	350						
	400						
	450						
	500						
	600						
700以上							
送水管計		0	0	0	0	0	0
松山地区計			0		0		0

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2		R3		R4	
		松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道	松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道	松山地区 上水道	柏谷沢 小規模水道
配水管	50以下	6,278	619	6,260	619	6,260	619
	75	14,963	414	14,956	414	14,956	414
	100	14,706	535	14,722	535	14,722	535
	125	155		155		155	
	150	5,104		5,117		5,117	
	200	9,240		9,236		9,236	
	250	6,312		6,312		6,312	
	300						
	350						
	400	742		742		742	
	450						
	500						
	600						
700							
800							
口径不明							
配水管計		57,500	1,568	57,500	1,568	57,500	1,568
松山地区計			59,068		59,068		59,068

(3) 平田地区

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2	R3	R4
		平田地区 上水道	平田地区 上水道	平田地区 上水道
導水管	50以下			
	75			
	100	1	1	1
	150	1,038	1,038	1,038
	200			
	250			
導水管計		1,039	1,039	1,039
平田地区計		1,039	1,039	1,039

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2	R3	R4
		平田地区 上水道	平田地区 上水道	平田地区 上水道
送水管	50以下			
	75	783	783	783
	150	73	73	73
	200	26	26	26
	250			
	300	28	28	28
	350			
	400			
	450			
	500			
	600			
700以上				
送水管計		910	910	910
平田地区計		910	910	910

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2	R3	R4
		平田地区 上水道	平田地区 上水道	平田地区 上水道
配水管	50以下	16,081	16,081	15,935
	75	18,221	18,221	18,295
	100	22,713	22,722	22,065
	125	159	159	159
	150	31,774	31,774	30,359
	200	3,332	3,332	3,332
	250	1,931	1,931	1,931
	300	37	37	37
	350			
	400			
	450			
	500			
	600			
	700			
	800			
口径不明		272	272	272
配水管計		94,520	94,529	92,385
平田地区計		94,520	94,529	92,385

(4) 八幡簡易水道地区

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2	R3	R4
		八幡簡易 水道	八幡簡易 水道	八幡簡易 水道
導水管	50以下			
	75	21	21	21
	100			
	150			
	200			
	250			
	600以上			
導水管計		21	21	21
八幡簡易水道地区計		21	21	21

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2	R3	R4
		八幡簡易 水道	八幡簡易 水道	八幡簡易 水道
送水管	50以下			
	75	1,613	1,613	1,613
	150	2,197	2,197	2,197
	200			
	250			
	300			
	350			
	400			
	450			
	500			
	600			
	700以上			
送水管計		3,810	3,810	3,810
八幡簡易水道地区計		3,810	3,810	3,810

(単位：m)

管分類	口径 (mm)	R2	R3	R4
		八幡簡易 水道	八幡簡易 水道	八幡簡易 水道
配水管	50以下	5,533	5,533	5,533
	75	4,408	4,408	4,408
	100	9,771	9,771	9,771
	125	210	210	210
	150	18,737	18,737	18,737
	200			
	250			
	300			
	350			
	400			
	450			
	500			
	600			
	700			
	800			
口径不明				
配水管計		38,659	38,659	38,659
八幡簡易水道地区計		38,659	38,659	38,659

Ⅱ－3 業務状況

1 主要指数

項目	年度	R2	R3	R4	前年度対比	
行政区域内人口	(人)	99,537	98,182	96,777	△	1.4%
行政区域内世帯数	(世帯)	42,325	42,471	42,600		0.3%
計画給水区域内人口 A	(人)	99,543	98,188	96,784	△	1.4%
計画給水区域内世帯数	(世帯)	42,323	42,469	42,599		0.3%
給水人口 B	(人)	99,230	97,879	96,481	△	1.4%
給水世帯数	(戸)	42,162	42,310	42,443		0.3%
普及率 B/A	(%)	99.69	99.69	99.69		0.00 [※]
年間配水量	(m ³)	12,136,550	11,780,467	11,487,730	△	2.5%
1日最大給水量	(m ³)	36,641	36,409	41,674		14.5%
有収率	(%)	90.10	90.87	92.31		1.44 [※]
全体負荷率	(%)	90.75	88.65	75.52	△	13.13 [※]
1日平均給水量	(m ³)	33,251	32,275	31,473	△	2.5%
1人1日最大給水量	(ℓ)	369	372	432		16.1%
1人1日平均給水量	(ℓ)	335	330	326	△	1.2%
年間有収水量	(m ³)	10,934,482	10,704,772	10,603,758	△	0.9%
年間無収無効水量	(m ³)	1,202,068	1,075,695	883,972	△	17.8%
導送配水管総延長	(m)	1,047,826	1,046,838	1,044,694	△	0.2%
総収入(収益的)	(円)	2,636,034,746	2,568,425,234	2,590,195,335		0.8%
給水収益	(円)	2,396,284,502	2,358,249,346	2,344,626,170	△	0.6%
総費用(収益的)	(円)	2,438,387,586	2,338,816,371	2,351,873,261		0.6%
供給単価	(円/m ³)	219円15銭	220円30銭	221円11銭		81銭
給水原価	(円/m ³)	220円81銭	216円10銭	219円62銭	△	3円52銭
給水栓数	(栓)	46,318	46,387	46,579		0.4%

2 給水普及状況

(各年度末)

		行政区域内		計画給水区域内 (A)		給水状況 (B)			普及率 (B/A)		
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	栓数 (栓)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (%)	世帯数 (%)	
R2	全体	99,537	42,325	99,543	42,323	46,318	99,230	42,162	99.69	99.62	
	内訳	酒田市上水道	98,179	41,765	98,179	41,765	45,697	97,873	41,607	99.69	99.62
		酒田地区	88,560	38,092	88,560	38,092	41,900	88,260	37,937	99.66	99.59
		松山地区	3,913	1,555	3,913	1,555	1,515	3,912	1,554	99.97	99.94
		平田地区	5,706	2,118	5,706	2,118	2,282	5,701	2,116	99.91	99.91
	飛島簡易水道	173	111	173	111	139	173	111	100.00	100.00	
	八幡簡易水道	1,176	445	1,157	434	466	1,150	431	99.39	99.31	
	柏谷沢小規模水道	9	4	34	13	16	34	13	100.00	100.00	
R3	全体	98,182	42,471	98,188	42,469	46,387	97,879	42,310	99.69	99.63	
	内訳	酒田市上水道	96,860	41,917	96,860	41,917	45,779	96,555	41,761	99.69	99.63
		酒田地区	87,452	38,257	87,452	38,257	41,998	87,153	38,104	99.66	99.60
		松山地区	3,813	1,545	3,813	1,545	1,501	3,812	1,544	99.97	99.94
		平田地区	5,595	2,115	5,595	2,115	2,280	5,590	2,113	99.91	99.91
	飛島簡易水道	174	112	174	112	136	174	112	100.00	100.00	
	八幡簡易水道	1,142	439	1,124	428	456	1,120	425	99.64	99.30	
	柏谷沢小規模水道	6	3	30	12	16	30	12	100.00	100.00	
R4	全体	96,777	42,600	96,784	42,599	46,579	96,481	42,443	99.69	99.63	
	内訳	酒田市上水道	95,507	42,057	95,507	42,057	45,978	95,208	41,904	99.69	99.64
		酒田地区	86,325	38,410	86,325	38,410	42,219	86,032	38,260	99.66	99.61
		松山地区	3,697	1,542	3,697	1,542	1,494	3,696	1,541	99.97	99.94
		平田地区	5,485	2,105	5,485	2,105	2,265	5,480	2,103	99.91	99.90
	飛島簡易水道	167	109	167	109	135	167	109	100.00	100.00	
	八幡簡易水道	1,097	431	1,080	421	451	1,076	418	99.63	99.29	
	柏谷沢小規模水道	6	3	30	12	15	30	12	100.00	100.00	

3 配水量及び有収水量

(各年度末)

		年間配水量 (m^3)	年間有収水量 (m^3)	有収率 (%)	1日平均 給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	1人1日 平均 給水量 ($\ell/\text{日}$)	
R2	全 体	12,136,550	10,934,482	90.10	33,251	335	
	内訳	酒田市上水道	12,010,211	10,832,031	90.19	32,905	336
		酒田地区	10,737,217	9,771,766	91.01	29,417	333
		松山地区	511,787	419,618	81.99	1,402	358
		平田地区	761,207	640,647	84.16	2,085	366
	飛島簡易水道	23,921	13,336	55.75	66	379	
	八幡簡易水道	99,358	86,683	87.24	272	237	
	柏谷沢小規模水道	3,060	2,432	79.48	8	247	
R3	全 体	11,780,467	10,704,772	90.87	32,275	330	
	内訳	酒田市上水道	11,658,892	10,606,383	90.97	31,942	331
		酒田地区	10,453,631	9,591,052	91.75	28,640	329
		松山地区	471,704	396,933	84.15	1,292	339
		平田地区	733,557	618,398	84.30	2,010	360
	飛島簡易水道	23,924	14,400	60.19	66	377	
	八幡簡易水道	95,021	81,425	85.69	260	232	
	柏谷沢小規模水道	2,630	2,564	97.49	7	240	
R4	全 体	11,487,730	10,603,758	92.31	31,473	326	
	内訳	酒田市上水道	11,371,888	10,504,787	92.38	31,156	327
		酒田地区	10,221,431	9,491,131	92.86	28,004	326
		松山地区	443,445	395,561	89.20	1,215	329
		平田地区	707,012	618,095	87.42	1,937	353
	飛島簡易水道	23,429	12,426	53.04	64	384	
	八幡簡易水道	90,049	84,353	93.67	247	229	
	柏谷沢小規模水道	2,364	2,192	92.72	6	216	

4 1日最大・最小給水量

	区 分	1日最大給水量		1日最小給水量	
		給水量	計測月日	給水量	計測月日
R2	全 体	36,641 m ³	8月28日	30,543 m ³	3月21日
	酒田市上水道	36,290 m ³	8月27日	30,169 m ³	3月21日
	酒田地区	32,467 m ³	8月28日	27,083 m ³	3月21日
	松山地区	1,596 m ³	8月10日	1,256 m ³	11月29日
	平田地区	2,506 m ³	5月11日	1,815 m ³	3月14日
	飛島簡易水道	92 m ³	8月28日	30 m ³	11月1日
	八幡簡易水道	388 m ³	1月20日	219 m ³	9月18日
	柏谷沢小規模水道	35 m ³	9月28日	6 m ³	10月4日
R3	全 体	36,409 m ³	8月6日	29,545 m ³	3月20日
	酒田市上水道	36,061 m ³	8月6日	29,187 m ³	3月20日
	酒田地区	32,308 m ³	8月6日	26,091 m ³	3月20日
	松山地区	1,592 m ³	12月31日	1,116 m ³	12月5, 12日
	平田地区	2,408 m ³	8月5日	1,776 m ³	5月29日
	飛島簡易水道	129 m ³	6月7日	43 m ³	11月23日
	八幡簡易水道	358 m ³	12月31日	217 m ³	11月25日
	柏谷沢小規模水道	12 m ³	12月26日	5 m ³	5月11日, 6月6日
R4	全 体	41,674 m ³	2月2日	28,187 m ³	1月1日
	酒田市上水道	41,206 m ³	2月2日	27,873 m ³	1月1日
	酒田地区	37,078 m ³	2月2日	24,935 m ³	1月1日
	松山地区	1,631 m ³	1月27日	1,071 m ³	12月18日
	平田地区	2,604 m ³	2月2日	1,675 m ³	6月25日
	飛島簡易水道	120 m ³	9月17日	36 m ³	1月16日
	八幡簡易水道	403 m ³	2月2日	213 m ³	6月30日
	柏谷沢小規模水道	12 m ³	3月9日	5 m ³	4月2・6・14日 5月1・11日 6月22日 10月15日

5 給水装置工事受付状況

(新設工事)

(単位：件)

口径 年度	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	合計
R2	123	195	2	3	0	0	0	0	0	323
R3	62	148	6	3	2	0	0	0	0	221
R4	144	162	2	2	0	2	0	0	0	312

(改造工事)

(単位：件)

口径 年度	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	合計
R2	313	286	27	4	18	8	3	2	0	661
R3	306	261	25	2	20	19	2	0	0	635
R4	257	291	31	9	14	10	2	0	0	614

(撤去工事)

(単位：件)

口径 年度	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	合計
R2	57	6	2	1	3	1	0	1	0	71
R3	54	18	3	0	5	1	0	0	0	81
R4	92	3	5	1	3	1	0	0	0	105

6 給水栓数

(単位：件)

口径 年度	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	その他	合計
R2	31,830	12,984	797	53	398	143	29	6	78	46,318
R3	31,694	13,194	792	54	391	140	30	5	87	46,387
R4	31,550	13,557	790	57	389	140	29	5	62	46,579

7 徴収に関する状況

(1) 口座加入状況

	調定件数	口座加入件数		自主納付	
		件数	比率	件数	比率
R2	559,005 件	475,071 件	84.99%	83,934 件	15.01%
R3	560,442 件	472,336 件	84.28%	88,106 件	15.72%
R4	562,249 件	469,491 件	83.50%	92,758 件	16.50%

(2) 口座振替状況

	口座加入件数	振替件数		振替不能件数	
		件数	比率	件数	比率
R2	475,071 件	452,233 件	95.19%	22,838 件	4.81%
R3	472,336 件	450,400 件	95.36%	21,936 件	4.64%
R4	469,491 件	447,878 件	95.40%	21,613 件	4.60%

(3) 督促状等発行状況

	調定件数	督促状発行件数		給水停止予告書発行件数	
		件数	比率	件数	比率
R2	559,005 件	21,457 件	3.84%	7,161 件	1.28%
R3	560,442 件	23,683 件	4.23%	7,576 件	1.35%
R4	562,249 件	23,968 件	4.26%	8,001 件	1.42%

8 動 力

電力使用量及び電気料金

(電気料金：税込)

区分 年度	取 水 ・ 浄 水 施 設 (酒田地区上水道)					
	小牧浄水場		鳥海浄水場		芹田水源	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	2,077,091	37,354,394	-	-	-	-
R3	2,209,168	43,704,101	-	-	-	-
R4	2,072,663	59,567,152	-	-	-	-

※ 鳥海浄水場・芹田水源は、平成24年9月に廃止

区分 年度	送 水 施 設 (酒田地区上水道)					
	山根送水ポンプ場		新出送水ポンプ場		矢流川送水ポンプ場	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	10,161	204,140	7,998	255,999	14,549	360,436
R3	10,366	226,810	10,358	314,292	15,092	397,014
R4	7,730	198,144	10,179	343,172	13,428	405,424

区分 年度	送 水 ・ 配 水 施 設 (酒田地区上水道)							
	八森送水ポンプ場		中の口配水場		黒森増圧ポンプ場		その他配水・ポンプ場	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	58,706	1,087,348	29,182	601,871	334,846	6,151,941	147,656	3,839,470
R3	57,636	1,175,268	29,226	641,999	331,932	6,676,902	147,982	4,135,875
R4	55,668	1,610,000	27,540	835,031	327,827	9,422,675	146,014	4,520,378

※ 中の口配水場送水設備改良工事が、平成31年3月に完成

区分 年度	取水・浄水・送水・配水施設 (飛島簡易水道)			
	勝浦浄水場		その他配水・ポンプ場	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	37,047	960,333	2,183	150,745
R3	35,583	1,003,117	4,208	227,464
R4	35,715	1,116,349	3,686	246,571

区分 年度	取送水・浄水 (八幡簡易水道)	
	升田水源地	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	48,312	1,020,741
R3	48,767	1,127,527
R4	46,117	1,199,526

区分 年度	送水・配水施設（松山地区上水道）					
	松山受水場		眺海の森ポンプピット室		高区第1配水池	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	5,108	173,332	8,514	495,880	4,616	260,940
R3	4,582	186,202	7,687	496,193	3,862	254,255
R4	5,720	206,834	8,673	545,498	4,164	276,818

※ 眺海の森「さんさん」が、平成31年4月に休館

区分 年度	送水・配水施設（松山地区上水道）				取水・浄水・配水施設 （柏谷沢小規模水道）	
	辰ヶ湯温泉ポンプ		和光園加圧ポンプ		柏谷沢水源地	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	520	51,607	5,185	141,581	16,405	587,861
R3	585	53,698	2,278	97,588	15,625	615,154
R4	506	53,780	2,210	103,185	144,391	617,638

区分 年度	取水・送水・配水施設（平田地区上水道）					
	大畑送水ポンプ場		丸山加圧ポンプ場		田沢高区送水ポンプ場	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	—	—	8,745	210,079	17,850	469,786
R3	—	—	7,592	207,095	18,147	511,592
R4	—	—	6,855	212,015	18,282	562,234

※ 大畑送水ポンプ場は、平成26年3月に電力廃止

区分 年度	取水・送水・配水施設（平田地区上水道）					
	楯山加圧ポンプ場		小林増圧ポンプ場		その他配水・ポンプ場	
	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kwh)	電気料金 (円)
R2	9,753	211,859	5,805	120,523	486	20,751
R3	9,595	227,666	5,895	133,180	712	25,307
R4	9,607	256,155	5,551	143,143	567	21,757

※ 小林増圧ポンプ場は、平成24年3月に設置

9 薬 品

薬品使用状況

(単価：円/kg 税抜)

区分 年度	小牧浄水場			勝浦浄水場		升田水源
	次亜塩素酸ソーダ kg	P A C kg	苛性ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg	P A C kg	次亜塩素酸ソーダ kg
R2	105,120	289,262	82,838	800	4,000	525
単価	34	38	51	240	88	80
R3	118,920	275,354	81,862	1,000	3,600	509
単価	37	38	51	240	88	80
R4	106,295	218,136	65,148	800	3,600	461
単価	39	44	61	245	95	85

区分 年度	中の口配水場	黒森増圧ポンプ場	新山受水場	矢流川送水ポンプ場	八森送水ポンプ場
	次亜塩素酸ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg
R2	-	913	2,176	16.0	-
単価	-	62	62	80	-
R3	-	1,383	2,949	13.4	-
単価	-	62	62	80	-
R4	-	1,638	1,677	13.7	-
単価	-	64	64	85	-

区分 年度	松山配水場	柏谷沢水源地	田沢高区送水ポンプ場	大畑送水ポンプ場
	次亜塩素酸ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg	次亜塩素酸ソーダ kg
R2	83	54	24	-
単価	80	80	80	-
R3	262	44	39	-
単価	80	80	80	-
R4	82	42	24	-
単価	85	85	85	-

※ 大畑送水ポンプ場は、平成25年7月に休止

10 水 質

水質基準に関する厚生省令に基づく基準 51 項目

項 目	検査地点	小牧浄水場浄水		
	測定回数	1～12回		
	水質基準	最小値	最大値	平均値
気 温 (°C)		2.0	34.0	15.8
水 温 (°C)		3.0	27.0	12.9
1 一般細菌 (個/ml)	100個/ml以下	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	検出せず*	検出せず	検出せず
3 カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.003mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4 水銀及びその化合物 (mg/l)	0.0005mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5 セレン及びその化合物 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6 鉛及びその化合物 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7 ヒ素及びその化合物 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8 六価クロム及びその化合物 (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9 亜硝酸態窒素 (mg/l)	0.04mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)	10mg/l以下	0.4	0.4	0.4
12 フッ素及びその化合物 (mg/l)	0.8mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13 ホウ素及びその化合物 (mg/l)	1.0mg/l以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1
14 四塩化炭素 (mg/l)	0.002mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15 1、4-ジオキサン (mg/l)	0.05mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16 <small>シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン</small> (mg/l)	0.04mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
17 ジクロロメタン (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
18 テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
19 トリクロロエチレン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
20 ベンゼン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
21 塩素酸 (mg/l)	0.6mg/l以下	< 0.06	0.13	0.05
22 クロロ酢酸 (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23 クロロホルム (mg/l)	0.06mg/l以下	0.0030	0.0200	0.0107
24 ジクロロ酢酸 (mg/l)	0.03mg/l以下	0.002	0.008	0.005
25 ジプロモクロロメタン (mg/l)	0.1mg/l以下	0.001	0.003	0.002
26 臭素酸 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27 総トリハロメタン (mg/l)	0.1mg/l以下	0.006	0.031	0.018
28 トリクロロ酢酸 (mg/l)	0.03mg/l以下	< 0.002	0.006	0.002
29 プロモジクロロメタン (mg/l)	0.03mg/l以下	0.0020	0.0090	0.0058
30 プロモホルム (mg/l)	0.09mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
31 ホルムアルデヒド (mg/l)	0.08mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32 亜鉛及びその化合物 (mg/l)	1.0mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33 アルミニウム及びその化合物 (mg/l)	0.2mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34 鉄及びその化合物 (mg/l)	0.3mg/l以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03
35 銅及びその化合物 (mg/l)	1.0mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36 ナトリウム及びその化合物 (mg/l)	200mg/l以下	8.7	12.0	10.4
37 マンガン及びその化合物 (mg/l)	0.05mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
38 塩化物イオン (mg/l)	200mg/l以下	9.5	21.0	15.1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/l)	300mg/l以下	23	26	24
40 蒸発残留物 (mg/l)	500mg/l以下	56	95	76
41 陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.2mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42 ジェオスミン (mg/l)	0.00001mg/l以下	0.000001	0.000002	0.000002
43 2-メチルイソボルネオール (mg/l)	0.00001mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44 非イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45 フェノール類 (mg/l)	0.005mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46 有機物質(全有機炭素(TOC)) (mg/l)	3mg/l以下	0.4	0.9	0.7
47 P H 値	5.8以上8.6以下	7.0	7.5	7.3
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭 気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50 色 度 (度)	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51 濁 度 (度)	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

※鳥海浄水場は、平成24年9月で廃止。

項 目	検査地点	勝浦浄水場浄水			柏谷沢浄水		
	測定回数	1~12回			1~12回		
	水質基準	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
気 温 (°C)		-3.0	28.8	12.4	0.0	21.5	14.5
水 温 (°C)		4.0	27.6	15.4	10.2	14.2	12.5
1 一般細菌 (個/ml)	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3 カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.003mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4 水銀及びその化合物 (mg/l)	0.0005mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5 セレン及びその化合物 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6 鉛及びその化合物 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7 ヒ素及びその化合物 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8 六価クロム及びその化合物 (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9 亜硝酸態窒素 (mg/l)	0.04mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)	10mg/l以下	0.1	0.1	0.1	1.0	1.0	1.0
12 フッ素及びその化合物 (mg/l)	0.8mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13 ホウ素及びその化合物 (mg/l)	1.0mg/l以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
14 四塩化炭素 (mg/l)	0.002mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15 1、4-ジオキサン (mg/l)	0.05mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
17 ジクロロメタン (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
18 テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
19 トリクロロエチレン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
20 ベンゼン (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
21 塩素酸 (mg/l)	0.6mg/l以下	0.09	0.17	0.14	0.09	0.22	0.16
22 クロロ酢酸 (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23 クロロホルム (mg/l)	0.06mg/l以下	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
24 ジクロロ酢酸 (mg/l)	0.03mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
25 ジブromクロロメタン (mg/l)	0.1mg/l以下	< 0.001	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
26 臭素酸 (mg/l)	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27 総トリハロメタン (mg/l)	0.1mg/l以下	< 0.004	0.006	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
28 トリクロロ酢酸 (mg/l)	0.03mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
29 ブロモジクロロメタン (mg/l)	0.03mg/l以下	< 0.001	0.003	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
30 ブロモホルム (mg/l)	0.09mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
31 ホルムアルデヒド (mg/l)	0.08mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32 亜鉛及びその化合物 (mg/l)	1.0mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33 アルミニウム及びその化合物 (mg/l)	0.2mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34 鉄及びその化合物 (mg/l)	0.3mg/l以下	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
35 銅及びその化合物 (mg/l)	1.0mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36 ナトリウム及びその化合物 (mg/l)	200mg/l以下	51.0	66.0	56.5	12.0	13.0	12.3
37 マンガン及びその化合物 (mg/l)	0.05mg/l以下	< 0.001	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
38 塩化物イオン (mg/l)	200mg/l以下	92.0	130.0	110.8	13.0	15.0	14.0
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/l)	300mg/l以下	57	77	67	45	47	46
40 蒸発残留物 (mg/l)	500mg/l以下	260	320	290	100	120	110
41 陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.2mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42 ジェオスミン (mg/l)	0.00001mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43 2-メチルイソボルネオール (mg/l)	0.00001mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44 非イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45 フェノール類 (mg/l)	0.005mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46 有機物質(全有機炭素(TOC)) (mg/l)	3mg/l以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47 P H 値	5.8以上8.6以下	6.5	7.6	6.9	6.3	6.4	6.4
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭 気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色 度 (度)	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51 濁 度 (度)	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1

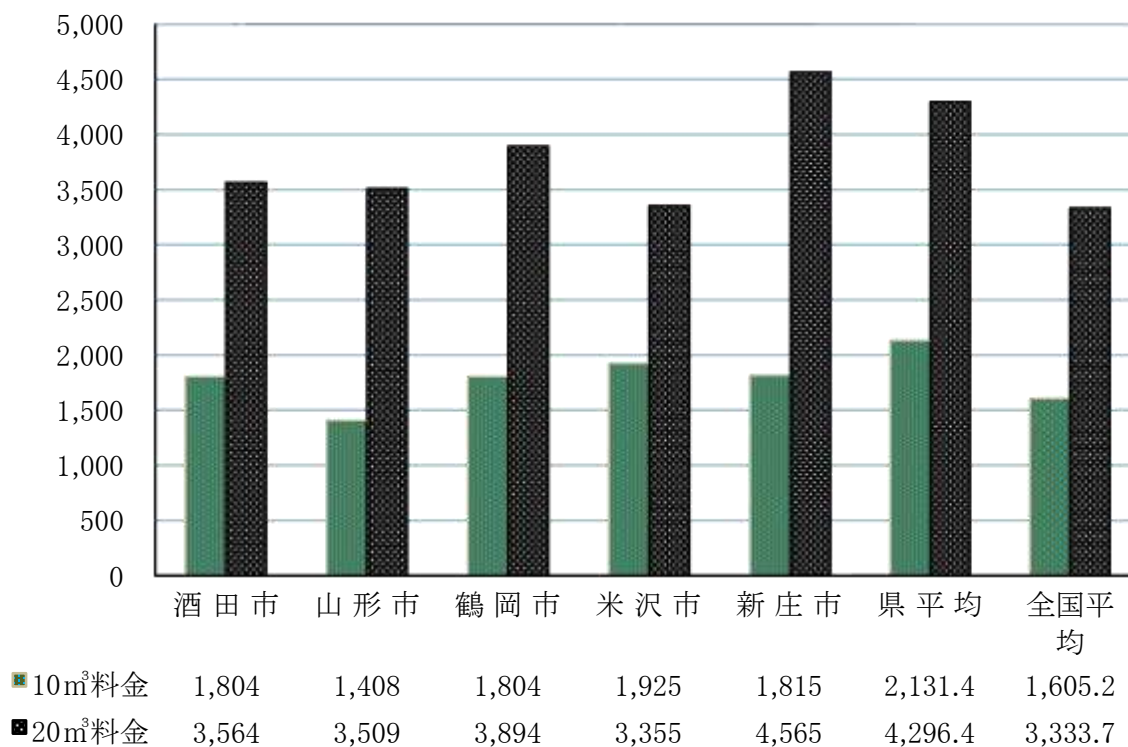
Ⅱ－４ 資 料

１ 県内主要都市 家事用水道料金比較

家事用水道料金比較（令和４年４月１日現在、税込料金）

口径１３ミリまたは家事用料金の１０ｍ³及び２０ｍ³で比較

（単位：円）



口径13ミリ	10m³料金	20m³料金
酒田市	1,804	3,564
山形市	1,408	3,509
鶴岡市	1,804	3,894
米沢市	1,925	3,355
新庄市	1,815	4,565
県平均	2,131.4	4,296.4
全国平均	1,605.2	3,333.7

※県平均・全国平均(令和4年4月1日現在)は、(社)日本水道協会発行「水道料金表」より

2 県内都市 水道料金比較表

口径 13 mm又は家庭用で比較

(消費税込、単位：円)

市 名	現行料金	料金体系	10m ³		20m ³	
	実施年月		料金	安い順	料金	安い順
酒 田	H20.4	口径別 浴場・臨時 プール・船舶別	1,804	2	3,564	3
山 形	H18.7	口径別 一部用途別	1,408	1	3,509	2
米 沢	R01.10	口径別 一部用途別	1,925	6	3,355	1
鶴 岡	H20.9	口径別	1,804	2	3,894	7
新 庄	R3.10	用途別	1,815	4	4,565	12
寒河江	H30.4	口径別	1,991	9	3,751	4
上 山	H20.4	口径別 一部用途別	2,200	10	3,795	5
村 山	H29.4	口径別 一部用途別	1,980	7	4,070	8
長 井	H9.8	口径別 一部用途別	2,640	13	4,290	10
天 童	H20.7	口径別 一部用途別	1,980	7	4,070	8
東 根	H20.2	口径別 一部用途別	1,870	5	3,850	6
尾花沢 (大石田と組合)	H25.7	用途別	2,200	10	4,400	11
南 陽	H26.4	用途別	2,420	12	4,840	13
上記13市平均	—	—	2,002.8	—	3,996.4	—

3 酒田市水道料金の推移

(1) 酒田地区 (昭和56年6月分～昭和63年5月分)

(消費税抜)

メーター 口径 又は種別	基本 (1月につき)		従量料金			
	使用水量	料金	使用水量	料金 (1 m ³ につき)	使用水量	料金 (1 m ³ につき)
13 mm	5 m ³ まで	500 円	—	95 円	50 m ³ を 超える分	155 円
	5 m ³ 超 10 m ³ まで	700 円	10 m ³ 超 50 m ³ まで			
20 mm	10 m ³ まで	1,300 円	50 m ³ まで			
25 mm	—	1,500 円				
40 mm		3,400 円				
50 mm		5,600 円				
75 mm		15,000 円				
100 mm		28,000 円				
湯屋用	200 m ³ まで	10,000 円	200 m ³ を 超える分	90 円		
船舶用		—		130 円		
臨時用		—		190 円		
プール用		—		90 円		
私設消火栓 (演習用)	1 栓 10 分間 以内につき	700 円				

(2) 酒田地区 (昭和63年6月分～平成2年5月分)

(消費税抜)

メーター 口径 又は種別	基本 (1月につき)		従量料金					
	使用水量	料金	使用水量	料金 (1 m ³ につき)	使用水量	料金 (1 m ³ につき)	使用水量	料金 (1 m ³ につき)
13 mm	5 m ³ まで	700 円	10 m ³ 超 30 m ³ まで	100 円	30 m ³ 超 60 m ³ まで	140 円	60 m ³ を 超える分	185 円
	5 m ³ 超 10 m ³ まで	900 円						
20 mm	10 m ³ まで	1,400 円	30 m ³ まで					
25 mm	—	1,800 円						
40 mm		3,900 円						
50 mm		6,400 円						
75 mm		17,000 円						
100 mm		35,000 円						
湯屋用	200 m ³ まで	12,500 円	200 m ³ を 超える分	100 円				
船舶用		—		155 円				
臨時用		—		240 円				
プール用		—		100 円				
私設消火栓 (演習用)	1 栓 10 分間 以内につき	875 円						

(3) 酒田地区 (平成2年6月分～平成5年5月分)

(消費税抜)

メーター 口径 又は種別	基本料金 (1月につき)	従量料金					
		使用水量	料金 (1 m ³ につき)	使用水量	料金 (1 m ³ につき)	使用水量	料金 (1 m ³ につき)
13 mm	800 円	10 m ³ まで	30 円	30 m ³ 超 60 m ³ まで	170 円	60 m ³ を 超える分	210 円
		10 m ³ 超 30 m ³ まで	120 円				
20 mm	1,400 円	10 m ³ まで	30 円				
		10 m ³ 超 30 m ³ まで	120 円				
25 mm	2,200 円	30 m ³ まで	150 円				
40 mm	5,000 円						
50 mm	8,500 円						
75 mm	23,000 円						
100 mm	45,000 円						
湯屋用	200 m ³ まで 14,000 円	200 m ³ を 超える分	210 円				
船舶用	—		210 円				
臨時用	—		250 円				
プール用	—		130 円				

(4) 酒田地区 (平成5年6月分～平成8年5月分)

(消費税抜)

メーター 口径 又は種別	基本料金 (1月につき)	従量料金							
		使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ に つき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)
13 mm	1,000 円	10 m ³ まで	30 円	10 m ³ 超	140 円	30 m ³ 超	170 円	60 m ³ を 超える分	210 円
20 mm	1,700 円			30 m ³ まで		60 m ³ ま で			
25 mm	2,800 円	30 m ³ まで	180 円	30 m ³ 超 60 m ³ まで	200 円	60 m ³ を 超える分	260 円		
40 mm	6,200 円								
50 mm	11,000 円								
75 mm	30,000 円								
100 mm	58,000 円								
湯屋用	200 m ³ まで 16,000 円	200 m ³ を 超える分	250 円						
船舶用	1 m ³ につき		250 円						
臨時用	1 m ³ につき		290 円						
プール用	1 m ³ につき		160 円						

(5) 酒田地区 (平成8年6月分～平成20年5月分)

(消費税抜)

メーター 口径 又は種別	基本料金 (1月につき)	従量料金								
		使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	
13 mm	1,200 円	10 m ³ まで	60 円	10 m ³ 超 30 m ³ まで	160 円	30 m ³ 超 60 m ³ ま で	250 円	60 m ³ を 超える分	300 円	
20 mm	1,900 円									
25 mm	3,300 円	30 m ³ まで	210 円	30 m ³ 超 60 m ³ まで	250 円	60 m ³ を 超える分	300 円			
40 mm	7,400 円									
50 mm	13,000 円	1 m ³ につき 300 円								
75 mm	36,000 円									
100 mm	70,000 円									
湯屋用	200 m ³ まで 20,000 円	200 m ³ を 超える分	300 円							
船舶用	1 m ³ につき		300 円							
臨時用	1 m ³ につき		350 円							
プール用	1 m ³ につき		200 円							

(6) 松山地区 (平成15年7月分～平成20年4月分)

(消費税抜)

メーター 口径 又は種別	基本 (1月につき)		従量料金					
	使用水量	料金	使用水量	料金 (1 m ³ につき)	使用水量	料金 (1 m ³ につき)	使用水量	料金 (1 m ³ につき)
13 mm	8 m ³ まで	2,240 円	8 m ³ 超 30 m ³ まで	300 円	30 m ³ 超 60 m ³ まで	320 円	60 m ³ を 超える分	350 円
20 mm		2,540 円						
25 mm	15 m ³ まで	5,000 円	15 m ³ 超 30 m ³ まで	300 円				
40 mm		6,000 円						
50 mm		10,000 円						
75 mm		14,000 円						
100 mm		33,000 円						
臨時用	1 m ³ につき 350 円							
プール用	1 m ³ につき 300 円							
私設消火栓(演習用) 及び 消火用給水栓(防火貯水槽清掃・演習)			1 栓 10 分間以内	3,000 円				

(7) 平田地区 (平成6年10月分～平成20年4月分) (消費税抜)

種 別	基本 (1月につき)		従量料金	
	使用水量	料 金	使用水量	料金 (1 m ³ につき)
家事用水	10 m ³ まで	2,200 円	10 m ³ を 超える分	200 円
特別用水	20 m ³ まで	4,500 円	20 m ³ を 超える分	200 円
官公署等 (甲)	50 m ³ まで	11,300 円	50 m ³ を 超える分	200 円
官公署等 (乙)	5 m ³ まで	1,100 円	5 m ³ を 超える分	200 円
プール用	1 m ³ につき	210 円		
消火栓及び 消火用給水栓	1 栓 10 分間以内	2,350 円		
消防ポンプ車	年間 10 m ³ まで	3,000 円	10 m ³ を 超える分	210 円

- ※ 家事用水 一般家事用に使用するもの
 特別用水 ①工場用、工所用、各種営業用、庭園等娯楽用として毎月 50 m³以上
 使用するもの
 ②畜舎等としてメーターを異にして使用するもの
 ③興行、その他臨時用として使用するもの
 官公署等 (甲) 官公署、学校、農協等、その他
 官公署等 (乙) 公民館分館、集会所、その他

(8) 酒田地区 (平成20年6月分～現在)・

松山・平田地区 (平成20年5月分～現在)

(消費税抜)

メーター口径 又は種別	基本料金 (1月につき)	従量料金							
		使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)
13 mm	1,040 円	10 m ³ まで	60 円	10 m ³ 超 30 m ³ まで	160 円	30 m ³ 超 60 m ³ ま で	250 円	60 m ³ を 超える分	280 円
20 mm	1,730 円								
25 mm	2,700 円	30 m ³ まで	210 円	30 m ³ 超 60 m ³ まで	250 円	60 m ³ を 超える分	280 円		
30 mm	3,800 円								
40 mm	7,000 円								
50 mm	12,500 円	1 m ³ につき 280 円							
75 mm	30,000 円								
100 mm	50,000 円								
湯屋用	200 m ³ まで 20,000 円	200 m ³ を 超える分	280 円						
船舶用	1 m ³ につき 280 円								
臨時用	1 m ³ につき 300 円								
プール用	1 m ³ につき 200 円								

(9) 参考／平田地区大口径 (メーター25 mm以上) 利用者における経過措置

平成20年6月分から酒田上水エリアの料金を統一するにあたり、平田地区の大口径 (メーター25 mm以上) の料金については、3年間の激変緩和措置を設け、3年後の平成23年5月分から統一されました。

ア 平田地区 (平成20年5月分～平成21年4月分) (消費税抜)

種 別	基本 (1月につき)		従量料金	
	使用水量	料 金	使用水量	料金 (1 m ³ につき)
家事用水	10 m ³ まで	2,200 円	10 m ³ を 超える分	200 円
特別用水	20 m ³ まで	4,500 円	20 m ³ を 超える分	200 円
官公署等 (甲)	50 m ³ まで	11,300 円	50 m ³ を 超える分	200 円
官公署等 (乙)	5 m ³ まで	1,100 円	5 m ³ を 超える分	200 円
プール用	1 m ³ につき	210 円		

イ 平田地区（平成21年5月分～平成22年4月分）

（消費税抜）

メーター 口径 又は種別	基本料金 (1月につき)	従量料金	
		使用 水量	料金 (1 m ³ につき)
25 mm	2,700 円	—	210 円
30 mm	3,800 円		
40 mm	7,000 円		
50 mm	12,500 円		
75 mm	30,000 円		
100 mm	50,000 円		
湯屋用	200 m ³ まで 20,000 円	200 m ³ を 超える分	280 円
船舶用	1 m ³ につき		280 円
臨時用	1 m ³ につき		300 円
プール用	1 m ³ につき		200 円

ウ 平田地区（平成22年5月分～平成23年4月分）

（消費税抜）

メーター 口径 又は種別	基本料金 (1月につき)	従量料金			
		使用 水量	料金 (1 m ³ につき)	使用 水量	料金 (1 m ³ につき)
25 mm	2,700 円	30 m ³ まで	210 円	30 m ³ 超 60 m ³ まで	250 円
30 mm	3,800 円				
40 mm	7,000 円				
50 mm	12,500 円	1 m ³ につき 280 円			
75 mm	30,000 円				
100 mm	50,000 円				
湯屋用	200 m ³ まで 20,000 円	200 m ³ を 超える分	280 円		
船舶用	1 m ³ につき		280 円		
臨時用	1 m ³ につき		300 円		
プール用	1 m ³ につき		200 円		

Ⅲ 【下水道編】

Ⅲ－１ 下水道事業の概要

１ 沿革

（１）酒田地区

宝暦 10 年（1760 年）に整備した柳小路水路は、明治 27 年（1894 年）10 月の酒田大震災により凹凸起伏し、排水不能となり、当時震災の余韻ある中、明治 30 年度より 3 か年継続工事で復旧されました。県税補助を受けて延長 280 間（約 509m）、人孔 6 個、管径 2 尺（約 60cm）の土管を布設し、排水面積 25,000 坪（約 8.3 ヘクタール）の整備をしたのが酒田地区の下水道事業の始まりです。

その後、昭和 8 年市制施行と同時に下水道の築造認可を得て、利右エ門小路、中町及び寺町の二つの幹線と船場町の 1 幹線を含め約 3,500 メートルにわたる管渠工事を施工してきました。しかし、都市部の高度化、拡大化に伴い機能不足となり、降雨のたびに多くの地区で浸水被害が発生し、その解消対策が重要課題でありました。

昭和 30 年代後半、市民の間から雨水排除と汚水処理による生活環境整備の気運が高まり、雨水と汚水両方を処理する「合流式」を採用し、昭和 45 年 4 月に酒田市公共下水道の都市計画の決定、さらに同年 12 月に事業認可を受けて工事に着手しました。整備が進むにつれ、浸水被害も少なくなり、以来、整備区域の拡大等により 9 回にわたる計画の見直しを行い、現在、「分流式」である南部、北部処理分区を加えた整備面積 1,680 ヘクタールの事業認可を受けて整備促進に努めています。

この間、昭和 51 年 10 月に酒田大火があり、り災者の強い要望もあって国や県ならびに日本下水道事業団のご協力を得て終末処理場の通水時期を 1 年繰り上げ、昭和 54 年 10 月 1 日に処理を開始しております。そして、昭和 45 年以来整備を進めてきた合流式である中央処理分区約 313 ヘクタールの面整備は、平成 5 年度を以って完了しました。

一方、平成元年度からは分流式である南部及び北部処理分区の整備に着手するとともに平成 3 年度には面整備の進捗にあわせ、分流終末処理場の建設事業に着手し平成 6 年 8 月 1 日に処理を開始し、南部及び北部処理分区の事業認可区域約 1,367 ヘクタールの整備を進めています。

また、遊佐町に隣接する西谷地処理区 4.3 ヘクタールの下水道整備については、平成 20 年 10 月に遊佐町公共下水道への流入地区として協議が整い、特定環境保全公共下水道事業として平成 20 年 12 月に事業認可を受け整備を進め、平成 21 年度に完成しています。

雨水対策事業については、近年頻発する集中豪雨による浸水被害を解消するため、3 回にわたる計画区域の見直しを行い、現在「分流式雨水区域」844 ヘクタールの事業認可を受けて、緊急度の高い地区から雨水幹線の整備に着手しています。また、合流式区域においても、浸水被害が発生している地区について、雨水貯留施設などの整備が完了しました。

酒田地区の下水道施設は、令和 3 年で供用開始から約 42 年が経過しており、管渠延長の増加とともに老朽化が進行している下水道施設について、市民生活に重大な影響を及ぼす事故の発生や機能停止を未然に防止しています。また、維持管理コストの最小化、平準化の観点を踏まえた対策検討の必要性が高まり、持続可能な事業の実現のため、ストックマネジメント計画を策定し、平成 29 年度から管渠及びマンホール鉄蓋の改築工事に着手しています。

令和 3 年 9 月からは、消化ガス発電事業を開始しています。下水汚泥を微生物が分解する

過程で発生する可燃性ガスを、民間の発電事業者に売却し、事業者は発電した電力を電力会社へ売電するしくみで、事業期間は令和 23 年度までとなっています。

最上川と赤川にはさまれた川南地域については、平成 7 年 5 月に最上川下流流域下水道(庄内処理区)へ参画が決まり、平成 8 年 1 月に都市計画決定を行っています。平成 11 年 7 月には 88 ヘクタールの事業認可を受け、平成 12 年度から広野地区の管路整備に着手し、平成 13 年 3 月 31 日供用を開始しております。その後平成 17 年 3 月、平成 22 年 3 月に事業認可の変更を行い、整備区域を約 746 ヘクタールに拡大しています。

流域下水道参画の 4 町(旧余目町、旧立川町、旧藤島町、三川町)においては、平成 11 年 3 月に供用を開始しております。(現在は庄内町、鶴岡市、三川町の 1 市 2 町)

農業集落排水事業は、昭和 52～56 年度に農村基盤総合整備事業の特認事業として宮内地区で実施したのが始まりで、平成 3～6 年度には農村基盤総合整備パイロット事業として県施行により刈穂城輪地区の整備を行いました。

平成 4 年度には市の事業として農業集落排水事業に取り組むことを決定し、平成 5～8 年度に上野曾根地区、平成 6～10 年度に関地区、平成 8～13 年度に中平田地区、平成 8～14 年度に本楯地区、平成 9～15 年度に漆曾根地区、平成 13～19 年度に西荒瀬地区、平成 14～20 年度に東平田地区、平成 15～20 年度に中平田南地区、平成 18～22 年度に庭田吉田地区、平成 21～25 年度に浜中地区を整備し、計画地区全てを完了しました。

一方、供用開始後の経年変化により老朽化した処理施設や排水管の補修、機器の更新を行い施設の延命化を図るため「農業集落排水施設機能強化対策事業」を実施しており、刈穂城輪地区を上野曾根地区へと処理区の統合も行っています。

浄化槽整備事業については、平成 2 年度から集合処理計画のない地域や、集合処理整備が 7 年以上見込めない地域に対して、個人が設置する合併処理浄化槽に補助金を交付する「浄化槽設置整備事業」を実施しており、平成 13 年度からは、国庫補助事業の制度を活用するとともに、個人から分担金と使用料を徴収し、市で設置及び維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」を実施しています。その後、市町合併により行政区域の拡大に伴うスケールメリットを生かしてコスト縮減を図るため、これまで行ってきた二つの整備手法の見直しを行い、平成 19 年度より「浄化槽市町村整備推進事業」に一本化して整備を進めています。

なお、公共下水道を始め、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理対策事業は市民要望の強い事業であったことから、従来農林水産課で行っていた農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業を平成 16 年 4 月 1 日より下水道課に移管し、窓口の一本化を図っています。

(2) 八幡地区

八幡地区では、家庭から出る雑排水の増加に伴い、周辺環境の悪化や河川等の水質汚濁が目立つようになり、生活環境整備に対する意識の高まりから、昭和 63 年の住民意識調査で豊かな自然環境の保全と快適な町づくりが急務との認識が大勢を占めたため、下水道の整備を行うことになりました。

平成元年に「公共下水道」の基本計画を策定し、観音寺地区を中心とする約 49 ヘクタールを第 1 期分として平成 3 年 2 月に事業認可を受けて事業着手し、平成 6 年 10 月に供用開始をしています。平成 13 年 6 月には都市計画区域以外の地域を「特定環境保全公共下水道」区域として事業認可を受け整備を進めてきました。平成 21 年度までに公共下水道区域 126.6 ヘクタール、特定環境保全公共下水道区域 25.0 ヘクタールを供用開始し、管路整備はほぼ完了しています。また平成 18 年度から八幡浄化センターの増設工事に着手し、平成 20 年度に完了

しています。

農業集落排水事業は、平成 3～6 年度には農村基盤総合整備パイロット事業として県施行により八幡南部地区の整備を行いました。また、町の事業として、平成 7～10 年度に升田地区、平成 10～13 年度に青沢地区を整備しました。

一方、供用開始後の経年劣化により老朽化した処理施設や排水管の補修、機器の更新を行い施設の延命化を図るため「農業集落排水施設機能強化対策事業」を実施しています。

公共下水道、農業集落排水区域以外の生活排水対策として、合併処理浄化槽事業を行っており、個人が設置する合併処理浄化槽に補助を行う「浄化槽設置整備補助事業」を平成元～15 年度に実施しました。しかし、余り普及率が伸びなかったため、平成 16 年度からは財政負担が少なく、普及率の向上が期待できる、町設置・管理型の「個別排水処理施設整備事業」に切り替え整備を進めてきましたが、市町合併に伴い、国庫補助制度の利用が可能になり、コスト縮減を図るため、平成 19 年度からは「浄化槽市町村整備推進事業」に切り替えて整備を行っています。

(3) 松山地区

松嶺地区等の町の中心地区について、平成 5 年に「特定環境保全公共下水道」で整備する基本計画が策定され、松嶺地区を主な区域とする約 97 ヘクタールについて、第 1 期分として平成 6 年 12 月に事業認可を受け事業に着手し、平成 12 年 7 月に供用開始しています。その後、同年 12 月に内郷地区全域を含む拡大の認可を受け、平成 18 年度までに 155.6 ヘクタールを供用開始しており、管路整備はほぼ完了しています。

令和 3 年 3 月には、人口減少等の社会情勢の変化に対応し、効率的で持続的な事業運営を図るため、松山処理区を流域関連公共下水道に編入する事業計画の変更を実施しました。

農業集落排水事業は、町の事業として、昭和 62～平成 2 年度に農村総合整備モデル事業として大川渡地区で実施したのを始めに、平成 6～9 年度に南部地区、平成 7～9 年度に成興野地区を整備しました。

一方、供用開始後の経年変化により老朽化した処理施設や排水管の補修、機器の更新を行い施設の延命化を図るため「農業集落排水施設機能強化対策事業」を実施しており、大川渡地区・成興野地区を南部地区へと処理区の統合も行っています。

また、柏谷沢地区は、平成 9～10 年度において「簡易排水事業」により整備しています。

松山地区では特定環境公共下水道と農業集落排水及び簡易排水で全域の生活排水対策に努めてきましたが、集落から離れた居住地については未整備になっており、「浄化槽市町村整備推進事業」で整備を進めています。

(4) 平田地区

平田地区の中心地である飛鳥砂越地区では、農業用排水路に生活排水が流入、排水路等の水質汚濁が進行し、都市計画事業を実施しない平田町としては、「農業集落排水事業」での生活排水対策が検討されてきました。

昭和 50 年に農村総合整備モデル事業で、町の中心地である飛鳥砂越地区の農業集落排水施設整備の認可を受けたのが平田町的生活排水対策事業の始まりで、平成 5 年 2 月の生活排水クリーン計画、同年 7 月の生活排水処理基本計画により、農業集落排水事業と合併処理浄化槽事業での町全戸の水洗化計画が策定されました。平成 15 年 2 月に生活排水クリーン計画・生活排水処理基本計画を改定しています。

農業集落排水事業では、飛鳥砂越地区は昭和 55 年度から整備を進め、昭和 61 年 10 月に供用を開始しています。その後、昭和 61～63 年度の檜橋地区、平成 2～5 年度の山谷円道地区、平成 5～8 年度の郡鏡地区、平成 6～9 年度の本宮備畑地区、平成 10～14 年度の元田沢地区を整備しました。

一方、供用開始後の経年変化により老朽化した処理施設や排水管の補修、機器の更新を行い施設の延命化を図るため「農業集落排水施設機能強化対策事業」を実施しており、本宮備畑地区を山谷円道地区へと処理区の統合も行っています。

生活排水処理基本計画に基づき、農業集落排水地域以外の生活排水対策として平成 6 年度より「合併処理浄化槽設置事業」に取り組み、平成 11 年度から町設置・管理型の「特定地域生活排水処理事業」を実施し、整備を進めてきました。平成 17 年 11 月の市町合併に伴い、国庫補助制度の利用が可能になり、コスト縮減を図るため、平成 19 年度からは「浄化槽市町村整備推進事業」で整備を進めています。

（５）地方公営企業法適用及び組織統合について

平成 29 年度から公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業が、地方公営企業法の適用となりました。同時に上水道事業と下水道事業の組織統合により、長期的な経営基盤の強化を図っています。

（６）令和 4 年度事業

令和 4 年度の公共下水道事業においては、広域化・共同化を推進するため、飛鳥砂越地区ほかの農業集落排水を公共下水道に接続する管路設計業務委託を実施しました。また、ストックマネジメント計画に基づき管路点検を実施したほか、浜田中継ポンプ場ほかの雨水ポンプ電動機交換を実施しています。

令和 5 年 3 月末現在、公共下水道処理施設 3 箇所、農業集落排水処理施設 20 箇所、簡易排水処理施設 1 箇所を管理しています。引き続き、公共用水域の水質保全と快適な環境整備を図るため、水洗化率（接続率）の向上と施設の適切な維持管理に努めていきます。

2 略年表

(1) 酒田地区（合併前）

年	内 容
昭和 42 年	・基本計画を策定する。
昭和 45 年	・都市計画決定 1,215ha 及び中央処理分区 146.5ha の事業認可を受け、下水道事業に着手する。
昭和 47 年	・浜田中継ポンプ場の運転を開始する。（7月）
昭和 48 年	・事業認可区域が 146.5ha から 313.29ha に拡大される。終末処理場の建設工事に着手する。
昭和 51 年	・家際雨水ポンプ場の運転を開始する。（10月） （1期工事）
昭和 52 年	・農集排宮内地区の事業に着手する。（農村基盤総合整備特認事業）
昭和 54 年	・終末処理場が処理を開始する。（10月） （処理面積 65.66ha）
昭和 56 年	・農集排宮内地区の処理を開始する。（6月）
昭和 59 年	・家際雨水ポンプ場 2 期工事が完成する。
昭和 61 年	・若浜中継ポンプ場の運転を開始する。（7月）
昭和 63 年	・「水とくらしを考える下水道の会（酒田支部）」が発足する。
平成元年	・事業認可区域が中央処理分区の 313.29ha から、南部・北部処理分区にも拡大される。 （533.29ha）
平成 2 年	・船場町中継ポンプ場の運転を開始する。（6月） ・北部雨水ポンプ場の運転を開始する。（10月） ・酒田市合併処理浄化槽設置整備事業を開始する。
平成 3 年	・「酒田市公共下水道分流式下水道推進協議会」が発足する。 ・農集排刈穂城輪地区の事業に着手する。（総パ事業）
平成 5 年	・農集排上野曾根地区の事業に着手する。
平成 6 年	・分流処理場が処理を開始する。（8月） ・農集排関地区の事業に着手する。
平成 7 年	・農集排刈穂城輪地区の処理を開始する。（2月） ・川南地域の市街化区域を最上川下流流域下水道（庄内処理区）の流域関連公共下水道として位置付け、都市計画決定する。
平成 8 年	・農集排中平田地区と本楯地区の事業に着手する。
平成 9 年	・農集排上野曾根地区の処理を開始する。（2月） ・生活排水処理基本計画を全面的に改正する。 ・酒田市合併処理浄化槽普及促進事業を開始する。 ・農集排漆曾根地区の事業に着手する。

年	内 容
平成 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農集排閥地区の処理を開始する。(11月)
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川南地区の市街化調整区域も追加して都市計画決定する。 ・ 流域関連公共下水道 88ha の事業認可を受ける。 ・ 農集排中平田地区の処理を開始する。(10月)
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域関連公共下水道事業に着手する。 ・ 事業認可区域が 817.05ha から 1,057.55ha に拡大される。
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域関連公共下水道(広野地区)の供用を開始する。(3月) ・ 農集排西荒瀬地区の事業に着手する。 ・ 浄化槽市町村整備推進事業を開始する。 ・ 流域関連公共下水道の事業認可区域が 88ha から 330ha に拡大される。(11月)
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農集排本楯地区の処理を開始する。(4月) ・ 農集排東平田地区の事業に着手する。
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光ヶ丘中継ポンプ場が完成する。(3月) (光ヶ丘、高砂、古湊区域約 221 ha が対象) ・ 農集排中平田南地区の事業に着手する。
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農集排漆曾根地区の処理を開始する。(3月) ・ 生活排水対策事業の一元化に伴い、農業集落排水事業と合併処理浄化槽事業を下水道課に移管する。(4月) ・ 事業認可区域が 1,057.55ha から 1,362.15ha に拡大される。(11月)
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域関連公共下水道の事業認可区域が汚水 330ha から 573.60ha に拡大される。(3月) ・ 中央処理分区合流改善事業に着手する。(緊急改善事業H17～H21) ・ 近隣3町(八幡町・松山町・平田町)と市町合併する。(11月)

(2) 八幡地区（合併前）

年	内 容
昭和 50 年	・都市計画で下水道事業観音寺都市下水路 49.3ha の事業認可を受け、観音寺都市下水路事に着手する。
昭和 51 年	・都市計画で下水道事業市条都市下水路 36.0ha の事業認可を受け、市条都市下水路事業に着手する。
昭和 60 年	・都市計画決定で、市条都市下水路事業の事業実施年度延長認可を受ける。
昭和 62 年	・都市下水路事業 80ha 完了で休止する。
昭和 63 年	・下水道事業の「住民意識調査」を実施する。
平成元年	・公共下水道事業基本計画を策定する。（174.0ha） ・生活排水処理基本計画を策定する。 ・合併処理浄化槽設置事業に着手する。
平成 2 年	・都市計画決定で都市下水路（85ha）を廃止し、公共下水道として計画変更決定する。（雨水 120ha、汚水 144ha）
平成 3 年	・下水道 49.0ha の事業認可を受け事業に着手する。（第 1 期分） ・農集排八幡南部地区の事業に着手する。（総排事業）
平成 5 年	・下水道使用料・農集排使用料を決定する。
平成 6 年	・農集排八幡南部地区の処理を開始する。（7 月） ・八幡浄化センターの運転を開始する。（10 月） （供用開始 44.6ha） ・事業認可を拡大し、99.0ha とする。
平成 7 年	・農集排升田地区の事業に着手する。
平成 9 年	・生活排水事業を一元化する。（4 月） （建設環境課で実施） ・農集排升田地区の処理を開始する。（10 月）
平成 10 年	・農集排青沢地区の事業に着手する。
平成 11 年	・事業認可を拡大し、149.0ha とする。
平成 13 年	・農集排青沢地区の処理を開始する。（4 月） ・事業認可を拡大し、174.0ha とする。（特環 25.0ha 追加） ・特環事業に着手する。
平成 16 年	・生活排水処理基本計画を改正する。 ・個別排水処理施設整備事業（町設置型浄化槽整備）を開始する。
平成 17 年	・下水道使用料を改定する。 ・近隣 1 市 2 町（酒田市・松山町・平田町）と市町合併する。（11 月）

(3) 松山地区（合併前）

年	内 容
昭和 62 年	・ 農集排大川渡地区の事業に着手する。
平成 3 年	・ 農集排大川渡地区の処理を開始する。（1 月） ・ 農集排使用料を決定する。
平成 5 年	・ 公共下水道事業の基本計画を策定する。（162.0ha）
平成 6 年	・ 特環公共下水道 97.3ha 事業認可を受け事業に着手する。 ・ 農集排南部地区の事業に着手する。
平成 7 年	・ 農集排成興野地区の事業に着手する。 ・ 農集排使用料を改定する。
平成 8 年	・ 農集排南部地区の処理を開始する。（7 月）
平成 9 年	・ 簡易排水柏谷沢地区の事業に着手する。
平成 10 年	・ 農集排成興野地区の処理を開始する。（4 月） ・ 農集排使用料を改定する。
平成 11 年	・ 簡易排水柏谷沢地区の処理を開始する。（1 月）
平成 12 年	・ 松山浄化センターの運転を開始する。（7 月） ・ 下水道使用料を決定する。 ・ 特環公共下水道 164.3ha へ認可を拡大する。
平成 13 年	・ 農集排・簡易排水使用料改定し、下水道使用料と同一体系とする。
平成 15 年	・ 松山浄化センター増設工事に着手する。
平成 17 年	・ 松山浄化センター増設工事が完成する。（2 系列施設） ・ 近隣 1 市 2 町（酒田市・八幡町・平田町）と市町合併する。（11 月）

(4) 平田地区（合併前）

年	内 容
昭和 50 年	・ 飛鳥砂越地区の生活排水対策として農村総合整備モデル事業で採択を受ける。
昭和 55 年	・ 農集排飛鳥砂越地区の事業に着手する。
昭和 61 年	・ 農集排檜橋地区の事業に着手する。 ・ 農集排飛鳥砂越地区の処理を開始する。（10 月）
平成元年	・ 農集排檜橋地区の処理を開始する。（6 月）
平成 2 年	・ 農集排山谷円道地区の事業に着手する。
平成 5 年	・ 平田町生活排水クリーン計画を策定する。 ・ 農集排郡鏡地区の事業に着手する。 ・ 農集排山谷円道地区の処理を開始する。（6 月） ・ 平田町生活排水処理基本計画を策定する。
平成 6 年	・ 農集排本宮備畑地区の事業に着手する。 ・ 合併処理浄化槽設置事業を開始する。
平成 8 年	・ 農集排郡鏡地区の処理を開始する。（11 月）
平成 9 年	・ 農集排本宮備畑地区の処理を開始する。（10 月）
平成 10 年	・ 農集排元田沢地区の事業に着手する。
平成 11 年	・ 特定地域生活排水処理事業（町設置型浄化槽整備）を開始する。 ・ 農集排飛鳥砂越地区の機能強化事業に着手する。
平成 14 年	・ 農集排元田沢地区の処理を開始する。（7 月）
平成 15 年	・ 平田町生活排水クリーン計画・生活排水処理基本計画を改定する。
平成 16 年	・ 個別排水処理施設整備事業（町設置型浄化槽整備）に切り替える。 ・ 農集排飛鳥砂越地区の機能強化対策事業を完了する。 ・ 農集排郡鏡地区の機能強化対策事業に着手する。
平成 17 年	・ 近隣 1 市 2 町（酒田市・八幡町・松山町）と市町合併する。（11 月）

(5) 1市3町合併後

年	内 容
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・農集排郡鏡地区の機能強化対策事業を完了する。
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・農集排庭田吉田地区の事業に着手する。 ・合流改善の事業認可を受ける。(8月) ・八幡処理区の事業認可を変更し、計画人口 4,400 人、計画汚水量を 2,040m³/日、放流水質 BOD15mg/L とする。 ・八幡浄化センター増設工事に着手する。
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・松山浄化センターの 2 系列運転を開始する。(3月) ・浄化槽市町村整備推進事業を開始する。 ・旧 3 町の下水道使用料を改定する。(激変緩和 1 回目) ・農集排西荒瀬地区の処理を開始する。(4月) ・八幡処理区の事業認可を変更し、八幡浄化センターの処理方式を変更する。(9月) ・酒田処理区の事業認可区域が 1,362.15ha から 1,647.00ha に拡大される。(12月)
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・農集排東平田地区の処理を開始する。(4月) ・特環西谷地処理区 4.3ha の事業認可を受け事業に着手する。(12月) ・八幡浄化センター増設工事完了する。
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田処理区の事業認可区域が汚水 1,647ha から 1,648ha、雨水(分流) 504ha から 640ha に拡大される。(1月) ・亀ヶ崎第 1 排水区雨水幹線改築工事に着手する。(2月) ・中央処理分区第 10 分区の雨水貯留施設工事に着手する。(2月) ・旧 3 町の下水道使用料を改定する。(激変緩和 2 回目) ・農集排中平田南地区の処理を開始する。(4月) ・農集排浜中地区の事業に着手する。 ・農集排宮内地区、農集排檜橋地区の機能強化対策事業に着手する。 ・家際雨水幹線第 2 排水区の雨水幹線整備工事に着手する。(10月)
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・特環西谷地処理区の処理を開始する。(遊佐浄化センターで処理)(3月) ・流域関連公共下水道の事業認可区域が 573.60ha から 745.70ha に拡大される。(3月)
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・農集排檜橋地区の機能強化対策事業を完了する。 ・旧 3 町の下水道使用料を改定する。(激変緩和 3 回目(最終)) ・農集排庭田吉田地区の処理を開始する。(4月) ・農集排大川渡地区、農集排山谷円道地区の機能強化対策事業に着手する。 ・若浜排水区の雨水幹線整備工事に着手する。(11月)
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・農集排宮内地区の機能強化対策事業を完了する。(3月) ・農集排南部地区の機能強化対策事業に着手する。
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・家際雨水幹線第 2 排水区の雨水幹線整備工事を完了する。(3月) ・農集排山谷円道地区の機能強化対策事業を完了する。(3月) ・酒田処理区の事業計画区域が汚水 1,648ha から 1,681ha、雨水(分流) 640ha から 844ha に拡大される。(6月) ・農集排上野曾根・刈穂城輪地区、農集排八幡南部地区の機能強化対策事業に着手する。

年	内 容
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農集排大川渡地区の機能強化対策事業を完了する。(3月) ・ 農集排浜中地区の処理を開始する。(4月) ・ 中央処理分区第7分区と第8分区の一部の浸水解消ため、雨水貯留施設整備工事に着手する。(9月) ・ 農集排郡鏡・飛鳥砂越地区の機能強化対策事業に着手する。
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若浜排水区の雨水幹線整備工事を完了する。(3月) ・ 農集排大川渡地区を農集排南部地区に統合する。(3月) ・ 農集排南部地区の機能強化対策事業を完了する。(3月) ・ 農集排升田地区、農集排本宮備畑地区の機能強化対策事業に着手する。
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高砂排水区の雨水幹線の事業計画の変更を行う。(3月) ・ 農集排八幡南部地区の機能強化対策事業を完了する。(3月) ・ 中央処理分区において、雨水貯留施設整備工事を完了する。(5月) ・ 高砂排水区の雨水幹線備工事に着手する。(8月) ・ 農集排関地区、農集排成興野地区の機能強化対策事業に着手する。 ・ 農集排刈穂城輪地区を農集排上野曾根地区に統合する。(12月) ・ 農集排上野曾根・刈穂城輪地区の機能強化対策事業を完了する。(12月)
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒田市下水道ストックマネジメント計画を策定する。(3月) ・ 酒田市下水道事業経営戦略を策定する。(3月) ・ 公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業が地方公営企業法の適用となる。(4月) ・ 下水道課と水道局の組織統合に伴い、名称を「酒田市上下水道部」に改称する。(4月) ・ 農集排中平田地区の機能強化対策事業に着手する。 ・ スtockマネジメント計画に基づく、管渠及びマンホール鉄蓋の改築工事に着手する。(9月)
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農集排関地区の機能強化対策事業を完了する。(3月) ・ 酒井新田第2排水区と家際第3排水区の統合に伴う事業計画の変更を行う。(3月) ・ 八幡、松山、西谷地処理区について、改正下水道法の施行に伴う事業計画の変更を行う。(3月)
平成 31 年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農集排中平田地区の機能強化対策事業を完了する。(3月) ・ 処理場等の運転管理について、包括的民間委託を実施する。(4月) ・ 酒田市下水道ストックマネジメント計画を改定する。(9月)
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒田市下水道事業経営戦略を改定する。(3月) ・ 農集排升田地区の機能強化対策事業を完了する。(3月)
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域関連公共下水道に松山処理区を編入する事業計画の変更を行い、事業計画区域を745.70haから886.10haとする。(3月) ・ 農集排本宮備畑地区を農集排山谷円道地区に統合する。(12月) ・ 農集排本宮備畑地区の機能強化対策事業を完了する。(12月)

年	内 容
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ・農集排成興野地区を農集排南部地区に統合する。(2月) ・農集排成興野地区の機能強化対策事業を完了する。(2月) ・酒田処理区に八幡処理区及び農業集落排水6処理区を編入する事業計画の変更を行い、事業計画区域を1,680.27haから2,217.27haとする。(3月)

3 事業状況

(1) 普及率・水洗化率

行政区域内人口：96,777人(令和5年3月31日現在の住民基本台帳より)

令和5年3月31日現在

		計画人口	計画区域内人口	処理区域面積	処理区域内人口	処理区域内世帯数	水洗化人口	水洗化世帯数	水洗化率	普及率
酒田市公共下水道	中央処理分区	10,030人	10,662人	313.29ha	10,662人	5,443世帯	10,393人	5,267世帯	97.5%	11.0% 100.0%
	南部処理分区	28,970人	30,593人	809.6ha	30,580人	14,059世帯	28,036人	12,740世帯	91.7%	31.6% 100.0%
	北部処理分区	13,820人	14,602人	468.05ha	14,481人	6,677世帯	13,329人	6,061世帯	92.0%	15.0% 99.2%
	酒田処理区計	52,820人	55,857人	1,590.94ha	55,723人	26,179世帯	51,758人	24,068世帯	92.9%	57.6% 99.8%
	西谷地処理区(特環)	110人	102人	4.30ha	102人	39世帯	43人	13世帯	42.2%	0.1% 100.0%
	八幡処理区(公共)	2,970人	2,937人	126.60ha	2,937人	1,126世帯	2,664人	994世帯	90.7%	3.0% 100.0%
	八幡処理区(特環)	580人	570人	25.00ha	570人	184世帯	446人	139世帯	78.2%	0.6% 100.0%
	松山処理区(特環)	3,140人	3,086人	155.60ha	3,085人	1,313世帯	2,792人	1,165世帯	90.5%	3.2% 100.0%
	単独公共下水道計	59,620人	62,552人	1,902.44ha	62,417人	28,841世帯	57,703人	26,379世帯	92.4%	64.5% 99.8%
酒田市流域関連	庄内処理区(公共)	14,740人	15,292人	639.24ha	15,123人	6,512世帯	12,821人	5,378世帯	84.8%	15.6% 98.9%
	庄内処理区(特環)	(3,040)人	—	—	—	—	—	—	—	—
公共下水道計		74,360人	77,844人	2,541.68ha	77,540人	35,353世帯	70,524人	31,757世帯	91.0%	80.1% 99.6%
農集排処理区		21,350人	14,577人	1,080.40ha	14,577人	5,394世帯	13,027人	4,700世帯	89.4%	15.1% 100.0%
簡易排水(柏谷沢)		50人	6人	1.00ha	6人	3世帯	4人	2世帯	66.7%	0.0% 100.0%
合併処理浄化槽		5,773人	4,350人	—	3,242人	1,209世帯	3,186人	1,189世帯	98.3%	3.3% 74.5%
酒田市全体		101,533人	96,777人	3,623.08ha	95,365人	41,959世帯	86,741人	37,648世帯	91.0%	98.5% 98.5%
水洗化率(全体)		86,741/95,365=91.0%								
普及率(全体)		95,365/96,777=98.5%								

※普及率の上段は市全体における普及率、下段は処理区域における普及率。

※水洗化率、普及率の数値については、四捨五入により合計が合わない場合がある。

※令和3年3月、松山処理区(特環)を流域関連公共下水道の庄内処理区(特環)に編入する事業計画に変更。

※松山処理区(特環)の計画人口は、平成30年3月の事業計画変更時の数値。

※()内数値は、令和3年3月の流域関連公共下水道事業計画変更後の数値。重複するため集計から除外。

(2) 整備状況

令和5年3月31日現在

	計画処理 区域面積	整備面積	日最大 汚水量	計画放流水質		管路延長	マンホール	汚水ます	雨水ます	
				BOD	SS					
酒田市 公共下水道	中央 処理分区	313.29 ha	313.29 ha	10,069 m ³ /日	15 mg/l	20 mg/l	76,812.79 m	2,114 箇所	8,495 箇所	5,654 箇所
	南 部 処理分区	813.41 ha	809.6 ha	12,401 m ³ /日	15 mg/l	20 mg/l	182,214.67 m	3,977 箇所	14,315 箇所	—
	北 部 処理分区	553.57 ha	468.05 ha	5,701 m ³ /日	15 mg/l	20 mg/l	99,498.16 m	2,490 箇所	7,291 箇所	9 箇所
	酒田処理区 計	1,680.27 ha	1,590.94 ha	28,171 m ³ /日	—	—	358,525.62 m	8,581 箇所	30,101 箇所	5,663 箇所
	西谷地処理区 (特環)	4.30 ha	4.30 ha	35 m ³ /日	15 mg/l	20 mg/l	1,166.60 m	26 箇所	50 箇所	—
	八幡処理区 (公共)	149.00 ha	126.60 ha	1,278 m ³ /日	15 mg/l	20 mg/l	30,343.20 m	957 箇所	1,237 箇所	—
	八幡処理区 (特環)	25.00 ha	25.00 ha	191 m ³ /日	15 mg/l	20 mg/l	9,604.02 m	282 箇所	209 箇所	—
	松山処理区 (特環)	164.30 ha	155.60 ha	1,381 m ³ /日	15 mg/l	20 mg/l	37,630.84 m	991 箇所	1,485 箇所	—
	単独公共 下水道計	2,022.87 ha	1,902.44 ha	31,056 m ³ /日	—	—	437,270.28 m	10,837 箇所	33,082 箇所	5,663 箇所
酒田市 流域 関連	庄内 処理区 (公共)	721.80 ha	639.24 ha	5,877 m ³ /日	15 mg/l	35 mg/l	108,827.43 m	2,499 箇所	5,101 箇所	—
	庄内 処理区 (特環)	(164.30) ha	(155.60) ha	(1,141) m ³ /日	(15) mg/l	(35) mg/l	—	—	—	—
	公共下水道 計	2,744.67 ha	2,541.68 ha	36,933 m ³ /日	—	—	546,097.71 m	13,336 箇所	38,183 箇所	5,663 箇所
	農集排処理区	1,080.40 ha	1,080.40 ha	6,775 m ³ /日	20 mg/l	50 mg/l	177,639.80 m	4,796 箇所	5,434 箇所	—
	簡易排水 (柏谷沢)	1.00 ha	1.00 ha	14 m ³ /日	20 mg/l	50 mg/l	335.00 m	11 箇所	7 箇所	—
	合併処理浄化槽	集合処理区 域以外全て	—	—	20 mg/l	—	—	—	—	—

※令和3年3月、松山処理区（特環）を流域関連公共下水道の庄内処理区（特環）に編入する事業計画に変更。

※松山処理区（特環）の計画処理区域面積、日最大汚水量、計画放流水質は、平成30年度3月の事業計画変更時の数値。

※（ ）内数値は、令和3年3月流域関連公共下水道の事業計画変更後の数値。重複するため集計から除外。

4 下水道整備計画

(1) 全体計画の概要

ア 酒田処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘要
中央処理分区	公共	313.29	7,490	6,967	合流式
南部処理分区	公共	962.41	26,410	10,580	
	特環	601.44	7,750	2,728	
北部処理分区	公共	553.57	11,370	4,282	
	特環	67.06	880	290	
合計		2,497.77	53,900	24,847	

注)1 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市公共下水道全体計画（酒田処理区）による計画目標年次（令和22年度）での数値を示す。

注)2 公共下水道（八幡処理区）及び農業集落排水処理（13処理区）を、公共下水道（酒田処理区）へ編入する計画としている。

イ 西谷地処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘要
西谷地処理区	特環	4.30	90	29	
合計		4.30	90	29	

注) 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市特定環境保全公共下水道全体計画（西谷地処理区）による計画目標年次（令和7年度）での数値を示す。

ウ 八幡処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘要
八幡処理区	公共	149.00	2,420	1,047	
	特環	25.00	470	155	
合計		174.00	2,890	1,202	

注) 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市公共下水道全体計画（八幡処理区）による計画目標年次（令和17年度）での数値を示す。

エ 松山処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘 要
松山処理区	特環	164.30	2,460	1,089	
合 計		164.30	2,460	1,089	

注)1 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市特定環境保全公共下水道全体計画（松山処理区）による計画目標年次（令和17年度）での数値を示す。

オ 流域関連公共下水道（庄内処理区）

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘 要
庄内処理区	公共	721.80	13,770	5,545	
	特環	164.30	2,780	1,046	松山処理区
合 計		886.10	16,550	6,591	

注)1 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、最上川下流流域下水道（庄内処理区）酒田市流域関連公共下水道全体計画による計画目標年次（令和12年度）での数値を示す。

注)2 特定環境保全公共下水道（松山処理区）を流域関連公共下水道（庄内処理区）へ編入する計画としている。

(2) 事業計画の概要

ア 酒田処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘 要
中央処理分区	公共	313.29	10,030	9,304	合流式
南部処理分区	公共	962.41	31,780	12,708	
	特環	388.00	6,300	2,271	
北部処理分区	公共	553.57	13,820	5,201	
合 計		2,217.27	61,930	29,484	

注)1 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市公共下水道事業計画（令和4年3月24日変更）による計画目標年次（令和8年度）での数値を示す。

注)2 公共下水道（八幡処理区）及び農業集落排水処理（6処理区）を、公共下水道（酒田処理区）へ編入する計画としている。

イ 西谷地処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘 要
西谷地処理区	特環	4.30	110	35	
合 計		4.30	110	35	

注) 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市特定環境保全公共下水道事業計画（西谷地処理区）（平成30年3月23日変更）による計画目標年次（令和5年度）での数値を示す。

ウ 八幡処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘 要
八幡処理区	公共	149.00	2,970	1,278	
	特環	25.00	580	191	
合 計		174.00	3,550	1,469	

注) 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市公共下水道事業計画（八幡処理区）（平成30年3月23日変更）による計画目標年次（令和5年度）での数値を示す。

エ 松山処理区

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘 要
松山処理区	特環	164.30	3,140	1,381	
合 計		164.30	3,140	1,381	

注) 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、酒田市特定環境保全公共下水道事業計画(松山処理区)(平成30年3月23日変更)による計画目標年次(令和5年度)での数値を示す。

オ 流域関連公共下水道(庄内処理区)

処理区 処理分区	事業区分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	1日最大 計画汚水量 (m ³ /日)	摘 要
庄内処理区	公共	721.80	14,740	5,876	
	特環	164.30	3,040	1,142	
合 計		886.10	17,780	7,018	

注)1 計画面積、計画人口及び1日最大計画汚水量は、最上川下流流域下水道(庄内処理区)酒田市流域関連公共下水道事業計画(令和3年3月19日変更)による計画目標年次(令和7年度)での数値を示す。

注)2 特定環境保全公共下水道(松山処理区)を流域関連公共下水道(庄内処理区)へ編入する計画としている。

(3) 雨水計画の概要

ア 酒田処理区

地区	排水区	全体計画 (ha)			事業計画 (ha)	摘要
		区域内面積	流入面積	計	区域内面積	
中央 (合流式)		313.29		313.29	313.29	
南部	23 排水区	825.51	421.10	1,246.61	342.50	
北部	16 排水区	656.22	270.09	926.31	501.10	
八幡	9 排水区	120.48	5.68	126.16	85.78	
分流	小計	1,602.21	696.87	2,299.08	929.38	
合計		1,915.50	696.87	2,612.37	1,242.67	

注)1 計画面積は、酒田市公共下水道事業計画 (酒田処理区) による全体計画目標年次 (令和 22 年度)、事業計画年次 (令和 8 年度) での数値を示す。

イ 流域関連公共下水道 (庄内処理区)

地区	排水区	全体計画 (ha)			事業計画 (ha)	摘要
		市街化区域	市街化区域 調整区域	計	区域内面積	
酒田	酒田第 1	155.00		155.00	155.00	旧宮野浦 都市下水路
	酒田第 2	64.90	37.00	101.90		
	酒田第 3	10.00		10.00		
	酒田第 5	90.00	8.00	98.00		
	酒田第 1 1	84.00	40.80	124.80		
	十里塚	141.00		141.00	141.00	旧十里塚 都市下水路
合計		544.90	85.80	630.70	296.00	

注)1 計画面積は、最上川下流流域下水道 (庄内処理区) 酒田市流域関連公共下水道事業計画 (令和 3 年 3 月 19 日変更) による全体計画年次 (令和 37 年度)、事業計画目標年次 (令和 7 年度) での数値を示す。

ウ 計画降雨強度

$$\text{酒田} \quad I_7 = \frac{4,687}{t+33} \quad (7 \text{ 年確率} : 50.4 \text{ mm/hr}) \quad \text{八幡} \quad I_7 = \frac{4,050}{t+30} \quad (7 \text{ 年確率} : 45.0 \text{ mm/hr})$$

$$\text{庄内処理区} \quad I_5 = \frac{3,943}{t+29} \quad (5 \text{ 年確率} : 44.3 \text{ mm/hr})$$

エ 旧都市下水路

旧都市下水路については、公共下水道の雨水計画区域に編入している。

(4) 公共下水道事業の経緯
ア 酒田処理区・流域関連公共下水道(庄内処理区)

◇基本計画策定 S42 A=1,215ha

	都市計画法に基づく計画	下水道法に基づく事業計画	都市計画法に基づく事業認可
当初計画	S45. 4. 22 酒田市告示第 33 号 A=1, 215ha 計画人口 120, 000 人 計画汚水量 33, 600m ³ /日	S45. 12. 14 建設省形都下発第 7 号の 2 中央処理分区 A=146. 5ha 計画人口 25, 000 人 計画汚水量 8, 400m ³ /日	S45. 9. 14 山形県告示第 1018 号 中央処理分区 A=146. 5ha 同 左 〃
第 1 回 変更	S48. 10. 22 酒田市告示第 81 号 A=1, 215ha 計画人口 120, 000 人 計画汚水量 71, 900 m ³ /日	S48. 11. 26 建設省形都下発第 4 号 中央処理分区 A=313. 29ha 計画人口 53, 000 人 計画汚水量 30, 050 m ³ /日	S49. 1. 28 山形県告示第 120 号 中央処理分区 A=313. 29ha 同 左 〃
第 2 回 変更	S52. 10. 5 酒田市告示第 114 号 A=1, 215ha 計画人口 120, 000 人 計画汚水量 71, 900 m ³ /日	—	—
第 3 回 変更	S56. 3. 28 酒田市告示第 31 号 A=1, 707ha 計画人口 96, 200 人 計画汚水量 59, 900 m ³ /日	S56. 5. 11 建設省形都下公発第 3 号 中央処理分区 A=313. 29ha 計画人口 26, 400 人 計画汚水量 16, 300 m ³ /日	S56. 8. 10 山形県告示第 1352 号 中央処理分区 A=313. 29ha 同 左 〃
第 4 回 変更	S63. 9. 20 酒田市告示第 89 号 A=1, 554ha 計画人口 69, 000 人 計画汚水量 53, 000 m ³ /日	H 元. 2. 28 建設省形都下公発第 14 号 A=533. 29ha 計画人口 29, 200 人 計画汚水量 17, 900 m ³ /日	H 元. 5. 6 山形県告示第 554 号 A=533. 29ha 同 左 〃
第 5 回 変更	H5. 6. 22 酒田市告示第 83 号 A=1, 554ha 計画人口 69, 000 人 計画汚水量 53, 000 m ³ /日	—	—
第 6 回 変更	H7. 6. 28 酒田市告示第 81 号 A=1, 647ha 計画人口 67, 800 人 計画汚水量 49, 600 m ³ /日	H8. 2. 21 建設省形都下公発第 1 号 A=817. 05ha 計画人口 39, 500 人 計画汚水量 24, 300 m ³ /日	H8. 3. 12 山形県告示第 264 号 A=817. 05ha 同 左 〃
第 7 回 変更	H8. 1. 26 酒田市告示第 16 号 A=2, 051ha (流域関連 A=404ha 追加)	—	—
第 8 回 変更	H11. 4. 6 酒田市告示第 65 号 A=2, 265ha (流域関連 A=214ha 追加)	H11. 7. 1 指令下水第 6 号 A=88. 00ha (流域関連) 計画人口 2, 310 人 計画汚水量 1, 077 m ³ /日	H11. 7. 9 山形県告示第 710 号 A=86. 30ha (流域関連) 同 左 〃
第 9 回 変更	—	H12. 3. 30 建設省形都下公発第 2 号-2 A=1, 057. 55ha 計画人口 49, 500 人 計画汚水量 26, 820 m ³ /日	H12. 4. 21 山形県告示第 380 号 A=1, 057. 55ha 同 左 〃
第 10 回 変更	—	H13. 11. 2 指令都計第 29 号 A=330. 00ha (流域関連) 計画人口 10, 100 人 計画汚水量 5, 137m ³ /日	H13. 11. 2 山形県告示第 865 号 A=328. 30ha 同 左 〃
第 11 回 変更	—	H16. 11. 9 指令都計第 16 号 A=1, 362. 15ha 計画人口 49, 325 人 計画汚水量 30, 671m ³ /日	H16. 11. 9 山形県告示第 1055 号 A=1, 362. 15ha 同 左 〃

	都市計画法に基づく計画	下水道法に基づく事業計画	都市計画法に基づく事業認可
第12回 変更	H16. 12.17 酒田市告示第236号 A=2,395ha (流域関連 A=130ha 追加)	H17. 3.25 指令都計第31号 A=573.60ha (流域関連) 計画人口 16,000人 計画汚水量 8,838m ³ /日	H17. 3.25 山形県告示第258号 A=573.60ha 同左 "
第13回 変更	—	H18. 8.21 指令都計第9号 計画放流水質 BOD 15mg/L	—
第14回 変更	—	H19. 11.30 指令都計第13号 A=1,647ha 計画人口 64,000人 計画汚水量 38,200m ³ /日	H19. 12.11 山形県告示第1091号 A=1,647ha 同左 "
第15回 変更	—	H21. 1.23 指令都計第22号 A=1,648ha (汚水) A= 640ha (雨水) 計画人口 64,000人 計画汚水量 38,200m ³ /日	H21. 1.23 山形県告示第80号 A=1,647ha 同左 "
第16回 変更	—	H21. 12.14 指令都計第9号 A=1,648ha 計画人口 64,000人 計画汚水量 38,200m ³ /日 MICS 事業実施	H22. 4.6 山形県告示第342号 A=1,647ha 同左 "
第17回 変更	—	H22. 3.30 指令都計第24号 A=745.70ha (流域関連) 計画人口 17,530人 計画汚水量 7,023m ³ /日	H22. 3.30 山形県告示第305号 A=744.50ha 同左 "
第18回 変更	H25. 3.11 酒田市告示第67号 A=2,428ha (汚水) (単独公共 A=33ha 追加) A=2,327ha (雨水) (単独公共 A= 58ha 追加) (流域関連 A=141ha 追加) 〔ポンプ場〕 古湊中継ポンプ場削除 北部第2雨水ポンプ場削除 若宮中継ポンプ場削除 (流域関連)	H25. 6.7 下水第92号 A=1,681ha (汚水) (単独公共 A=33ha 追加) A=844ha (雨水) (単独公共 A=204ha 追加) 計画人口 57,000人 (単独公共) 計画汚水量 33,700m ³ /日 (単独公共)	H25. 6.7 山形県告示第571号 A=1,680ha (汚水) (単独公共 A=33ha 追加) 同左 " "
		H25. 6.7 下水第93号 A=745.70ha (汚水) (流域関連 変更なし) 計画人口 17,530人 (流域関連 変更なし) 計画汚水量 7,023m ³ /日 (") A=296ha (雨水) (流域関連 A=141ha 追加) 〔ポンプ場〕 若宮中継ポンプ場削除 (流域関連)	H25. 6.7 山形県告示第572号 A=744.50ha (汚水) (流域関連 変更なし) 同左 " " 同左
第19回 変更	—	H26. 9.17 下水第157号 A=1,681ha (汚水) (単独公共 変更なし) A= 844ha (雨水) (単独公共 変更なし) 計画人口→57,000人 (単独公共) 計画汚水量→33,700m ³ /日 (単独公共) 水処理電気棟新設	—

	都市計画法に基づく計画	下水道法に基づく事業計画	都市計画法に基づく事業認可
第20回 変更	—	H28. 3. 15 下水第347号(流域関連) A=745.7ha(汚水) A= 296ha(雨水) 計画人口 15,320人 計画汚水量 6,622m ³ /日 酒田第7汚水幹線施設計画の変更 改正下水道法施行に伴う事業計画書等 の変更 事業施行期間 (H11. 7. 1~H33. 3. 31)	H28. 3. 15 山形県告示第264号(流域関連) A=744.50ha(汚水) 同左 " " 事業施行期間 (H11. 7. 1~H33. 3. 31)
第21回 変更	—	H28. 3. 30 下水第392号 A=1,681ha(汚水) (単独公共 変更なし) A= 844ha(雨水) (単独公共 変更なし) 計画人口 57,000人 (単独公共 変更なし) 計画汚水量 33,700m ³ /日 (単独公共 変更なし) 高砂排水区 計画放流量の変更 高砂排水区 幹線管渠の変更	—
第22回 変更	—	H30. 3. 23 下水第358号 A=1,681ha(汚水) (単独公共 変更なし) A= 844ha(雨水) (単独公共 変更なし) 計画人口 54,360人 計画汚水量 28,200m ³ /日 家際第3排水区を酒井新田第2排水区へ 統合 酒井新田第2排水区調整池を計画 酒井新田第2排水区幹線管渠の変更	H30. 3. 23 山形県告示第222号 A=1,680ha(汚水) (単独公共 変更なし) A= 844ha(雨水) (単独公共 変更なし) 同左 "
第23回 変更	—	R3. 3. 30 下水第346号(流域関連) 〔汚水〕A=886.10ha 計画人口 17,780人 計画汚水量 7,018 m ³ /日 〔雨水〕A=296ha 松山第1処理分区の追加 酒田第2処理分区の変更 (酒田第2-1処理分区の追加) 事業施行期間 (H11. 7. 1~R8. 3. 31)	R3. 3. 30 山形県告示第256号(流域関連) 〔汚水〕A=720.60ha 計画人口 14,740人 計画汚水量 5,877 m ³ /日 〔雨水〕A=296ha 事業施行期間 (H11. 7. 1~R8. 3. 31)
第24回 変更	—	R4. 3. 24 下水第295号 A=2,217.97ha(汚水) (単独公共 A=537.00ha 追加) A= 929.38ha(雨水) (単独公共 A=85.78ha 追加) 計画人口 61,930人 計画汚水量 29,500 m ³ /日 〔雨水〕A=296ha 八幡地区、農業集落排水地区を酒田処理 区へ統合	R4. 3. 22 山形県告示第205号 A=1,680ha(汚水) (単独公共 変更なし) A= 844ha(雨水) (単独公共 変更なし) 同左 "

イ 西谷地処理区

◇基本計画策定 H20 A=4.3ha

	都市計画法に基づく計画	下水道法に基づく事業計画	都市計画法に基づく事業認可
当初計画	—	H20. 12. 18 指令都計第 17 号 A=4.30ha 計画人口 170 人 計画汚水量 65 m ³ /日	—
第 1 回 変更	—	H30. 3. 23 指令都計第 361 号 A=4.30ha 計画人口 110 人 計画汚水量 39 m ³ /日	—

ウ 八幡処理区

◇基本計画策定 H元 A=174ha

	都市計画法に基づく計画	下水道法に基づく事業計画	都市計画法に基づく事業認可
当初計画	H2. 12. 4 八幡町告示第 33 号 A=144ha	H3. 2. 20 指令下水発第 71 号 A=49.0ha 計画人口 2,300 人 計画汚水量 1,100m ³ /日	同 左 " "
第 1 回 変更	—	H6. 8. 9 指令下水発第 122 号 A=99.0ha 計画人口 3,300 人 計画汚水量 1,800m ³ /日	H6. 8. 9 山形県告示第 858 号 同 左 " "
第 2 回 変更	—	H11. 10. 18 建設省形都下公発第 6 号-2 A=149.0ha 計画人口 4,254 人 計画汚水量 2,250m ³ /日	H11. 11. 12 山形県告示第 1066 号 A=144.0ha 同 左 "
第 3 回 変更	—	H13. 6. 25 指令都計第 6 号 A=174.0ha (特環 A=25.0ha 追加) 計画人口 4,750 人 計画汚水量 2,580m ³ /日	—
第 4 回 変更	—	H18. 9. 11 指令都計第 11 号 A=174.0ha 計画人口 4,400 人 計画汚水量 2,040m ³ /日	H18. 3. 31 山形県告示第 307 号 A=144.0ha 同 左 "
第 5 回 変更	—	H19. 9. 10 指令都計第 9 号 処理方式の変更 (嫌気好気ろ床法 → 好気性ろ床法)	—
第 6 回 変更	—	H30. 3. 23 指令都計第 360 号 汚水 : A=174.0ha 雨水 : A= 85.78ha 計画人口 3,550 人 計画汚水量 1,469m ³ /日	H30. 3. 23 山形県告示第 220 号 汚水 : A=144.0ha 雨水 : A= 85.78ha 同 左 "

エ 松山処理区

◇基本計画策定 H5 A=164.3ha

	都市計画法に基づく計画	下水道法に基づく事業計画	都市計画法に基づく事業認可
当初計画	—	H6. 12. 1 指令下水発第 133 号 A=97.3ha 計画人口 2,960 人 計画汚水量 1,810 m ³ /日	—
第 1 回 変更	—	H7. 12. 12 指令下水第 168 号 処理場の位置変更	—
第 2 回 変更	—	H12. 12. 25 指令下水第 13 号 A=164.3ha 計画人口 4,600 人 計画汚水量 3,120 m ³ /日	—
第 3 回 変更	—	H23. 3. 22 指令下水第 27 号 認可期間の変更	—
第 4 回 変更	—	H30. 3. 23 指令都計第 359 号 A=164.3ha 計画人口 3,140 人 計画汚水量 1,381 m ³ /日 水処理施設 1 系統削除	—

※令和 3 年 3 月、松山処理区を流域関連公共下水道に編入する事業計画に変更

Ⅲ－２ 業務状況

１ 下水道整備状況

(１) 事業費（公共下水道）

ア 酒田地区

(単位：千円)

年度	管渠 (公共)	公共処理場 (酒田市 クリーンセンター)	ポンプ場	その他	管渠 (特環)	管渠 (広域化)	流域下水道 建設負担金	管渠 (流域)	合計
令和元年度	299,456	-	-	788	1,067	-	10,769	143,681	455,761
令和2年度	153,145	-	-	1,368	-	-	18,847	54,285	227,645
令和3年度	300,661	-	-	-	-	-	4,147	-	304,808
令和4年度	23,842	-	7,000	-	-	58,817	16,812	25,411	131,882

イ 八幡地区

(単位：千円)

年度	管渠 (公共)	公共処理場 (八幡浄化 センター)	ポンプ場	管渠 (特環)	特環処理場 (八幡浄化 センター)	合計
平成18年度	-	41,300	-	31,202	-	72,502
平成19年度	-	89,560	-	-	-	89,560
平成20年度	-	427,890	-	-	-	427,890

※管渠(特環)の平成18年度については、事務費分を八幡地区と松山地区の工事請負比率で按分して算出

ウ 松山地区

(単位：千円)

年度	管渠 (特環)	特環処理場 (松山浄化 センター)	流域下水道 建設負担金 (広域化)	管渠 (広域化)	合計
平成21年度	6,150	-	-	-	6,150
平成22年度	5,961	-	-	-	5,961
令和3年度	14,878	-	15,838	26,400	57,116
令和4年度	-	-	41,942	-	41,942

※管渠(特環)の平成18年度については、事務費分を八幡地区と松山地区の工事請負比率で按分して算出

(2) 普及・水洗化の推移

ア 単独公共下水道

(ア) 酒田処理区

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口								水洗化人口								普及率				水洗化率			
		中央処理分区		南部処理分区		北部処理分区		計		中央処理分区		南部処理分区		北部処理分区		計		中央	南部	北部	計	中央	南部	北部	計
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	84,574	-283	11,036	-135	30,908	-50	14,830	-468	56,774	-257	10,703	-9	28,043	55	13,527	-211	52,273	13.0	36.5	17.5	67.1	97.0	90.7	91.2	92.1
	99,537																	11.1	31.1	14.9	57.0				
令和3年度	83,553	-165	10,871	-182	30,726	-217	14,613	-564	56,210	-139	10,564	33	28,076	-136	13,391	-242	52,031	13.0	36.8	17.5	67.3	97.2	91.4	91.6	92.6
	98,182																	11.1	31.3	14.9	57.3				
令和4年度	82,518	-209	10,662	-146	30,580	-132	14,481	-487	55,723	-171	10,393	-40	28,036	-62	13,329	-273	51,758	12.9	37.1	17.5	67.5	97.5	91.7	92.0	92.9
	96,777																	11.0	31.6	15.0	57.6				

※行政区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

(イ) 八幡処理区

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		公共		特定環境保全		計		公共		特定環境保全		計		公共	特環	計	公共	特環	計
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	5,335	-53	3,075	-23	598	-76	3,673	-34	2,762	-14	457	-48	3,219	57.6	11.2	68.8	89.8	76.4	87.6
	99,537													3.1	0.6	3.7			
令和3年度	5,215	-70	3,005	-11	587	-81	3,592	-49	2,713	-7	450	-56	3,163	57.6	11.3	68.9	90.3	76.7	88.1
	98,182													3.1	0.6	3.7			
令和4年度	5,071	-68	2,937	-17	570	-85	3,507	-49	2,664	-4	446	-53	3,110	57.9	11.2	69.2	90.7	78.2	88.7
	96,777													3.0	0.6	3.6			

※行政区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

(ウ) 松山処理区

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口		水洗化人口		普及率 (%)	水洗化率 (%)
		特定環境保全	特定環境保全	特定環境保全	特定環境保全		
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計
令和2年度	3,922	-89	3,248	-56	2,909	82.8	89.6
	99,537					3.3	
令和3年度	3,819	-92	3,156	-65	2,844	82.6	90.1
	98,182					3.2	
令和4年度	3,703	-71	3,085	-52	2,792	83.3	90.5
	96,777					3.2	

※行政区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

(工) 西谷地処理区

年度	行政区域内人口	処理区域内人口		水洗化人口		普及率	水洗化率
		特定環境保全		特定環境保全			
	(人)	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)
令和2年度	84,574	-4	111	-2	49	0.1	44.1
	99,537					0.1	
令和3年度	83,553	-7	104	-5	44	0.1	42.3
	98,182					0.1	
令和4年度	82,518	-2	102	-1	43	0.1	42.2
	96,777					0.1	

※行政区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

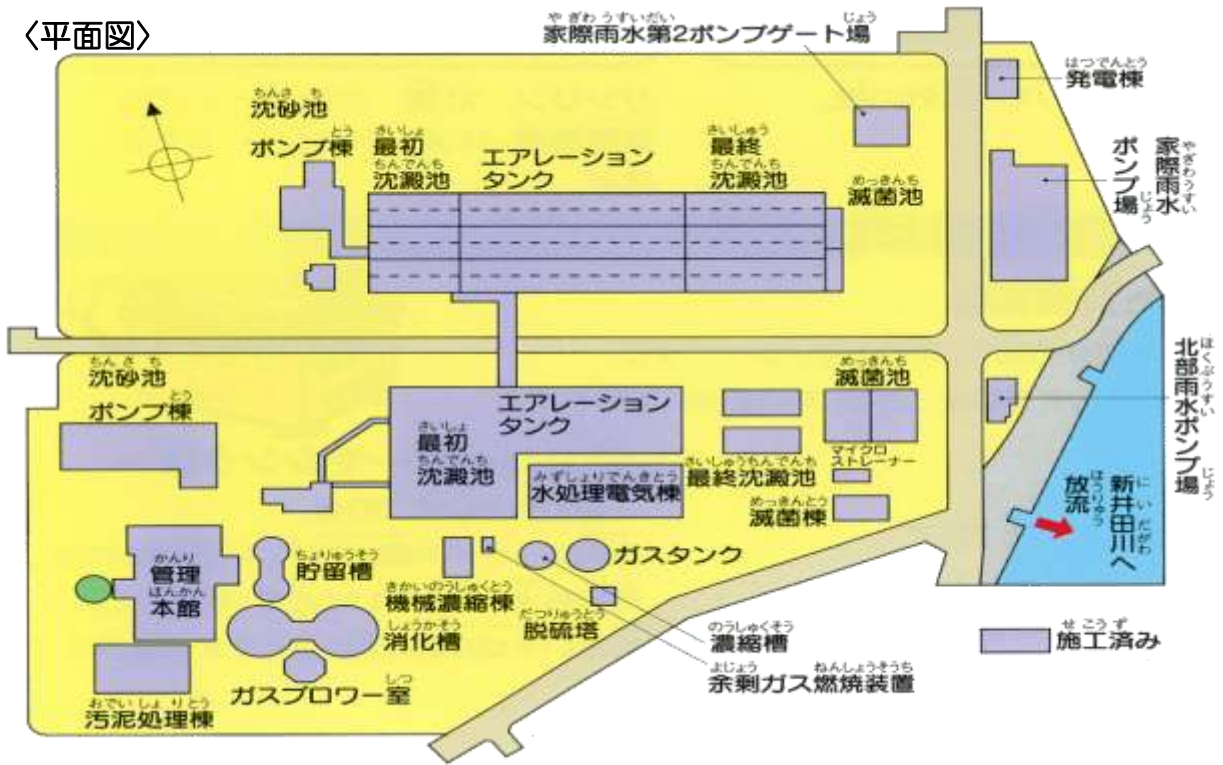
イ 流域関連公共下水道

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		若宮処理区		庄内処理区		計		若宮処理区		庄内処理区		計		若宮	庄内	計	若宮	庄内	計
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	84,574	-	-	-56	15,491	-56	15,491	-	-	69	12,843	69	12,843	-	-	18.3	-	-	82.9
	99,537	-	-	-164	15,327	-164	15,327	-	-	-5	12,838	-5	12,838	-	-	15.6	-	-	83.8
令和3年度	83,553	-	-	-204	15,123	-204	15,123	-	-	-17	12,821	-17	12,821	-	-	18.3	-	-	84.8
	98,182	-	-	-204	15,123	-204	15,123	-	-	-17	12,821	-17	12,821	-	-	15.6	-	-	84.8
令和4年度	82,518	-	-	-204	15,123	-204	15,123	-	-	-17	12,821	-17	12,821	-	-	18.3	-	-	84.8
	96,777	-	-	-204	15,123	-204	15,123	-	-	-17	12,821	-17	12,821	-	-	15.6	-	-	84.8

※行政区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

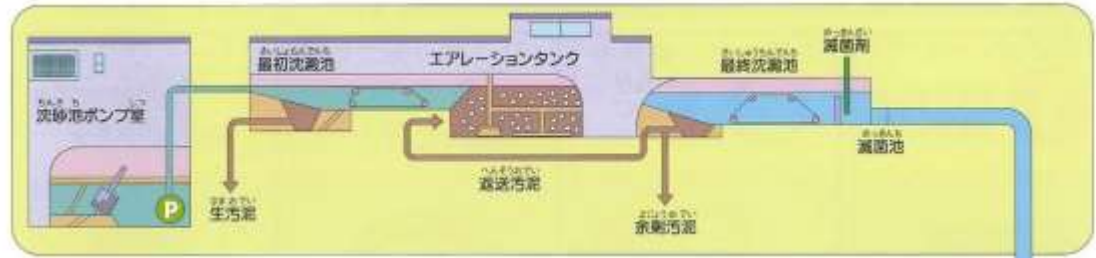
さかたし
酒田市クリーンセンター

〈平面図〉

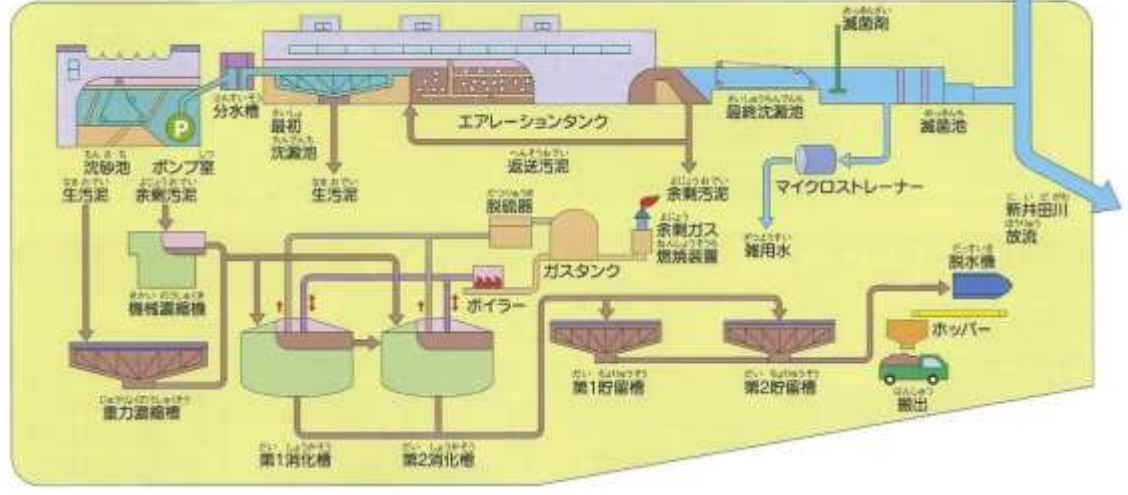


処理フローシート

〈分流式〉



〈合流式〉



(4) 八幡浄化センター

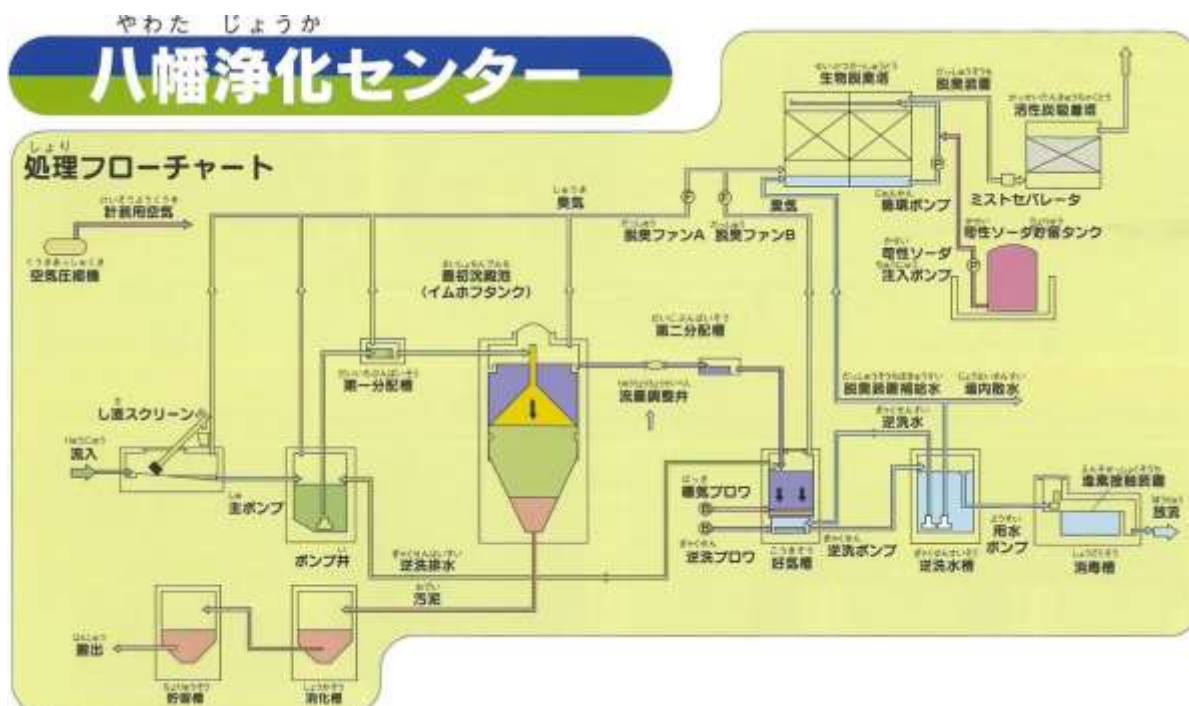
ア 施設概要 (令和4年度)

項 目		事業計画	現有能力
所在地		酒田市大久保字本久保 15 番地	
敷地面積		1.16 ha	
処理面積		174.00 ha	
処理人口		3,550 人	
汚水処理能力(分流式)		2,040 m ³ /日	2,040 m ³ /日
処理方式 (下水処理)		好気性ろ床法	
(汚泥処理)		—	
設計水質	(流入水)	SS 260 mg/l	SS 260 mg/l
		BOD 260 mg/l	BOD 260 mg/l
	(放流水)	SS 20 mg/l	SS 20 mg/l
		BOD 15 mg/l	BOD 15 mg/l
排除方式		分流式	

イ 処理実績 (令和4年度)

○処理水量 285,194m³/年 ○平均処理水量 781m³/日
 ○水質 (年平均値) (単位 : mg/l)

	SS(分流)	BOD(分流)
流入水	290	305
放流水	3.5	5.8
除去率	98.9	98.1



(5) 松山浄化センター

ア 施設概要 (令和4年度)

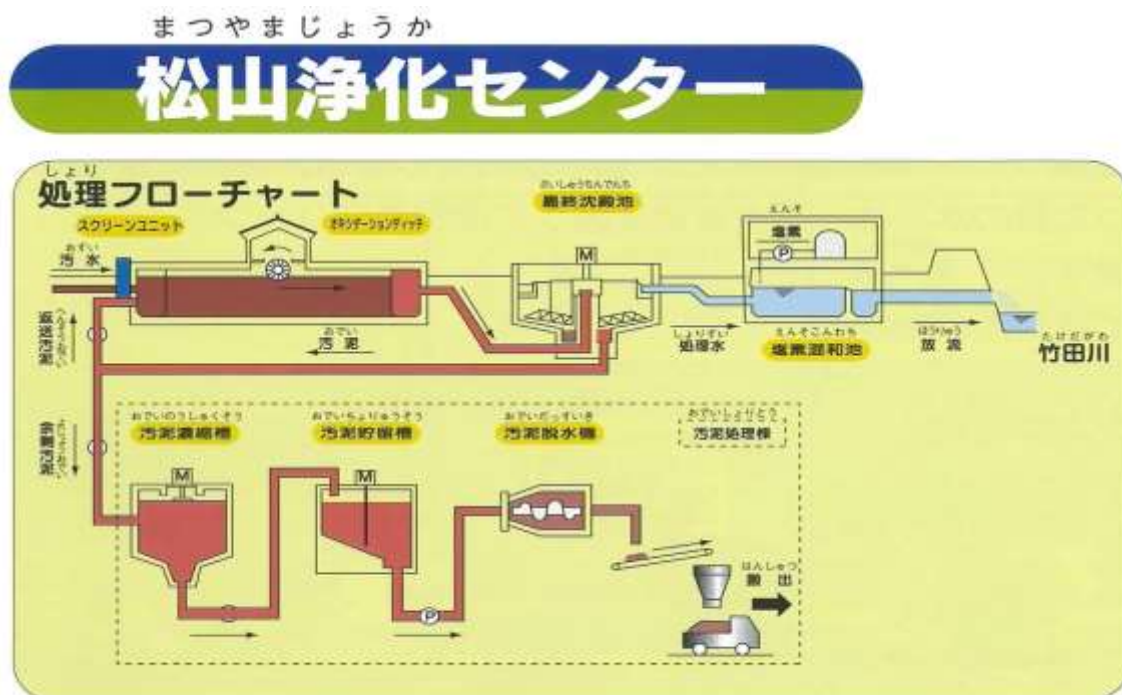
項 目		事業計画	現有能力
所在地		酒田市竹田字下川原 277 番地	
敷地面積		1.02 ha	
処理面積		164.30 ha	
処理人口		3,140 人	
汚水処理能力 (分流式)		2,400 m ³ /日	2,400 m ³ /日
処理方式 (下水処理)		オキシデーションディッチ法	
(汚泥処理)		遠心脱水方式	
設計水質	(流入水)	SS 220 mg/l	SS 220 mg/l
		BOD 240 mg/l	BOD 240 mg/l
	(放流水)	SS 20 mg/l	SS 20 mg/l
		BOD 15 mg/l	BOD 15 mg/l
排除方式		分流式	

イ 処理実績 (令和4年度)

○処理水量 263,646 m³/年 ○平均処理水量 722 m³/日

○水質 (年平均値) (単位: mg/l)

	SS(分流)	BOD(分流)
流入水	237	218
放流水	0.7	1.7
除去率	99.7	99.2



2 農業集落排水・簡易排水整備状況

(1) 農業集落排水事業・簡易排水事業総括表

令和5.3.31現在

処理区名	事業名	事業年度	供用開始	事業実績			定住		水洗化		水洗化率		
				面積	管路延長	処理方式	世帯数	人口	世帯数	人口			
供用開始地区	宮内	農村基盤総合整備特認事業	S52～S57	S56.6.1	23.9ha	2,974m	土壌式長時間曝気方式	178	445	176	442	99.3%	
	刈穂城輪	農村基盤総合整備パイロット事業	H3～H6	H7.2.1	平成28年12月、上野曾根処理区へ統合のため廃止。			275	850	259	802	94.4%	
	上野曾根	農業集落排水事業	H5～H8	H9.2.1	65.8ha	11,476m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14R型						
	関	農業集落排水事業	H6～H10	H10.11.1	38.7ha	7,896m	流量調整槽前置型嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	174	503	161	478	95.0%	
	中平田	農業集落排水緊急整備事業	H8～H13	H11.10.29	63.5ha	10,606m	回分式活性汚泥方式 JARUS11型	244	671	215	613	91.4%	
	本橋	農業集落排水事業	H8～H14	H14.4.1	55.7ha	8,211m	回分式活性汚泥方式 JARUS11型	337	882	276	773	87.6%	
	漆曾根	農業集落排水事業	H9～H15	H16.3.1	52.3ha	7,621m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14型	280	797	235	681	85.4%	
	西荒瀬	農業集落排水統合補助事業	H13～H19	H19.4.1	61.0ha	14,121m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型	440	1,227	357	1,027	83.7%	
	東平田	農業集落排水資源循環統合補助事業	H14～H20	H20.4.1	76.0ha	12,984m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型	360	943	288	753	79.9%	
	中平田南	農業集落排水資源循環統合補助事業	H15～H20	H21.4.1	38.0ha	8,297m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型	170	491	146	422	85.9%	
	庭田吉田	農業集落排水資源循環統合補助事業	H18～H22	H23.4.1	49.0ha	11,499m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型	276	761	199	578	76.0%	
	浜中	農業集落排水資源循環統合補助事業	H21～H25	H26.4.1	88.7ha	14,029m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型	496	1,349	304	908	67.3%	
	酒田計(11地区)					612.6ha	109,714m		3,230	8,919	2,616	7,477	83.8%
	八幡南部	農村基盤総合整備パイロット事業	H3～H6	H6.7.1	53.8ha	10,195m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14R型	176	534	169	513	96.1%	
	升田	農業集落排水緊急整備事業	H7～H10	H9.10.1	19.6ha	3,254m	沈殿分離槽前置型接触曝気方式 JARUS1型	66	157	57	136	86.6%	
	青沢	農業集落排水事業	H10～H13	H13.4.25	9.3ha	1,821m	沈殿分離槽前置型接触曝気方式 JARUS1型	37	93	34	90	96.8%	
	八幡計(3地区)					82.7ha	15,270m		279	784	260	739	94.3%
	大川渡	農村総合整備モデル事業	S63～H2	H3.1.1	※平成27年3月、南部処理区へ統合のため廃止。			223	638	208	608	95.3%	
	南部	農業集落排水事業	H6～H9	H8.7.1	49.1ha	10,122m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14R型						
	成興野	農業集落排水事業	H7～H9	H10.4.1	※令和4年2月、南部処理区へ統合のため廃止。								
	松山計(2地区)					49.1ha	10,122m		223	638	208	608	95.3%
	飛鳥砂越	農村総合整備モデル事業	S55～H3	S61.10.16	130.0ha	14,045m	流量調整槽前置型嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	817	2,283	799	2,243	98.2%	
	檜橋	農業集落排水事業	S61～S63	H1.6.1	13.0ha	2,464m	嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS5型	78	208	75	204	98.1%	
山谷円道	農業集落排水事業	H2～H5	H5.6.1	97.4ha	14,375m	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型	254	658	238	628	95.4%		
本宮備畑	農業集落排水事業	H6～H9	H9.10.22	※令和3年12月、山谷円道処理区へ統合のため廃止。									
郡鏡	農業集落排水事業	H5～H8	H8.11.1	75.6ha	10,237m	流量調整槽前置型嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	458	1,262	443	1,221	96.8%		
元田沢	農業集落排水事業	H10～H14	H14.7.5	20.0ha	3,032m	流量調整槽前置型嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	79	215	61	181	84.2%		
平田計(6地区)					336.0ha	44,153m		1,686	4,626	1,616	4,477	96.8%	
農集完了地区計(22地区)					1,080.4ha	179,259m		5,418	14,967	4,700	13,301	88.9%	
柏谷沢	簡易排水事業 山村振興等農林漁業特別対策事業	H9～H10	H11.1.1	1.0ha	335m	分離接触曝気方式	3	6	2	4	66.7%		
総計	完了23地区 計23地区				1,081.4ha	179,594m		5,421	14,973	4,702	13,305	88.9%	

(2) 農業集落排水施設機能強化対策事業

令和 5. 3. 31 現在

処理区名	当初事業計画					機能強化対策事業								
	面積 (ha)	戸数※1	人口※1	管路延長 (m)	総事業費 (千円)	処理方式	事業年度	面積 (ha)	戸数	人口	管路延長 (m) ※2	総事業費 (千円)	処理方式	備考
宮内	23.9	195	950	2,974.0	394,000	土壌式長時間曝気方式	H21～H23	23.9	195	950	2,974.0	217,863	土壌式長時間曝気方式	
刈穂城輪	24.6	118	660	5,025.0	1,010,259	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	H25～H28	65.8	277	970	11,475.6 (994.6)	334,078	上野曾根地区へ 統合のため廃止	・上野曾根地区の処理方式変更 ・刈穂城輪地区を上野曾根地区に統合 (H28.12月)
上野曾根	41.2	186	820	5,456.0	934,731	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型							最初沈殿槽を前置した 連続流入間欠曝気方式 JARUS14R型	
関	38.7	175	840	7,896.4	987,181	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	H28～H29	38.7	178	610	7,896.4	27,792	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	
中平田	63.5	275	1,190	10,606.0	1,387,499	回分式活性汚泥方式 JARUS11型	H29～H30	63.5	266	920	10,606.0	39,102	回分式活性汚泥方式 JARUS11型	
本橋	55.7	356	1,800	8,210.6	1,351,104	回分式活性汚泥方式 JARUS11型								
漆曾根	52.3	290	1,340	7,621.0	1,191,247	連続流入間欠曝気方式 JARUS14型								
西荒瀬	61.0	461	1,750	14,121.0	1,462,631	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型 (管路施設:真空方式)								
東平田	76.0	384	1,480	12,984.0	1,468,198	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型 (管路施設:真空方式)								
中平田南	38.0	193	800	8,296.8	814,202	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型								
庭田吉田	49.0	264	1,090	11,499.0	1,073,450	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型								
浜中	88.7	464	1,730	14,029.2	1,544,148	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型 (管路施設:真空方式)								
酒田計	612.6	3,361	14,450	108,719.0	13,618,650			±0	▲ 33	▲ 1,010	994.6	618,835		※4
八幡南部	53.8	199	920	10,195.0	1,184,035	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	H25～H27	53.8	175	650	10,195.0	226,404	最初沈殿槽を前置した 連続流入間欠曝気方式 JARUS14R型	・処理方式変更
升田	19.6	114	470	3,254.0	616,714	沈殿分離槽前置型 接触曝気方式 JARUS1型	H27～R1	19.6	74	240	3,254.0	39,829	沈殿分離槽前置型 接触曝気方式 JARUS1型	
青沢	9.3	54	260	1,821.0	479,700	沈殿分離槽前置型 接触曝気方式 JARUS1型								
八幡計	82.7	367	1,650	15,270.0	2,280,449			±0	▲ 64	▲ 500	±0	266,233		※4
大川渡	6.9	61	310	1,106.0	187,602	嫌気性ろ床 接触曝気方式 JARUS5型	H23～H26	49.1	198	720	6,861.8 (590.8)	229,188	南部地区へ 統合のため廃止	・南部地区の処理方式変更 ・大川渡地区を南部地区に統合 (H27.3月) ・成興野地区を南部地区に統合 (R4.2月)
南部	32.0	149	750	5,165.0	807,143	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型							最初沈殿槽を前置した 連続流入間欠曝気方式 JARUS14R型	
成興野	10.2	51	250	2,074.0	410,899	沈殿分離槽前置型 接触曝気方式 JARUS1型							南部地区へ 統合のため廃止	
松山計	49.1	261	1,310	8,345.0	1,405,644			±0	▲ 63	▲ 590	1,777.4	348,894		※4
飛鳥砂越	130.0	750	3,600	14,011.2	1,089,760	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	H26～R2	130.0	872	2,720	14,045.2 (34.0)	144,080	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	・H11～15 機能強化実施 ・群鏡地区と一体事業 ※3
郡鏡	75.6	415	1,600	10,236.8	1,563,450	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型 (管路施設:真空方式)	H26～R2	75.6	484	1,520	10,236.8	—	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型 (管路施設:真空方式)	・H16～17 機能強化実施 ・飛鳥砂越地区と一体事業
檜橋	13.0	95	440	2,464.1	267,650	嫌気性ろ床 接触曝気方式 JARUS5型	H21～H22	13.0	95	440	2,464.1	107,500	嫌気性ろ床 接触曝気方式 JARUS5型	
山谷円道	61.4	177	920	6,659.4	828,920	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	H23～H24	97.4	287	920	6,659.4	191,963	連続流入間欠曝気方式 JARUS14G型	・山谷円道地区の処理方式変更 ・本宮備畑地区を山谷円道地区に統合(R3.12月)
本宮備畑	36.0	148	680	7,316.5	1,047,270	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型	H27～R3				7,715.6 (399.1)	136,874	山谷円道地区へ 統合のため廃止	
元田沢	20.0	96	440	3,032.0	671,070	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床接触曝気方式 JARUS3型								
平田計	336.0	1,681	7,680	43,720.0	5,468,120			±0	153	▲ 1,640	433.1	580,417		
農集完了 地区計	1,080.4	5,670	25,090	176,054.0	22,772,863		機能強化による増減	±0	▲ 7	▲ 3,740	3,205.1	1,814,379		※4
	1,080ha	5,670戸	25,090人	176,054m	22,773百万円		全合計	1,080ha	5,663戸	21,350人	179,259m	24,587百万円		※5

※1 事業計画戸数・人口には流入施設(事業所等)を含む。

※2 機能強化により整備した管路延長を加えた総延長。括弧書きは機能強化で新設した管路延長を示す。

※3 機能強化対策事業の飛鳥砂越地区の総事業費には群鏡地区分も含む。

※4 機能強化対策事業の面積、戸数、人口、管路延長の数値は、当初事業計画に対する増減を示す。

※5 機能強化対策事業の欄の数値は、当初事業計画に機能強化対策事業を加えたものを示す。

(3) 普及・水洗化の推移

ア 酒田地区

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		宮内		刈穂城輪		上野曽根		宮内		刈穂城輪		上野曽根		宮内	刈穂城輪	上野曽根	宮内	刈穂城輪	上野曽根
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	84,574	-14	444	-	-	-5	873	-14	444	-	-	-4	833	0.5	-	1.0	100.0	-	95.4
	99,537													0.4	-	0.9			
令和3年度	83,553	1	445	-	-	-23	850	-2	442	-	-	-31	802	0.5	-	1.0	99.3	-	94.4
	98,182													0.5	-	0.9			
令和4年度	82,518	-15	430	-	-	-32	818	-13	429	-	-	-27	775	0.5	-	1.0	99.8	-	94.7
	96,777													0.4	-	0.8			

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		関		中平田		本楯		関		中平田		本楯		関	中平田	本楯	関	中平田	本楯
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	84,574	-19	511	-18	691	-1	886	-16	486	-20	628	-5	779	0.6	0.8	1.0	95.1	90.9	87.9
	99,537													0.5	0.7	0.9			
令和3年度	83,553	-8	503	-20	671	-4	882	-8	478	-15	613	-6	773	0.6	0.8	1.1	95.0	91.4	87.6
	98,182													0.5	0.7	0.9			
令和4年度	82,518	-38	465	-10	661	0	882	-35	443	-8	605	0	773	0.6	0.8	1.1	95.3	91.5	87.6
	96,777													0.5	0.7	0.9			

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		漆曽根		西荒瀬		東平田		漆曽根		西荒瀬		東平田		漆曽根	西荒瀬	東平田	漆曽根	西荒瀬	東平田
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	84,574	-15	817	-32	1,261	-22	974	-13	701	-30	1,062	-6	782	1.0	1.5	1.2	85.8	84.2	80.3
	99,537													0.8	1.3	1.0			
令和3年度	83,553	-20	797	-34	1,227	-31	943	-20	681	-35	1,027	-29	753	1.0	1.5	1.1	85.4	83.7	79.9
	98,182													0.8	1.2	1.0			
令和4年度	82,518	-12	785	-14	1,213	-39	904	2	683	-2	1,025	-18	735	1.0	1.5	1.1	87.0	84.5	81.3
	96,777													0.8	1.3	0.9			

年度	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		中平田南		庭田吉田		浜中		中平田南		庭田吉田		浜中		中平田南	庭田吉田	浜中	中平田南	庭田吉田	浜中
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	84,574	-18	506	-24	779	-31	1,372	-6	425	-13	576	10	906	0.6	0.9	1.6	84.0	73.9	66.0
	99,537													0.5	0.8	1.4			
令和3年度	83,553	-15	491	-18	761	-23	1,349	-3	422	2	578	2	908	0.6	0.9	1.6	85.9	76.0	67.3
	98,182													0.5	0.8	1.4			
令和4年度	82,518	-10	481	-26	735	-43	1,306	-8	414	-19	559	-3	905	0.6	0.9	1.6	86.1	76.1	69.3
	96,777													0.5	0.8	1.3			

※行政区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

イ 八幡地区

年度	行政区区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		八幡南部		升田		青沢		八幡南部		升田		青沢		八幡南部	升田	青沢	八幡南部	升田	青沢
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	5,335	-4	541	-8	161	-4	96	-4	520	4	138	2	91	10.1	3.0	1.8	96.1	85.7	94.8
	99,537													0.5	0.2	0.1			
令和3年度	5,215	-7	534	-4	157	-3	93	-7	513	-2	136	-1	90	10.2	3.0	1.8	96.1	86.6	96.8
	98,182													0.5	0.2	0.1			
令和4年度	5,071	-15	519	-6	151	-6	87	-14	499	-6	130	-5	85	10.2	3.0	1.7	96.1	86.1	97.7
	96,777													0.5	0.2	0.1			

※行政区区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

ウ 松山地区

年度	行政区区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		大川渡		南部		成興野		大川渡		南部		成興野		大川渡	南部	成興野	大川渡	南部	成興野
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	3,922	-	-	-16	511	0	134	-	-	-15	492	1	121	-	13.0	3.4	-	96.3	90.3
	99,537													-	0.5	0.1			
令和3年度	3,819	-	-	-5	506	-2	132	-	-	-3	489	-2	119	-	13.2	3.5	-	96.6	90.2
	98,182													-	0.5	0.1			
令和4年度	3,703	-	-	-36	470	-8	124	-	-	-35	454	-9	110	-	12.7	3.3	-	96.6	88.7
	96,777													-	0.5	0.1			

※行政区区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

エ 平田地区

年度	行政区区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		飛鳥砂越		檜橋		山谷円道		飛鳥砂越		檜橋		山谷円道		飛鳥砂越	檜橋	山谷円道	飛鳥砂越	檜橋	山谷円道
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	5,706	-31	2,291	3	224	-8	397	-29	2,250	2	217	-9	371	40.2	3.9	7.0	98.2	96.9	93.5
	99,537													2.3	0.2	0.4			
令和3年度	5,595	-8	2,283	-16	208	-19	378	-7	2,243	-13	204	-18	353	40.8	3.7	6.8	98.2	98.1	93.4
	98,182													2.3	0.2	0.4			
令和4年度	5,485	-19	2,264	-6	202	-11	367	-16	2,227	-8	196	-11	342	41.3	3.7	6.7	98.4	97.0	93.2
	96,777													2.3	0.2	0.4			

年度	行政区区域内人口 (人)	処理区域内人口						水洗化人口						普及率			水洗化率		
		郡鏡		本宮備畑		元田沢		郡鏡		本宮備畑		元田沢		郡鏡	本宮備畑	元田沢	郡鏡	本宮備畑	元田沢
		(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(人)	累計	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
令和2年度	5,706	22	1,281	-18	300	-4	226	24	1,237	-15	294	0	189	22.5	5.3	4.0	96.6	98.0	83.6
	99,537													1.3	0.3	0.2			
令和3年度	5,595	-19	1,262	-20	280	-11	215	-16	1,221	-19	275	-8	181	22.6	5.0	3.8	96.8	98.2	84.2
	98,182													1.3	0.3	0.2			
令和4年度	5,485	-9	1,253	-23	257	-12	203	-5	1,216	-22	253	-12	169	22.8	4.7	3.7	97.0	98.4	83.3
	96,777													1.3	0.3	0.2			

※行政区区域内人口は、上段が旧行政区、下段が新行政区

3 合併処理浄化槽整備状況

合併処理浄化槽整備事業総括表

事業名	地区及び現設置基数			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
浄化槽設置整備 補助事業	酒田地区 180基			
	八幡地区 139基			
	松山地区 0基			
	平田地区 126基			
	計 445基			
市町村整備 推進事業	酒田地区 404基	5	3	3
	八幡地区 49基	1	2	
	松山地区 0基			
	平田地区 199基	1	1	2
	計 652基	7	6	5
個別排水 施設事業	酒田地区 0基			
	八幡地区 41基			
	松山地区 0基			
	平田地区 33基			
	計 74基			
計	単年度計 (基)	7	6	5
	累 計 (基)	1,160	1,166	1,171

4 排水設備工事確認申請状況

確認申請実績

(単位：件)

年 度	事業別	確認件数		合 計	指定工事店
		新設工事	増設改築工事		
令和2年度	公共下水道	493	300	559	195
	農業集落排水	63	38		
	合併処理浄化槽	3	0		
令和3年度	公共下水道	447	255	490	193
	農業集落排水	42	27		
	合併処理浄化槽	1	0		
令和4年度	公共下水道	453	267	498	191
	農業集落排水	45	27		
	合併処理浄化槽	0	0		

※指定工事店は、年度末の登録件数

5 融資あっせん及び利子補給制度

(1) 融資あっせん及び利子補給制度の内容

下水道使用料は、下水道事業の維持管理費等に充当するために徴収するものです。算定方法としては上水道を使用している場合には、その使用水量に応じて、また、井戸水を使用している場合には、世帯人数等により使用水量を認定しています。

本市では、使用水量に応じて料金を決める従量料金制を採用し、平成 23 年 6 月から料金が統一されました。(金額はすべて税抜き)

	内 容
融資あっせん 対 象 者	①建築物の所有者またはその同意を得た方 ②市税、下水道受益者負担金、農業集落排水受益者分担金、合併処理浄化槽受益者分担金及び下水道等使用料を滞納していない方
融 資 限 度 額	対象者 1 件当たり 150 万円 (1 万円単位)
償 還 期 間	借り受けた日の属する月の翌月から 5 年以内
償 還 方 法	毎月の元金均等償還
融資あっせん の借り入れ金 に 対 す る 利 子 補 給	建築物のうち、住宅（併用住宅を含む）について ①供用開始の公示の日から 2 年以内に工事を完了した方については、150 万円 までについて貸付金利全額の利子補給を行う。 ②供用開始の公示の日から、2 年を超え 3 年以内に工事を完了した方について は、150 万円までの貸付金利 2 分の 1 の額の利子補給を行う。 ただし年 6%を超える場合は、年 3%を超える分の金利について利子補給を 行う。 ③供用開始の公示の日から 3 年を経過してから工事を完了した方については、 利子補給は行わない。

(2) 水洗化及び改造資金融資あっせん・利子補給状況

年 度	水洗化の状況		改造資金融資あっせん・利子補給状況				摘 要		
	事業別	件 数 (件)	あっせん 件数 (件)	利用率 (%)	あっせん額 (千円)	利子補給額 (円)	改訂月日	利 率 (%)	限度額 (万円)
令和2年度	公共下水道	493	1	0.2	1,000	7,536	R2.9.1	1.25	150
	農業集落排水	63	0	0.0	0	0	R3.3.1	1.20	
	合併処理 浄化槽	3	0	0.0	0	0	1戸平均融資額(円)		1,000,000
	合 計	559	1	0.2	1,000	7,536	1戸平均利子補給額(円)		7,536
							※要項第2項2号に該当。 合計利子：15,072円 利子補給（半額）		
令和3年度	公共下水道	444	2	0.5	1,220	0	R3.9.1	1.20	150
	農業集落排水	46	0	0.0	0	0	R4.3.1	1.20	
	合併処理 浄化槽	1	0	0.0	0	0	1戸平均融資額(円)		610,000
	合 計	491	2	0.4	1,220	0	1戸平均利子補給額(円)		0
							※要項第2項3号に該当。 利子補給対象外		
令和4年度	公共下水道	441	1	0.2	680	0	R4.9.1	1.40	150
	農業集落排水	44	0	0.0	0	0	R5.3.1	1.60	
	合併処理 浄化槽	0	0	0.0	0	0	1戸平均融資額(円)		680,000
	合 計	485	1	0.2	680	0	1戸平均利子補給額(円)		0
							※要項第2項3号に該当。 利子補給対象外		

6 使用料

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、下水道事業の維持管理費等に充当するために徴収するものです。算定方法としては上水道を使用している場合には、その使用水量に応じて、また、井戸水を使用している場合には、世帯人数等により使用水量を認定しています。

本市では、使用水量に応じて料金を決める従量料金制を採用し、平成23年6月から料金が統一されました。（金額はすべて税抜き）

ア 料金表

汚水の種類	基本料金	従 量 料 金			
		従 量 使 用 量	金 額 (1m ³ につき)	八幡地区 松山地区	
				21年6月から	23年6月から
一般汚水	900 円	10m ³ まで	105 円	95 円	105 円
		10m ³ を超え 30m ³ まで	180 円	160 円	180 円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	215 円	190 円	215 円
		50m ³ を超え100m ³ まで	230 円	205 円	230 円
		100m ³ を超える分	250 円	225 円	250 円
浴場汚水、プール汚水、建設工事に伴う地下水	900 円		45 円		

イ 料金改定の経過

(ア) 酒田地区

	当初(※)	昭和56年	昭和60年	平成元年	平成4年	平成9年	平成13年
基本料金	450 円	320 円	400 円	500 円	700 円	850 円	900 円
20m ³	1,000 円	1,620 円	2,000 円	2,600 円	3,050 円	3,450 円	3,750 円

※当初は10m³までを基本料金として算定していましたが、昭和56年改定から従量料金制を採用しました。

(イ) 八幡地区

	当初	平成16年	平成19年	平成21年	平成23年
基本料金	1,200 円	1,200 円	900 円	900 円	900 円
10m ³ を超えるもの	120 円	150 円	※3,150 円	3,450 円	3,750 円

(ウ) 松山地区

	当初	平成19年	平成21年	平成23年
基本料金	1,800 円	900 円	900 円	900 円
10m ³ を超えるもの	120 円	※3,150 円	3,450 円	3,750 円

※当初から10m³までを基本料金とした従量制により算定していましたが、平成19年改定から累進従量制を採用し、20m³金額として算定しています。

(2) 農業集落排水(簡易排水)事業・合併処理浄化槽事業使用料

農業集落排水(簡易排水)事業・合併処理浄化槽事業使用料は、維持管理費等の一部に充当するため徴収するものです。

酒田地区の使用料は、段階的に改定を行い平成21年6月より下水道使用料と同じ算定方法とし、平成23年6月から料金が統一されました。(金額はすべて税抜き)

ア 使用料金

(ア) 酒田地区使用料金表

基本料金		従量料金(1㎡につき)			
		H17.6～H19.5	H19.6～H21.5	H21.6～H26.5	H26.6～
900円	10㎡まで	90円	95円	105円	105円
	10㎡を超え30㎡まで	135円	160円	180円	180円
	30㎡を超え50㎡まで	155円	190円	215円	215円
	50㎡を超え100㎡まで	165円	205円	230円	230円
	100㎡を超える分	185円	225円	250円	250円
電気料相当分の額		600円	600円	686円	725円

※合併処理浄化槽(市設置)使用の場合は、電気料相当分の額を減じます。

(イ) 八幡、松山、平田地区使用料金表(農業集落排水・合併処理浄化槽)

基本料金		従量料金(1㎡につき)			
		H19.6～H21.5	H21.6～H23.5	H23.6～H26.4	H26.5～
900円	10㎡まで	90円	95円	105円	105円
	10㎡を超え30㎡まで	135円	160円	180円	180円
	30㎡を超え50㎡まで	155円	190円	215円	215円
	50㎡を超え100㎡まで	165円	205円	230円	230円
	100㎡を超える分	185円	225円	250円	250円
電気料相当分の額		八幡地区 600円 平田地区 762円	八幡地区 600円 平田地区 762円	686円	725円

※合併処理浄化槽事業の場合は、電気料相当分の額を減じます。

7 受益者負担金と分担金

(1) 下水道受益者負担金（分担金）

本市の下水道受益者負担金（分担金）は、管渠費の一部に充てられるものであり、下水道整備が行われた区域内の土地の所有者及び権利者に対して、その翌年から土地の面積に応じて賦課されます。

ア 負担金（分担金）の額

1平方メートル当り	470円
-----------	------

イ 負担金改定の経過

	昭和47年～昭和59年	昭和60年～平成元年	平成2年～平成7年	平成8年～
1平方メートル当り	157円	320円	410円	470円

(2) 農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業受益者負担金

本市の農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業の負担金は、排水施設築造費の一部に充てられるものであり、各事業が行われた区域内の受益者に対して、その翌年から賦課されます。

（農業集落排水は総事業費の6.75%、合併処理浄化槽は20万円）

また、旧平田地区は、平成21年3月までに浄化槽の工事が完了した受益者から徴収する合併処理浄化槽受益者負担金を10万円とする激変緩和措置を行ないました。

酒田市上下水道部

〒998-0854 山形県酒田市末広町 14 番 14 号
TEL 0234-22-1812 FAX 0234-22-2701